

金沢の福祉と保健

平成23年度

金沢市福祉健康局

金沢の福祉と保健（平成23年度）

平成23年（2011年）7月
金沢市福祉健康局

<目次>

	(ページ)
第1 福祉健康局の概況	1-1
I 平成23年度福祉健康局重点施策	1-1
II 福祉健康局の機構	1-4
III 福祉健康局の事務分掌	1-5
第2 福祉総務課	2-1
I 民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の状況	2-1
1 民生委員・児童委員	2-1
2 地区社会福祉協議会	2-2
3 地域福祉活動推進事業	2-2
4 善隣館の推移と現況	2-2
5 善隣館活動復興推進事業	2-3
II 社会福祉一般	2-9
1 社会福祉功労賞	2-4
2 福祉奉仕活動賞（ともしび賞）	2-4
3 福祉ボランティア奨励賞	2-4
4 福祉活動育成基金の設置	2-4
5 金沢市福祉奉仕活動育成事業	2-5
6 社会福祉施設耐震診断費等補助事業	2-5
7 金沢市育英会奨学事業	2-5
8 金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付制度	2-6
9 金沢市社会福祉施設整備等資金貸付制度	2-6
10 日本赤十字社金沢市地区事業	2-6
11 金沢市松ヶ枝福祉館	2-7
12 金沢福祉用具情報プラザ	2-7
13 社会福祉審議会の設置	2-8
14 高齢者等権利擁護窓口	2-8
III 戦争犠牲者の援護	2-9
1 戦没者慰霊式	2-9
2 旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族等の援護	2-9

IV	母子・寡婦・父子福祉	2-10
1	児童扶養手当	2-10
2	母子生活支援施設の概況	2-10
3	母子・寡婦福祉資金貸付制度	2-11
4	ひとり親家庭等日常生活支援事業	2-12
5	ホームフレンド派遣事業	2-12
6	ほほえみ家族事業	2-13
7	女性相談事業	2-13
8	母子自立支援員	2-14
9	母子家庭等自立促進事業	2-14
10	自立支援教育訓練給付金事業	2-14
11	高等職業訓練促進給付金事業	2-15
12	父子相談員	2-15
13	市営住宅活用母子世帯生活安定支援事業（平成21年4月1日実施）	2-15
V	児童福祉	2-16
1	子ども手当	2-16
2	入院助産（出産費用の助成）	2-16
第3	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	3-1
1	基本方針	3-1
2	組織	3-1
3	重点目標	3-2
4	事業内容	3-2
5	平成23年度一般会計資金収支予算	3-6
第4	生活支援課	4-1
I	生活保護	4-1
1	被保護世帯数・人員・保護率の年次推移	4-1
2	扶助別人員年次推移	4-1
3	労働力類型年次推移	4-2
4	保護開始・廃止の世帯員の推移および開始・廃止の理由別構成	4-3
5	世帯類型構成比	4-3
6	生活保護基準額の推移	4-4
7	扶助費構成の年次推移	4-5
8	金沢市の予算と生活保護扶助費	4-6
9	生活保護ケースおよび保護費取扱表	4-6
II	法外援護等	4-7
1	金沢市援護規則抜粋	4-7
2	援護の種類	4-7

3	法外援護費	4-7
4	夏季・歳末見舞金支給状況	4-8
5	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付制度	4-8
第5	介護保険課	5-1
1	制度のあらまし	5-1
2	介護保険サービスの種類	5-1
3	要介護認定からサービス利用までの手続き	5-2
4	要介護認定の状況	5-3
5	事業者の指定状況	5-3
6	介護保険サービスの利用状況	5-4
7	介護保険料の状況	5-5
8	在宅介護の推進	5-6
9	介護人材の養成	5-6
第6	長寿福祉課	6-1
1	高齢者福祉の背景	6-1
2	高齢者福祉施策の体系	6-2
3	高齢者生活支援施策	6-3
4	生きがい活動支援施策	6-4
5	介護家族支援施策	6-7
6	その他の在宅福祉施策	6-7
7	地域支援事業	6-8
8	入所施設	6-11
9	利用施設	6-12
第7	財団法人金沢市福祉サービス公社	7-1
1	基本方針	7-1
2	組織	7-1
3	事業概要	7-1
4	地域福祉ネットワークにおける公社の関わり	7-3
5	平成23年度予算	7-4
第8	子ども福祉課	8-1
1	「かなざわ子育て夢プラン2010」の推進	8-1
2	子育て支援総合コーディネート事業	8-1
3	ファミリーサポートセンター事業	8-1
4	生命(いのち)の絆「緒つつみ」事業	8-2
5	かなざわ子育て虹色クーポン支給事業	8-2

6	“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業	8-2
7	子育てファミリーカレッジ事業	8-2
8	パパっ子倍増月間事業	8-2
9	かなざわ子育て夢ステーション	8-3
10	金沢こども広場事業（金沢駅こどもらんど）	8-3
11	子育てサロン事業	8-3
12	イベント併設ミニ保育室の開設	8-4
13	保 育 所	8-5
14	夜 間 保 育 所	8-9
15	休 日 保 育 所	8-9
16	延長保育事業	8-9
17	統合保育事業	8-10
18	24時間型保育事業	8-10
19	年末保育サービス事業	8-10
20	病児一時保育事業	8-11
21	一時預かり事業	8-11
22	休日一時預かり事業	8-11
23	保育所地域子育て支援センター事業	8-12
24	児 童 館	8-13
25	放課後児童健全育成事業	8-15
26	地域組織活動育成クラブ活動費補助事業	8-18
27	子育て支援短期利用事業	8-20
28	児童家庭支援センター事業	8-20
第9	こども総合相談センター	9-1
1	発達相談グループ	9-1
2	児童相談所	9-2
第10	障 害 福 祉 課	10-1
1	身体障害者手帳制度	10-1
2	療育手帳（知的障害者）制度	10-2
3	精神障害者保健福祉手帳制度	10-2
4	障害者自立支援法の概要	10-2
5	地域生活支援事業について	10-7
6	重度障害者施策	10-12
7	社会参加・健全育成施策	10-14
8	その他の施策	10-17
第11	福祉指導監査課	11-1

1	社会福祉法人に対する指導監査	11-1
2	社会福祉施設に対する指導監査	11-1
3	介護サービス事業者に対する指導及び監査	11-2
4	福祉事務所等に対する指導監査	11-2
5	各課が実施する指導監督への協力	11-2
第12	健康推進部	12-1
I	保健衛生	12-1
1	母子保健	12-1
2	健康増進	12-4
3	医療費助成	12-10
4	救急、休日診療対策	12-14
5	精神保健福祉	12-15
6	難病支援	12-16
7	保健所・福祉健康センター	12-17
8	金沢健康プラザ大手町	12-17
9	食生活改善	12-18
10	医療施設等	12-19
11	感染症予防	12-19
12	結核対策	12-21
13	狂犬病対策	12-21
14	動物の愛護及び管理に関する法律関係	12-22
II	環境衛生	12-23
III	医療保険	12-28
第13	社会福祉関係諸施設、機関等	13-1
1	施設の状況	13-1
2	機関および団体一覧表	13-1
3	社会福祉施設一覧表	13-2
4	児童福祉施設一覧表	13-8
5	地区民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会	13-11

第1 福祉健康局の概況

I 平成23年度福祉健康局重点施策

1 子育ての喜びが実感できるまちへ

- ① 心豊かな子育て環境の整備
子育て出前サロン事業を実施
父親の育児参加を促す月間「パパっ子倍増月間」を設定し、育児イベントを開催
児童クラブSHOW絵画展を開催し、クラブ活動を周知
城北児童会館30周年記念事業を開催
- ② 子育てと仕事の両立支援
一時預かり拠点施設及び児童クラブを増設（太陽が丘地区 79クラブ→80クラブ）
ファミリーサポートセンターでの病後児受入体制を強化
- ③ 子どもと家族の健康づくりの支援
国基準により、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチン接種費用を全額助成
- ④ 安全でやさしい生活環境の整備
市立保育所の改修整備（0・1歳児受入体制強化）を実施
私立保育所の改築・耐震化改修等を支援
保育所サーベイランス導入に向けての体制を強化
鞍月児童館建設のほか、児童クラブ、児童館、児童自立支援施設等の改修
- ⑤ ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ⑥ 児童虐待防止体制の充実
施設入所児童の家庭生活体験事業の実施
学生の自主的な企画・運営による児童虐待防止広報活動を実施
- ⑦ 発達の遅れや障害のある子ども等への支援
富樫幼児相談室での相談支援体制を充実
概ね20歳までを対象とした青少年相談窓口を児童相談所に開設
- ⑧ 経済的な支援の充実
子育て支援医療助成費の対象拡大（入院：中学生まで、通院：小学3年生まで）

2 高齢者の生活支援

- ① 養護老人ホーム建設事業費補助
養護老人ホーム向陽苑木曳野の移転新築を支援
- ② 介護保険サービス基盤の整備
ケアハウス、小規模特別養護老人ホーム、グループホームの建設を支援
小規模特別養護老人ホーム及びグループホームの開設準備経費を支援
- ③ 福祉避難所検討会の設置
要援護者が安心して避難生活を送れる福祉避難所のあり方を検討
- ④ 市民と共に築く支援体制の推進
まちぐるみ福祉活動推進員による見守りを実施

3 「長寿安心プラン2009」の推進と「長寿安心プラン2012」の策定

- ① 第4期事業計画に基づく施策全般の評価等を実施
- ② 介護老人福祉施設入居申込者等の実態調査や市民フォーラムの開催などにより、市民ニーズを反映した新たなプランを策定

4 母子家庭等の自立支援の推進

「ひとり親家庭等自立促進計画2012」を策定するなど母子家庭の自立支援を推進

5 障害者自立支援法の着実な推進と福祉的就労支援策の拡充、各種施策の推進

- ① 障害者自立支援法の着実な推進
障害福祉サービスや地域生活支援事業における低所得者の利用者負担軽減
日常生活用具給付等事業における電磁調理器など7品目の給付要件を緩和
- ② 就労支援策の拡充
障害者雇用促進施策を検討するため、市内企業との懇話会を開催
(併せて特例子会社の誘致策も含めて検討)
市内企業の人事担当者等を対象とした障害者雇用促進セミナーを開催
- ③ 災害安全対策の具現化
障害者福祉避難所を選定し、避難所生活に必要な備品を配備
障害のある方を対象とした避難訓練を実施
- ④ 次期金沢市障害福祉計画の策定
第3期計画(H24~26)を策定し、計画的なサービス提供体制を整備

6 市民の健康づくりの推進

- ① 健康づくりを支える環境の整備
 - ・新たな「金沢健康プラン」策定に向けて準備を実施
 - ・受動喫煙防止対策を推進
 - ・妊婦健康診査の検査項目を充実
 - ・大腸がん、肝炎、女性特有のがん検診受診を重点的に推進
 - ・慢性腎臓病予防対策事業の普及啓発を強化
 - ・相談体制を充実し、こころの健康づくりを推進
 - ・慢性腎臓病予防対策事業として啓発や予備軍の早期支援を実施
- ② 医療費助成制度の充実
 - ・各種医療費助成を継続し、障害のある方やひとり親家庭等の自立した社会生活の支援及び子どもを生き育てやすい環境を充実
 - ・子育て支援医療助成費の対象を拡大(再掲)

7 金沢市食育推進計画の策定

国の食育推進計画改定に伴い「かなざわ食育プラン2011」を策定

8 新型インフルエンザをはじめとする感染症予防の推進

- ① 院内感染地域支援ネットワークを構築し、医療機関内での感染予防に対する相談体制を強化
- ② 事業所や社会福祉施設を対象に、感染症に関する研修会を実施
- ③ 新型インフルエンザの流行に備え、防護対策品を備蓄・供給

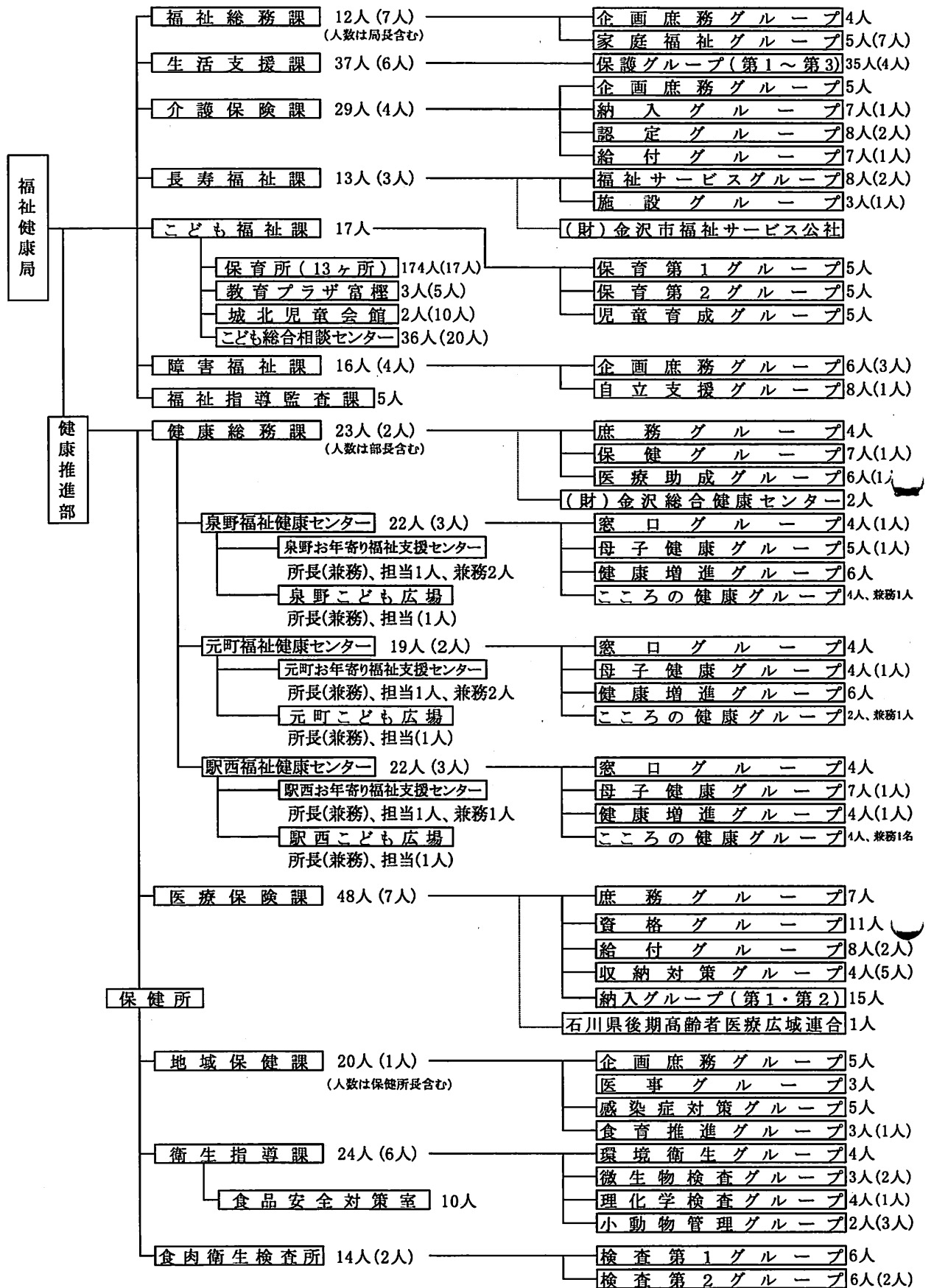
9 国民健康保険事業の充実

- ① 国民健康保険料率の改定
市民生活への影響に配慮し、国の基準による賦課限度額の引き上げ及び介護納付金の増に伴う介護保険料分の引き上げにとどめ、医療保険料分及び後期高齢者支援金分の保険料率分を据置。
- ② 健康増進、医療費適正化の推進
被保険者の健康増進や医療費の適正化のため脳ドックの助成定員を拡大(200人→300人)。

10 市民の生活安全の推進

- ① 健康危機管理体制の確立
高病原性鳥インフルエンザなどの健康危機に対し、迅速かつ的確に対応する体制を構築
- ② 食の安全安心行動計画の具現化
畜産食品の残留農薬に対する検査体制を整備
食肉取扱施設での細菌検査を強化(20検体→440検体)
市単独で20か月齢以下の牛のBSE検査を継続実施

II 福祉健康局の機構



(注) 職員数は、平成23年4月1日現在の予算定数、
()の数字は、非常勤職員数及び再任用職員数

Ⅲ 福祉健康局の事務分掌

課	グループ	事務分掌
福祉総務課	企画庶務グループ ☎220-2278	<ol style="list-style-type: none"> 福祉保健行政の総合的な調整に関する事項 福祉行政の企画及び連絡調整に関する事項 社会福祉審議会に関する事項 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 社会福祉事業に従事する職員の研修等に関する事項 地域福祉活動の振興に関する事項 福祉奉仕活動の育成に関する事項 福祉活動育成基金に関する事項 民生委員及び児童委員に関する事項 善隣館に関する事項 更生保護団体等の補助に関する事項 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事項 金沢市育英会奨学資金に関する事項 金沢福祉用具情報プラザに関する事項
	家庭福祉グループ ☎220-2285	<ol style="list-style-type: none"> 子ども手当及び児童扶養手当に関する事項 母子生活支援施設及び助産所に関する事項 母子・父子及び寡婦福祉に関する事項 女性の保護更生に関する事項 母子父子福祉相談に関する事項 母子寡婦福祉資金の貸付事務に関する事項
生活支援課	保護グループ(第1~第3) ☎220-2292 ~2294	<ol style="list-style-type: none"> 生活保護法に関する事項 金沢市援護規則の規定による援護（長寿福祉課および障害福祉課に属するものを除く。）に関する事項 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項
介護保険課	企画庶務グループ ☎220-2264	<ol style="list-style-type: none"> 介護保険事業計画に関する事項 介護保険運営協議会に関する事項 その他介護保険に関する事項
	納入グループ ☎220-2264	<ol style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者の資格に関する事項 介護保険料の賦課に関する事項 介護保険料等の収納に関する事項
	認定グループ ☎220-2264	<ol style="list-style-type: none"> 要介護認定等に関する事項
	給付グループ ☎220-2264	<ol style="list-style-type: none"> 介護保険の給付に関する事項 地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項

課	グループ	事務分掌	
長寿福祉課	福祉サービスグループ ☎220-2288	<ul style="list-style-type: none"> 1. 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2. 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項 3. 長寿祝い金に関する事項 4. 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項(障害者に係るものを除く。) 	
	施設グループ ☎220-2288	<ul style="list-style-type: none"> 1. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2. 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩いの家に関する事項 3. 福祉作業センター等高齢者の生きがいに関する事項 4. 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項 	
こども福祉課	保育第1グループ ☎220-2299	<ul style="list-style-type: none"> 1. 市立保育所に関する事項 2. 保育職員の研修の企画に関する事項 3. 課の庶務に関する事項 4. 他のグループに属しない事項 	
		<ul style="list-style-type: none"> 1. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業(保育所に係るものに限る。)に関する事項 2. 私立保育所に関する事項 3. 認可外保育施設に関する事項 	
	児童育成グループ ☎220-2299	<ul style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業(保育所に係るものを除く。)に関する事項 3. 児童館に関する事項 4. 児童クラブに関する事項 5. 少子化対策の推進に関する事項 	
		<ul style="list-style-type: none"> 1. 児童の健全な遊びの指導に関する事項 2. 児童館が実施する事業の指導及び推進に関する事項 3. 城北児童会館の管理運営に関する事項 	
	こども総合相談センター ☎243-1081	庶務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2. 要保護児童対策地域協議会に関する事項(代表者会議に関する事項に限る。) 3. こども総合相談センターの庶務に関する事項 4. 他グループに属しない事項
		発達相談グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1. 保育相談に関する事項 2. 幼児相談室に関する事項
	児童相談所 ☎243-4158	相談第1グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1. 児童等に係る必要な調査に関する事項 2. 児童等に係る調査又は判定に基づく必要な指導に関する事項 3. 相談に係る専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 4. 里親に関する事項
		相談第2グループ	<ul style="list-style-type: none"> 5. 要保護児童対策地域協議会に関する事項(代表者会議に関する事項を除く。) (各グループは、所長が定める種別の相談に係るものをそれぞれ担当する。)
		心理判定グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1. 児童等に係る必要な心理学的な判定に関する事項
		一時保護グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1. 児童の一時保護に関する事項

課	グループ	事 務 分 掌
障 害 福 祉 課	企画庶務グループ ☎220-2289	1. 障害者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2. 身体障害者手帳の交付に関する事項 3. 特別児童扶養手当等に関する事項 4. 障害者の社会参加の促進に関する事項 5. 障害者高齢者体育館に関する事項
	自立支援グループ ☎220-2291	1. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2. 障害程度区分の認定に関する事項 3. 障害者等の介護給付費等に関する事項 4. 自立支援医療機関の指定等に関する事項 5. 障害者の施設訓練等支援事業に関する事項 6. 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項 7. 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 8. ひまわり教室に関する事項 9. 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものに限る。）
福祉指導監査課 ☎220-2305	福祉指導監査 グループ	1. 福祉事務所の指導監査に関する事項 2. 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項

健康推進部

課	グループ	事 務 分 掌	
健康 総務 課	庶務グループ ☎220-2229	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 2. 簡易水道に関する事項 3. 課の庶務に関する事項 4. 他グループに属しない事項 	
	保健グループ ☎220-2517	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 2. 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 3. 生活習慣病の予防に関する事項 4. 健康増進事業の実施に関する事項 5. 救急医療に関する事項 6. 特定保健指導に関する事項 	
	医療助成グループ ☎220-2233	<ol style="list-style-type: none"> 1. 乳幼児、高齢者等の医療費助成に関する事項 	
	福祉健康センター	窓口グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 2. 身体障害者手帳の交付に関する事項 3. 予防接種に関する事項 4. 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項
		健康増進グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項（母子保健グループが所管する事項を除く。） 2. 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項（母子保健グループが所管する事項を除く。） 3. 健康手帳の交付に関する事項 4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 5. 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 6. 介護保険に係る要介護認定等に関する事項
		母子健康グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 2. 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 3. 乳幼児の集団健康診査に関する事項 4. 母子健康手帳の交付に関する事項 5. こども広場に関する事項
		こころの健康グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 2. お年寄り福祉支援センターに関する事項
	泉野 ☎242-1131		
元町 ☎251-0200			
駅西 ☎234-5103			

課	グループ	事務分掌
医療保険課	庶務グループ ☎220-2255	1. 国民健康保険運営協議会に関する事項 2. 国民健康保険保健事業に関する事項 3. 課の庶務に関する事項 4. 他のグループに属しない事項
	資格グループ ☎220-2256	1. 国民健康保険被保険者の資格に関する事項 2. 国民健康保険料の賦課に関する事項 3. 後期高齢者医療制度の資格に係る届出及び申請の受付に関する事項
	給付グループ ☎220-2257	1. 国民健康保険の給付に関する事項 2. 後期高齢者医療制度の給付に係る届出及び申請の受付に関する事項
	収納対策グループ ☎220-2258	1. 収納対策の企画及び調整に関する事項 2. 国民健康保険料納付組合に関する事項 3. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の口座振替に関する事項
	納入グループ(第1・第2) ☎220-2258	1. 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の収納及び滞納処分に関する事項 (各グループは、課長が定める区域の住民をそれぞれ対象とする。)
保健所		
地域保健課	企画庶務グループ ☎234-5102	1. 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項 2. 保健事業の企画及び立案に関する事項 3. 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項 4. 保健師に関する事項 5. 母体保護に関する事項 6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による保健所長の事務に係る精神保健に関する事項 7. 看護学校等の学生及び生徒の実習に関する事項 8. 保健所の庶務及び予算に関する事項 9. 駅西健康ホールに関する事項 10. 他課及び他グループに属しない事項
	医事グループ ☎234-5102	1. 医事に関する事項 2. 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
	感染症対策グループ ☎234-5102	1. 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事項 2. 養育医療に関する事項 3. 育成医療に関する事項 4. 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事項 5. 感染症診査協議会に関する事項
	食育推進グループ ☎234-5149	1. 食育施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 2. 歯科保健に関する事項 3. 専門的な栄養指導等に関する事項

課	グループ	事 務 分 掌
衛生 指 導 課	環境衛生グループ ☎234-5114	1. 環境衛生関係営業に関する事項 2. そ族衛生害虫の発生の抑制その他環境衛生の改善指導に関する事項 3. 温泉法に関する事項 4. 水道法に関する事項 5. 薬事に関する事項 6. 毒物及び劇物に関する事項 7. 特定建築物の衛生的環境の確保に関する事項 8. 家庭用品の監視指導に関する事項 9. 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項（小動物の引取り及び収容に関する事項を除く。）
	理化学検査グループ ☎234-5131	1. 理化学に係る衛生上の試験及び検査に関する事項
	微生物検査グループ ☎234-5131	1. 微生物に係る衛生上の試験及び検査に関する事項
	小動物管理グループ ☎258-9070	1. 狂犬病予防及び犬の危害防止に関する事項 2. 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項（小動物の引取り及び収容に関する事項に限る。）
	食 品 安 全 対 策 室 ☎234-5112	1. 食品の安全性の確保に関する事項 2. 食中毒事件等の調査及び処理に関する事項 3. 食品衛生関係営業に関する事項 4. 給食施設の衛生管理の指導に関する事項
食肉衛生検査所	検査第1グループ ☎257-1402	1. と畜場法に関する事項 2. と畜場内における食肉等に係る食品衛生法に関する事項 3. 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事項 4. 化製場等に関する法律に関する事項 （精密検査を実施する場合において、検査第1グループは理化学又は残留物質に係る検査を、検査第2グループは病理又は微生物に係る検査をそれぞれ担当する。）
	検査第2グループ ☎257-1402	

第2 福祉総務課

I 民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の状況

1 民生委員・児童委員〔民生委員法、児童福祉法〕

本市には1,043名（うち主任児童委員109名）の民生委員・児童委員が約200世帯を担当区域として配置されており、また地区民生委員児童委員協議会は、おおむね小学校通学区域を1単位として54地区民生委員児童委員協議会が組織されている。

民生委員・児童委員の人数

(平成23年4月1日現在)

番号	地区名	民生委員・児童委員			主任児童委員			計	番号	地区名	民生委員・児童委員			主任児童委員			計
		定数	性別		定数	性別					定数	性別		定数	性別		
			男性	女性		男性	女性					男性	女性		男性	女性	
1	野町	15	8	7	2	1	1	17	29	栗崎	15	8	7	2	1	1	17
2	中村	21	9	12	2		2	23	30	大野	4	2	2	2	1	1	6
3	十一屋	22	8	14	2	1	1	24	31	戸板	20	7	13	2	1	1	22
4	弥生	17	6	11	2		2	19	32	大徳	43	27	16	3	1	2	46
5	泉野	19	7	12	2	1	1	21	33	金石	16	6	10	2	1	1	18
6	新堅	14	5	9	2		2	16	34	二塚	12	8	4	2	1	1	14
7	菊川	18	7	11	2		2	20	35	川北	18	8	10	2		2	20
8	小立野	23	9	14	2	1	1	25	36	内川	3	2	1	2	1	1	5
9	材木	23	9	14	2	1	1	25	37	犀川	10	6	4	2		2	12
10	味噌蔵	19	11	8	2		2	21	38	安原	17	7	10	2	1	1	19
11	長町	9	5	4	2		2	11	39	湯涌	5	3	2	2		2	7
12	松ヶ枝	10	3	7	2		2	12	40	額	17	5	12	2	1	1	19
13	長土堀	15	7	8	2		2	17	41	押野	18	6	12	2		2	20
14	芳斉	10	2	8	2	1	1	12	42	浅川	31	14	17	2	2	0	33
15	長田	13	6	7	2	1	1	15	43	森本	35	18	17	2		2	37
16	此花	8	4	4	2	1	1	10	44	伏見台	26	7	19	2		2	28
17	瓢箪	12	3	9	2		2	14	45	夕日寺	8	3	5	2		2	10
18	馬場	12	4	8	2	1	1	14	46	長坂台	19	5	14	2	1	1	21
19	浅野	15	9	6	2		2	17	47	千坂	18	5	13	2		2	20
20	森山	22	12	10	2	1	1	24	48	新神田	15	7	8	2		2	17
21	諸江	27	9	18	2	1	1	29	49	西	11	2	9	2	1	1	13
22	富樫	20	6	14	2		2	22	50	西南部	19	7	12	2		2	21
23	米丸	26	8	18	2		2	28	51	三和	16	8	8	2		2	17
24	三馬	29	16	13	2		2	31	52	米泉	13	4	9	2		2	15
25	崎浦	32	17	15	2		2	34	53	扇台	17	4	13	2		2	19
26	小坂	21	9	12	2	1	1	23	54	四十万	13	4	9	2	1	1	15
27	鞍月	15	3	12	2		2	17									
28	浅野川	8	2	6	2		2	10		計	934	387	547	109	26	83	1,043

2 地区社会福祉協議会

おおむね小学校通学区域を単位に54の地区社会福祉協議会が組織され、住民主体の地域福祉活動を展開している。また、各協議会では、民生委員児童委員協議会に関することはもとより、各福祉関係機関・団体等の事務を行っている。協議会は独自に事業を計画しているが、特に市の委託事業については、平成23年度において89,000千円の委託料を交付し、地域社会の福祉の向上を図っている。

- ① 老人福祉の積極的推進に関する事項
- ② 身体障害者及び知的障害者の福祉向上に関する事項
- ③ 地区社会福祉協議会組織の充実強化に関する事項
- ④ ボランティアの育成活動強化に関する事項
- ⑤ 児童健全育成事業の推進に関する事項

3 地域福祉活動推進事業

地域福祉活動の推進母体として期待されている、市・地区社会福祉協議会の基盤整備と、地域の実情に応じた活動の奨励・支援を行うことにより、地域福祉活動の一層の充実を図る。

平成23年度実施事業

- (1) 福祉コミュニティ活性化事業
- (2) 地区社会福祉協議会の備品整備
- (3) 地域福祉活動相互啓発活性化事業

4 善隣館の推移と現況

大正11年6月石川県における民生事業の先覚者安藤謙治氏ほか43名が社会改良委員（民生委員の前身）に任命され、善隣活動を開始し、民生事業の推進と近隣者の互信互助を標榜し、本市の社会福祉事業の基盤を築いた。

さらに、同氏は昭和9年に地域住民の教養、経済さらには保健の向上等をはかるため、その活動の拠点として第一善隣館を創設し、これが契機となり現在では12館の善隣館が開設され保育事業、地域デイサービス事業、生活相談等それぞれの地域の実情に即した事業を独自の立場で運営して多大な成果をあげている。

善隣館の設置状況

(平成22年5月1日現在)

経営主体	名称	所在地	代表者	創立年月日	電話	FAX
社福法	第一善隣館	野町3丁目1-15	理事長 小竹 弘 文	昭 9. 9. 1	241-4030	241-4030
〃	第三善隣館	小将町8-23	理事長 宮 本 慎 一	昭10. 3. 1	221-0962	221-0961
〃	第四善隣館	泉野町1丁目1-25	理事長 山 下 忠 洋	昭13. 6. 8	241-3316	241-3316
〃	馬場福祉会	東山3丁目29-22	理事長 荒 木 孝 義	昭14. 9. 1	252-1414	252-3915
〃	新 豎 善 隣 館	鱒町62-1	理事長 官 口 優	昭18.10. 1	231-0258	231-0258
〃	永井善隣館	菊川2丁目8-13	理事長 新 井 外 司	昭15.11. 1	231-3429	231-2454
〃	小立野善隣館	小立野5丁目1-5	理事長 吉 田 昭 生	昭15.10. 1	261-2755	261-2755
〃	森山善隣館	森山2丁目18-4	理事長 大 谷 文 代	昭17.12.20	252-0817	252-3261
〃	材木善隣館	材木町13-40	理事長 三 好 保 夫	昭30.10. 6	222-1380	222-1380
〃	中村町善隣館	御影町21-11	理事長 森 田 輝 雄	昭35. 4.20	226-6888	226-6866
〃	栗崎善隣館	栗崎町1丁目4	理事長 法 村 龍 夫	昭18. 4. 1	238-3720	238-3723
民 協	此花会館	此花町2-7	民生委員会長 越竹 昭雄	昭19. 7. 7	221-0938	221-0938

5 善隣館活動復興推進事業

地域福祉活動の拠点として、長年、本市の福祉発展に寄与してきた善隣館活動の思想を広く市民に啓発し、理解を深めてもらうとともに、その地域住民主体の活動を継承し、さらに発展させるため、次の事業を実施する。

(1) 善隣館施設整備費補助

善隣館の施設整備費の3分の2を補助し、施設整備の充実を図る。

(2) 善隣館活動復興事業

① 善隣館地域支え合い事業

高齢者を中心に、趣味等を媒介として、孤立する高齢者宅を訪問するボランティアの募集と派遣のコーディネートを行う。

② 善隣館町家サロン事業

歴史を残す「町家」を活用した高齢者地域サロンの開催を支援する。

③ かなざわ善隣館史継承事業

各善隣館の関係者へのインタビュー映像・音声を記録し、パネル展示等を併せて、若い世代の善隣館、地域福祉の関心を高め、次代へ継承する。

④ 善隣館活動推進事業

善隣館が行う啓発・地域交流、地域住民の参画による地域福祉活動の事業に対して補助を行うことにより、善隣館の活性化を図るとともに、コミュニティの再生を図る。

⑤ 善隣館連絡会

善隣館連絡会を開催し、地域福祉活動の情報交換や研修を実施するとともに、今後の善隣館のあり方についての協議をする。

(3) 善隣館地域連帯力強化事業

地域における諸問題の解決を図るため、善隣館を中心とした福祉ネットワークを構築

Ⅱ 社会福祉一般

1 社会福祉功労賞

永年、善隣の精神を率先して実践し、広く市民の福祉の増進に顕著な功績があったと認められる方に、金沢市社会福祉功労賞を贈呈し、これを顕彰する。

- | | | | | | |
|----------|-------|-------|----------|--------|--|
| (1) 創設年度 | 平成4年度 | | | | |
| (2) 贈呈式 | 11月3日 | 文化の日 | 金沢市文化ホール | | |
| (3) 受賞者 | 平成4年度 | 山崎武雄氏 | 平成10年度 | 久木吉次氏 | |
| | 平成5年度 | 加納 實氏 | 平成14年度 | 神保外巳雄氏 | |
| | 平成8年度 | 山田 耕氏 | 平成21年度 | 奥 清氏 | |
| | 平成9年度 | 砂走孝順氏 | | | |

2 福祉奉仕活動賞(ともしび賞)

市民の福祉奉仕活動を奨励するため、地道な日常活動を通し、本市の社会福祉の向上に貢献した個人及び団体を表彰する。

- | | | | | | |
|-----------|---|---------|--------|---------|--|
| (1) 創設年度 | 昭和63年度 | | | | |
| (2) 表彰の名称 | 金沢市ともしび賞 | | | | |
| (3) 表彰対象者 | | | | | |
| ① | おおむね10年以上にわたり地道に福祉奉仕活動を続け、社会福祉の向上に著しく貢献している個人又は団体 | | | | |
| ② | その他福祉奉仕活動の振興発展に著しく貢献し、他の模範となっている者 | | | | |
| (4) 表彰人員 | 平成19年度 | 1個人、3団体 | 平成21年度 | 1個人、3団体 | |
| | 平成20年度 | 1個人、3団体 | 平成22年度 | 2個人、2団体 | |

3 福祉ボランティア奨励賞

本市の社会福祉の向上に寄与している若い人材を顕彰するため、平成21年度に新設。

《対象者》

市内の学校の学生であって、福祉ボランティアとして活動している個人又は団体で、推薦を受けたもの

《表彰者》 平成21年度 3団体 平成22年度 3団体

4 福祉活動育成基金の設置

(1) 基金の設置目的

平成3年度に福祉関係基金(福祉奉仕活動育成基金、国際障害者記念基金、福祉サービス基金)を統合し、新たに福祉活動育成基金を設置し、従来の福祉ボランティア活動、障害のある方の福祉、在宅福祉の推進に加え、地域福祉活動推進事業を実施し、高齢者・障害のある方等のための総合的、効果的な施策の展開を図る。

(2) 平成23年度当初基金現在高等

23年度当初基金現在高	2,169,039千円
23年度積立予算額	10,000千円

5 金沢市福祉奉仕活動育成事業

(1) 目的

昭和58年度からボランティアグループに対し活動費の助成を行い、福祉ボランティア活動に伴う経済的な負担を軽減することによって、市民の善意による福祉ボランティア活動のより一層の推進を図っている。

(2) 助成対象

市内を主な活動場所とし、具体的な福祉ボランティア活動を行っている10名以上の団体

(3) 対象経費

対象となる経費は、ボランティア活動用の資器材購入費、研修費、通信費、会場借上費、消耗品費など

(4) 助成実績

年度	グループ数	助成額	年度	グループ数	助成額
平成 11	93	7,028,000 円	平成17	95	5,235,000 円
〃 12	96	6,998,000	〃 18	98	4,867,000
〃 13	92	6,901,000	〃 19	99	4,780,000
〃 14	100	6,995,000	〃 20	102	4,796,000
〃 15	97	6,998,000	〃 21	107	4,804,000
〃 16	99	5,192,000	〃 22	110	

6 社会福祉施設耐震診断費等補助事業

(1) 目的

高齢者、こども、障害のある方等の安全を確保するため、高齢者施設、私立保育所、乳児院、児童養護施設、障害者自立支援施設等の社会福祉施設の耐震化を促進する。

(2) 事業内容

社会福祉施設の耐震診断、耐震設計に要する経費の一部を助成する。

補助率 2/3 (万円未満切り捨て) 限度額なし

(3) 対象施設

昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造以外の社会福祉施設で、耐震改修工事の際に、国による既存の補助金等の交付とそれに伴う市補助の対象となることが見込まれるか、又は市補助制度の対象となるもの(私立保育所、乳児院、児童養護施設、高齢者施設〔養護老人ホーム、特別養護老人ホーム〕、障害者自立支援施設〔身体障害者療護施設、知的障害者更生施設など〕、救護施設、善隣館)

7 金沢市育英会奨学事業

昭和26年から保護者が市内に在住する高校生及び特別支援学校の高等部の生徒のうち学業が優れ、生活態度が良く、健康上就学に支障がないが、経済的に就学の困難な生徒に対し奨学資金を支給し、有為な人材を養成している。

奨学資金月額一人当り(19年度改訂)

奨学生数の推移

※23年度より支給対象枠を拡大

学年	月額	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1～3年生	10,000円	79人	79人	60人	80人	79人	80人	81人	101人

8 金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付制度

本市の区域内における社会福祉施設の設置、増改築、整備もしくは経営又は、介護保険サービス施設の経営に要する資金を貸付し、福祉事業の振興を図る目的で昭和49年度から発足した。

(1) 原 資

金沢市福祉活動育成基金をもって充てる。

(2) 貸付対象者

次に掲げる補助金等の交付、貸付又は支払の決定等を受けた者とする。

- ① 国、地方公共団体、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、財団法人日本船舶振興会、又は財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の補助金
- ② 独立行政法人福祉医療機構もしくは年金資金運用基金の借入金又は石川県社会福祉事業振興資金貸付基金条例に基づく借入金
- ③ 措置費等
- ④ 介護報酬、障害福祉サービス報酬等

(3) 貸付限度額

- ① 補助金及び借入金 交付又は貸付け決定のあった額
- ② 措置費等又は介護報酬、障害福祉サービス報酬等 500万円の範囲内で施設又は事業所ごとに市長が認める額

(4) 貸付条件 貸付利子 無利子

9 金沢市社会福祉施設整備等資金貸付制度

本市の区域内における社会福祉施設の新築、増改築又は用地の取得に要する資金の貸付けをし、福祉事業の振興を図る。

(1) 原 資

金沢市福祉活動育成基金をもって充てる。

(2) 貸付対象者

本市の区域内において、社会福祉施設を設置し、かつ、経営する社会福祉法人とする。

(3) 貸付限度額

1 社会福祉法人が行う1回の整備に対する貸付金の額は、社会福祉施設の整備などに要する資金の額の3分の2以内で、100,000千円を超えないものとする。

(4) 貸付条件 貸付利子 無利子

10 日本赤十字社金沢市地区事業

日本赤十字社は、世界186国の各国赤十字社と協力して、人道・博愛・奉仕の赤十字精神に基づき、海外災害罹災者救援や紛争犠牲難民の救援活動等の国際赤十字活動を積極的に推進し、また国内活動においても、災害救援事業、献血思想普及事業、奉仕団育成事業など各種事業の推進に努力している。

石川県支部金沢市地区においては、次の事業を行っている。

(1) 事業内容

- ① 災害援護活動〔平成22年度救護品（罹災8世帯）〕 毛布15枚
- ② 血液事業の推進
- ③ 家庭看護法・救急法講習会の推進
- ④ 社員増強運動の実施

(2) 社資募集状況

区分 年度	目標額 (円)	実績額 (円)	達成率 (%)	区分 年度	目標額 (円)	実績額 (円)	達成率 (%)
15	60,602,000	57,667,031	95.2	19	61,738,000	54,121,791	87.7
16	60,035,000	56,421,716	92.4	20	62,378,000	53,953,320	86.5
17	61,477,000	56,309,435	91.6	21	63,142,000	50,759,509	80.4
18	61,961,000	54,147,269	87.4	22	63,770,000	48,586,212	76.9

11 金沢市松ヶ枝福祉館

- (1) 目的 福祉のまちづくりを推進する拠点施設として各種事業を展開する。
- (2) 所在地 高岡町7番25号
- (3) 開館 平成8年4月1日
- (4) 入館団体 金沢市社会福祉協議会 金沢市身体障害者団体連合会
金沢手をつなぐ親の会 金沢市脳卒中リハビリテーション友の会
金沢市聴力障害者福祉協会 歩ける環境推進課松ヶ枝分室

12 金沢福祉用具情報プラザ

- (1) 目的 身体機能にあった福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を通じ、障害のある方や高齢者等の社会・日常生活における自立の促進を図る。
- (2) 所在地 本町1丁目10番1号
- (3) 開館 平成14年6月1日
- (4) 事業 展示事業、相談事業、情報事業、学習事業、市民交流事業等
- (5) 利用状況

年度	来館者数	相談件数
18	16,964	2,462件
19	18,842	2,617
20	21,946	2,287
21	21,759	2,129
22	36,532	2,171

13 社会福祉審議会の設置

中核市移行に伴い、社会福祉法第7条の規定により、平成8年4月設置した。

- (1) 目的 社会福祉の施策に関する事項を審議する。
- (2) 専門分科会 審議会に民生委員審査専門分科会、児童福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、身体障害者福祉専門分科会を設置している。

14 高齢者等権利擁護窓口

- (1) 目的 判断能力が不十分な障害のある方や高齢者に係る成年後見制度など権利擁護に関する相談・支援及びひとり親家庭の養育費に関する相談を行う。
- (2) 所在地 高岡町7番25号
金沢市社会福祉協議会内 金沢権利擁護センター
- (3) 開設 平成19年4月
- (4) 利用状況

年度	相談件数
19	2,827件
20	3,502
21	4,180
22	5,357

Ⅲ 戦争犠牲者の援護

1 戦没者慰霊式

本市における戦没者は6,966柱である。この戦没者の霊に対し、冥福を祈るため毎年慰霊式が行われており、昨年も10月1日金沢市文化ホールにおいて来賓遺族約600名の参列のもとにしめやかに挙行された。

2 旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族等の援護

旧軍人が永年勤務して退職したとき、公務のためけがをしたり、病気にかかったとき、又は公務のため死亡した者の遺族等に対して援護を行う。

市内に居住する方から提出される特別給付金などの請求書類を確認のうえ、本属庁へ送付する。

給付の概要

給付の種類		受給資格
名称	適用法律	
普通恩給	恩給法	軍人、軍属として実在職年が引続き3年以上で、戦地加算等を加入して規定年数を超える者
一時恩給	〃	軍人、軍属として実在職年が引続き3年以上で、戦地加算等を加入しても規定年数に満たない者
一時金	〃	軍人として、断続する実在職年を合わせれば3年以上になる者
公務扶助料	〃	公務従事中の傷病により死亡した者の遺族
普通扶助料	〃	普通恩給を受ける権利を有する者の遺族
一時扶助料	〃	一時恩給を受ける権利を有する者の遺族
遺族年金	戦傷病者戦没者等援護法	公務従事中の傷病により死亡した者の遺族で、恩給法の適用を受けない者
遺族給与金	〃	準軍属の遺族で、恩給法の適用を受けない者
特別給付金	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	昭和12年7月7日以降公務により傷病を受けて心身障害となった軍人等の妻
	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法	戦死した者の父母、祖父母で姓を同じくする子、孫のない扶助料等の受給資格者
	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	戦死した者の妻で、扶助料等の受給資格者
特別弔慰金	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	扶助料等の受給資格を有する者のない戦没者等の遺族

IV 母子・寡婦・父子福祉

1 児童扶養手当〔児童扶養手当法〕

父母の離婚などにより、父(母)と生計を別にしてしている児童(18歳になって最初の年度まで。ただし、重・中度の障害のある児童は20歳未満。)を養育している母(父)、又は母(父)に代わって養育している方が公的年金を受けていない場合に支給される。

なお、前年の所得が一定額以上の場合、手当額の全部又は一部が支給されない。

※父(母)がいても重度の障害がある、生死不明である、拘禁されている等の場合には、手当が支給されることがある。

支給額(月額) 児童1人41,550円～9,810円(所得による)

2人目 5,000円加算、3人目以降1人につき3,000円加算

受給者状況

(単位：上段は「世帯」、下段は「%」 各年度末現在)

年度	類型 内訳	世帯類型別世帯数						対象児童数別世帯数							
		離婚	死別	未婚	障害	遺棄	その他	計	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	計
17		2,555	12	190	8	6	50	2,821	1,658	950	180	25	6	2	2,821
		90.6	0.4	6.7	0.3	0.2	1.8	100.0	58.8	33.7	6.4	0.9	0.2	0.1	100.0
18		2,622	14	178	8	5	47	2,874	1,723	949	182	17	3	0	2,874
		91.2	0.5	6.2	0.3	0.2	1.6	100.0	60.0	33.0	6.3	0.6	0.1	0.0	100.0
19		2,631	19	179	8	4	44	2,885	1,728	953	179	22	3	0	2,885
		91.2	0.7	6.2	0.3	0.1	1.5	100.0	59.9	33.0	6.2	0.8	0.1	0.0	100.0
20		2,683	13	167	8	3	52	2,926	1,770	958	174	20	3	1	2,926
		91.7	0.4	5.7	0.3	0.1	1.8	100.0	60.5	32.7	5.9	0.7	0.1	0.0	100.0
21		2,802	14	153	7	3	51	3,030	1,847	960	196	22	4	1	3,030
		92.5	0.5	5.0	0.2	0.1	1.7	100.0	61.0	31.7	6.5	0.7	0.1	0.0	100.0
22		3,153	29	154	6	3	73	3,418	2,002	1,139	244	27	5	1	3,418
		92.2	0.8	4.5	0.2	0.1	2.1	100.0	58.6	33.3	7.1	0.8	0.1	0.0	100.0

2 母子生活支援施設の概況〔児童福祉法第38条〕

生活上のいろいろな問題のため児童の養育が十分にできない場合に、母子家庭の母と子が一緒に入所し、安定した生活を送るための児童福祉施設。施設の職員が母子の自立を支援する。

区分	施設名	収容定員	事務費限度額 (1か月 1世帯に付)	職員構成					計
				施設長	母子 指導員	少年指導員	嘱託指導員 ・調理員	嘱託医	
私立	MCハイツ平和	世帯 20	円 223,888	人 1	人 3	人 2	人 3	人 1	人 10

母子生活支援施設措置費の年次推移

区分 経営 主体	施設数			入所人員(月平均)						入所費(年間)		
	20年	21年	22年	20年		21年		22年		20年	21年	22年
				世帯	人	世帯	人	世帯	人	千円	千円	千円
私立	1	1	1	15	43	12	33	9	23	43,879	40,910	41,013

母子生活支援施設

区分	名称	私立 MC ハイツ 平和 〔財石川県母子寡婦福祉連合会〕
所在地	敷地面積	平和町2丁目3番9号 1,183.482㎡
総床面積	事業開始年月日	鉄筋コンクリート4階建 1,912.2㎡ 昭和53年4月
定員		平成8年12月 新平和母子寮竣工 平成9年1月 「MCハイツ平和」としてスタート 20世帯

3 母子・寡婦福祉資金貸付制度〔母子及び寡婦福祉法第13条、第32条〕

- (1) 借受資格
- 配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの
 - 父母のない児童
 - 寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子
 - 母子福祉団体
- (2) 資金の貸主 金沢市
- (3) 受付事務担当者 金沢市母子自立支援員
- (4) 資金の種類

母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭や寡婦の方の生活の安定と向上のため、低利又は無利子で借りることができます。				
資金名	内 容	貸付限度額	利 子	償 還 期 間
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	共同起業 4,260,000円 2,830,000円	無利子 又は年1.5%	7年以内
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000円	無利子 又は年1.5%	7年以内
修学資金	お子さんが高校・大学等に修学するために必要な資金	学校別限度額表のとおり	無利子	20年以内 (専修学校・一般課程 5年以内)
技能習得資金	お母さんが技能や資格を得るために必要な授業料、材料費等の資金	月額 68,000円 自動車運転免許取得 460,000円	無利子 又は年1.5%	20年以内
修業資金	お子さんが事業開始又は就職するための知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 自動車運転免許取得 460,000円	無利子	6年以内
就職支度資金	就職に必要な被服、履物等及び通勤用自動車を購入する資金	100,000円 自動車購入 320,000円	無利子 又は年1.5%	6年以内
医療介護資金	医療及び介護を受けるために必要な資金	(医療)340,000円 (特別)480,000円 (介護)500,000円	無利子 又は年1.5%	5年以内

生活資金	知識技能習得期間中、医療・介護を受けている期間中、失業期間中及び母子家庭となって7年未満の者の生活費補給資金	一般月額 103,000円 技能のみ 141,000円	無利子又は年1.5%	技能習得 20年以内 医療介護 5年以内 7年未満の母 8年以内 失業 5年以内
住宅資金	住宅の増改築、補修保全及び建替え、購入に必要な資金	1,500,000円 全面改築の場合 2,000,000円	無利子又は年1.5%	6年以内 全面改築 7年以内
転宅資金	住居の移転に際し、住居の賃借又は家財運搬等に必要な資金	260,000円	無利子又は年1.5%	3年以内
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	学校別限度額表のとおり	無利子	就学20年以内 (専修学校一般課程・修業施設5年以内)
結婚資金	お子さんが結婚するために必要な経費及び家具、什器等を購入する資金	300,000円	無利子又は年1.5%	5年以内

《学校別限度額表》

修学資金	高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅 18,000円 自宅外 23,000円	私立	自宅 30,000円 自宅外 35,000円
	高等専門学校	国公立	自宅 21,000円 自宅外 22,500円	私立	自宅 32,000円 自宅外 35,000円
	短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅 45,000円 自宅外 51,000円	私立	自宅 53,000円 自宅外 60,000円
	大学	国公立	自宅 45,000円 自宅外 51,000円	私立	自宅 54,000円 自宅外 64,000円
就学支度資金	高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅 150,000円 自宅外 160,000円	私立	自宅 410,000円 自宅外 420,000円
	大学、短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅 370,000円 自宅外 380,000円	私立	自宅 580,000円 自宅外 590,000円
	修業施設		自宅 90,000円 自宅外 100,000円		

4 ひとり親家庭等日常生活支援事業〔金沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱〕

ひとり親家庭および寡婦家庭で、就職活動や疾病などの理由やひとり親家庭となって間がないなど、一時的に生活援助や子育て支援が必要となった場合に、ホームヘルパーの派遣等を行い、生活の安定を図る。

制度の開始 平成22年4月1日

派遣の対象者 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

5 ホームフレンド派遣事業〔金沢市ひとり親家庭生活支援事業実施要綱〕

ひとり親家庭等の福祉の増進と児童の健全な育成を図ることを目的として、離婚等による葛藤や地域での孤立化を防ぎ、子どもの悩みを聞くことで心の支えとなり自立心を養うために、ひとり親家庭等の子どもが気軽に相談にのれるホームフレンド(大学生等)を家庭に派遣し、話し相手や遊び相手、簡単な学習指導や家事指導等を行う。

制度の開始 平成9年4月1日

- (1) 派遣の対象者 ● 母子家庭、父子家庭、養育者家庭の小・中学生及び高校生
- (2) 派遣時間等 ● 1日あたり8時間又は4時間以内、月5回程度

事業実施状況

年度	区分	訪問件数	訪問実施延回数	ホームフレンド登録者数	派遣対象家庭
平成18年度		8	71	24	13
平成19年度		6	98	13	11
平成20年度		7	96	24	9
平成21年度		11	162	25	13
平成22年度		12	134	23	12

6 ほほえみ家族事業

ひとり親家庭における親子のふれあいを深めるためのレクリエーションや自立に向けた情報提供の場を設けています。

事業名	会場	実施日	予定人数
親と子のクリスマスのつどい	石川県女性センター	12月4日	100人

7 女性相談事業〔厚生労働省児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

女性の生活の向上と福祉の増進を目的として、女性の身上等に関する相談、指導及び女性の保護更生に関する相談、指導を行っている。

◎市民参画課（女性相談支援室）において女性の身上相談、DV相談等を実施

女性相談員2名（非常勤）

○女性相談の取扱状況

（単位：件）

年度	人間関係				経済関係	医療関係	その他	計
	夫等	子ども	親族	交際相手				
18	237	39	41	0	36	16	105	474
19	586	47	37	0	26	66	94	856
20	613	22	48	0	28	77	85	873
21	419	33	16	0	35	81	51	635
22	529	20	33	4	70	79	211	946

○女性相談の年齢別件数

（単位：件）

年度	20歳未満	20歳以上	30歳以上	40歳以上	50歳以上	60歳以上	計
18	38	36	146	76	74	104	474
19	9	136	317	126	116	152	856
20	3	190	261	158	127	134	873
21	4	56	179	203	91	102	635
22	3	112	289	312	123	107	946

8 母子自立支援員

母子家庭及び寡婦の身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行うなど母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図る。母子及び寡婦福祉法第8条（昭和39.7.1法律第129号）

相談員 4名（非常勤）

母子自立支援員活動状況

（平成22年度）

相談指導事項 区分	生活一般								児童				
	住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	養育費	借金	その他	養育	教育	非行	就職	その他
相談件数	67	438	137	624	59	103	13	124	216	162	4	6	20

相談指導事項 区分	生活支援							その他	計
	母子福祉資金	寡婦福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他		
相談件数	2,530	28	74	2,458	86	136	2,938	153	10,376

9 母子家庭等自立促進事業

母子家庭の母及び寡婦（一部事業は父子家庭も対象）の自立促進を目的とした各種事業を行う。

- (1) 就業相談事業（就業支援相談員設置）
- (2) 就業支援講演会事業
 - ・ 再就職支援セミナー
 - ・ パソコン講習会（年3講座）
- (3) 在宅就業推進事業
 - ・ 在宅ワークセミナー
- (4) 地域生活支援事業
 - ・ 養育費相談（養育費等専門相談員設置）
 - ・ 特別相談事業（法律）

10 自立支援教育訓練給付金事業〔金沢市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要領〕

（平成16年4月1日実施）

母子家庭の母の就業促進と自立支援を目的として、就職に必要な職業資格を取得するために教育施設に入学し、その課程を修了した方に対して、給付金を交付します。

- (1) 申請時期 受講開始日の15日前（事前に相談してください。）
- (2) 対象資格 厚生労働大臣が指定する教育訓練給付金対象講座
- (3) 交付額 対象経費の2割、限度額10万円
- (4) 所得制限 児童扶養手当に準じた所得制限があります。

11 高等職業訓練促進給付金事業〔金沢市母子家庭高等職業訓練促進給付金交付要領〕

(平成16年4月1日実施)

母子家庭の母で経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関で修業し、就業(育児)と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、給付金を交付します。

- (1) 申請時期 修業を開始した日以後(申請前にご相談ください。)
 (2) 対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等
 (3) 交付額

○平成20年3月以前の入学者 月額141,000円

○平成20年4月以降の入学者

- ・ 市町村民税非課税世帯 訓練促進費 月額141,000円
 終了一時金 50,000円
- ・ 市町村民税課税世帯 訓練促進費 月額70,500円
 終了一時金 25,000円

※世帯には、扶養義務者(世帯分離している同居の親族)も含まれます。

- (4) 交付期間 修業する期間の全期間
 (5) 所得制限 児童扶養手当に準じた本人の所得制限があります。

12 父子相談員

父子家庭における身上相談に応ずるとともに、必要な助言指導を行うことにより、父子家庭の福祉の増進を図る。(母子自立支援員が兼務)

父子相談員活動状況

(平成22年度)

相談指導事項 区分	生 活 一 般						児 童				
	住宅	医療	家庭 紛争	就職	結婚	その他	養育	教育	非行	就職	その他
相談件数	2	100	2	4	0	5	23	31	0	0	1

相談指導事項 区分	経 済 的 支 援 ・ 生 活 支 援						計
	公的年金	児 童 扶養手当	生活保護	税	生 活 福祉資金	そ の 他	
相談件数	13	271	7	15	0	25	499

13 市営住宅活用母子世帯生活安定支援事業

(平成21年4月1日実施)

DV被害母子世帯がDV被害母子世帯用の市営住宅に入居したときに、当該母子世帯の生活安定のために住宅使用料(家賃)の一部を支援金として支給します。

- (1) 対 象 「DV被害者に係る市営住宅の目的外使用許可に関する取扱基準」により入居したDV被害母子世帯
 (2) 期 間 入居から1年間
 (3) 支 援 金 市営住宅使用料から母子生活支援施設徴収基準額を控除した後の金額

V 児童福祉

1 子ども手当(平成23年10月以降は未定)〔平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律〕

お子さんを養育している方に子ども手当を支給することによって、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

- (1) 支給対象 金沢市に住民登録があり、中学校修了前(15歳になって最初の年度末まで)のお子さんを養育している方
- (2) 手当額 お子さん1人につき 月額 13,000円(平成23年10月分以降は未定)
- (3) 支給期間 中学校修了前(15歳になって最初の年度末まで)

支給実績

年度	区分	支給対象児童数(人)	支払金額(千円)
22		592,314	7,700,082

2 入院助産(出産費用の助成)〔児童福祉法第22条〕

出産にあたって保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、市が指定する助産施設(病院)での出産費用を助成する。ただし、所得制限及び自己負担があります。

- (1) 市が指定する助産施設
金沢市立病院、金沢医療センター
- (2) 入所状況

年度	平成17年度	18	19	20	21	22
入所者数						
人数	2	1	2	5	3	4

第3 金沢市社会福祉協議会

所在地：金沢市高岡町7番25号（金沢市松ヶ枝福祉館内）

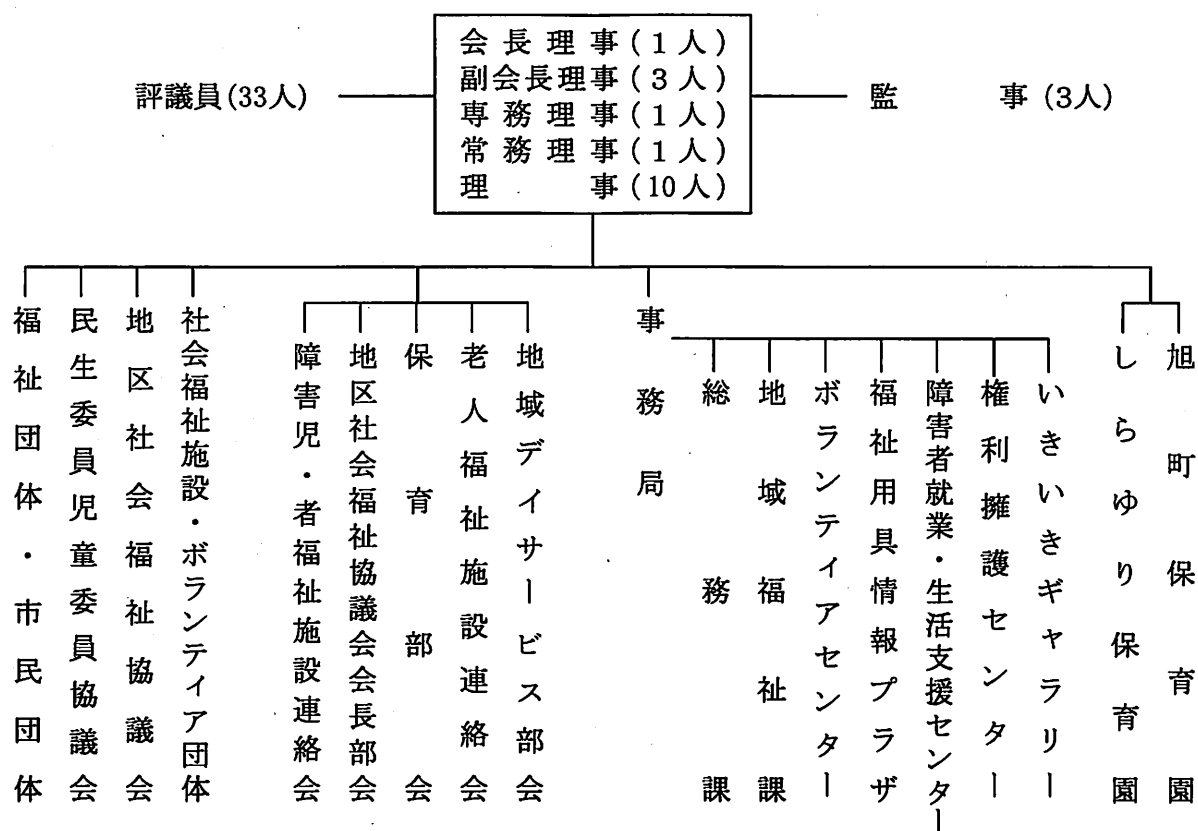
1. 基本方針

社会経済情勢は依然として厳しく、雇用状況にも明るいきざしが見えない。金沢市においても失業等の理由による生活保護受給者が増加し、生活福祉資金貸付の相談件数も対前年度比2倍を超えている。

また、国においては、税と社会保障のあり方や幼保一体化、障害者自立支援法の見直しなどについて検討されているが、その方向性が明確に示されていない。

このような状況の中で、金沢市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を基本理念に置き、地域住民、サービス提供事業者、行政等と密接に連携し、低所得者・世帯や生活上の課題を抱えた市民への相談支援、高齢者・障害のある人の健康と生きがいをづくりや生活支援及び権利擁護、子育て家庭への支援、また、福祉サービスの質の向上に向けた取組み等を行い、市民が安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを積極的に推進する。

2. 組織



3. 重点目標

- ① 要援護者への見守り・支援体制づくりを進めるため、まちぐるみ福祉活動推進事業を着実に推進し、地域のネットワークづくりを強化する。
- ② 障害のある人の自立支援を総合的に推進するため、金沢障害者就業・生活支援センター事業、障害者雇用定着促進事業及び障害者自立支援法による地域活動支援センター事業を推進する。
- ③ 障害のある人等の生活支援を総合的に推進するため、金沢福祉用具情報プラザにおいて、福祉用具・住宅改修モデルの展示や相談、情報提供、研修等に取り組むとともに、その機能の充実及び利用の促進を図る。
- ④ 判断能力が低下した高齢者や障害のある人が、地域社会で安心して生活出来るよう支援するため、金沢権利擁護センターの機能拡充に努める。
- ⑤ 市民の様々な生活上の相談に応じ、問題解決・自立支援を図るため、生活福祉資金による相談支援をはじめ、法律・労働・更生保護・医療・教育等の関係機関や地域福祉関係者と連携しての相談支援活動を推進する。
- ⑥ 金沢市社会福祉協議会の中長期的な活動計画を策定するため、本会役職員及び知識経験者等による計画策定委員会を設け、研究協議を行う。

4. 事業内容

(1) 地域福祉の推進

- ① まちぐるみ福祉活動推進事業について、関係機関・団体と連携を図り、地域のネットワークづくりを強化し、在宅要援護者の見守り・相談支援体制の充実を図る。また、まちぐるみ福祉活動推進員等を対象とした研修会を実施する。
- ② 昨年度に引き続き地域担当制を設け、地区社協と連携して地域活動を推進する。
- ③ 地区社協会長部会、地区社協ブロック会議、地区社協会長研修会等を通じて地区社協の当面する課題等について協議し、地区社協活動の活性化を図る。
- ④ 関係機関と連携し、地域で開催するボランティア講座、介護予防講座等の地区社協活動を支援する。
- ⑤ 市民の生活上の様々な相談に応じ問題解決にあたるため、認知症の人と家族の会石川県支部、裁判所職員OB会等と連携し、相談活動を推進する。
- ⑥ 地域福祉活動を推進するため、共同募金運動に協力する。また、金沢市共同募金委員会設置に向けて、共同募金会金沢市支会に協力する。
- ⑦ 高齢者や障害のある人が地域社会で安心して生活出来るよう支援するため、お年寄り地域福祉支援センター等と連携を密にし、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を推進する。
- ⑧ 罪を犯した高齢者や障害のある人が、矯正施設等出所後、地域社会で安心して生活ができるよう支援するため、刑務所、保護観察所、更生保護施設の関係者をはじめ、法律・就労支援・医療・福祉保健関係者等と連携し、そのあり方について研究協議を行う。

(2) ボランティア活動の推進

- ① ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、市民の様々な相談に応じる。また、福祉施設、病院等と連携して登録斡旋を充実する。

- ② ボランティア活動を更に推進するため、ボランティアグループに対し助成する。
- ③ ボランティア入門講座等を行い、新たに活動するボランティアを養成する。
- ④ 登録者が安心して活動できるようボランティア活動保険掛金を助成する。
- ⑤ 児童・生徒のボランティア活動を推進するため、市内の学校を福祉協力校として指定する。
- ⑥ 福祉ボランティア連絡協議会による手作り作品講習会、リーダー研修会等を行い、地域におけるボランティア活動を推進する。
- ⑦ 企業のボランティア活動参加を推進し、活動を支援する。
- ⑧ ホームページ等を通じてボランティア活動の情報提供を充実する。
- ⑨ 災害時に備えて、災害ボランティアセンター運営のあり方を協議する。また、災害時に、必要に応じて職員をボランティアコーディネーターとして被災地へ派遣する等の支援を行う。

(3) 民生委員児童委員活動の推進

- ① 活動を更に推進するため、民生委員児童委員協議会相互の情報交換を行い、当面する課題等について協議する。
- ② 金沢市、金沢市民生委員児童委員協議会と連携し、民児協会長研修会、民生委員児童委員実務研修会、主任児童委員研修会等を行う。
- ③ 民生委員児童委員の福利増進のため、全国民生委員児童委員互助共励事業事務を行う。
- ④ 児童虐待や高齢者虐待など地域の諸問題に対応するため、委員相互の情報交換・研修を充実するとともに、児童相談所やお年寄り地域福祉支援センター等との連携強化を図る。

(4) 高齢者福祉の推進

- ① 高齢者の健康と生きがいづくりのため地域サロン事業を推進する。また、地域サロン運営担当者を対象とした情報交換会・研修会を行う。
- ② 介護サービス利用者がサービスを適切に受けられるように、利用者と介護サービス事業者とのパイプ役として介護相談員を施設やデイサービスセンター等に派遣する。
- ③ 介護サービス事業者連絡会を通じて、事業者への情報提供や研修等を充実強化し、制度の適切な運営を推進する。
- ④ 市老人福祉施設連絡会及び地域デイサービス部会において、経営上の諸問題について協議する。また、関係職員の研修を行うとともに、経営、サービスの内容等について相互の情報交換を行う。
- ⑤ 高齢者等の生きがいづくりと社会参加を促進するとともに、地域の活性化を図るため、横安江町商店街において、いきいきギャラリーを運営する。また、金沢福祉用具情報プラザにおいてもアンテナショップを運営する。
- ⑥ 認知症や虐待防止に関する市民への啓発や研修を、金沢市やお年寄り地域福祉支援センター等の関係機関と連携して実施する。

(5) 児童福祉の推進

- ① 保育部会において、経営上の諸問題や幼保一元化に向けた対応、保育内容等について協議する。また、子育て支援を充実するため職員研修等を行い、保育所機能を更に充実する。

- ② 家庭における親子のふれあいを深め、市民に広く保育所の役割等について啓発するためこどもすくすくランドを開催する。
 - ③ 地域の子育て支援体制を整備・強化するため、関係団体と連携して子育てサロン事業を推進する。
 - ④ 地域の児童の健全育成と子育て支援体制を整備するため、児童クラブ等との連携を強化する。
 - ⑤ 地域の保育ニーズに対応するため、しらゆり保育園、旭町保育園を運営する。
 - ⑥ 児童相談所や保育所、地域関係者等と連携して、児童虐待防止に向けた取り組みを行う。
- (6) 障害者福祉の推進
- ① 車椅子利用者の自立支援と社会参加を更に促進するため、金沢メルシーキャブサービスを実施する。
 - ② 金沢障害者就業・生活支援センターにおいて、関係機関と連携しながら、就業相談や生活支援機能のより一層の充実を図り、障害のある人の自立支援を総合的に推進する。
 - ③ 障害のある人の雇用促進、職業生活の安定を図るため、専門職員(ジョブコーチ)を増員し、職場開拓・職場定着等の支援を行う障害者雇用定着促進事業を推進する。また、石川障害者職業センターと協力し、協力機関型ジョブコーチによる職場定着支援を行う。
 - ④ 障害のある人の自立支援と社会参加を促進し、生きがいづくりのため、機能訓練や介護訓練、生花・陶芸・料理・絵手紙教室等、障害者自立支援法による地域活動支援センター事業を行う。
 - ⑤ 障害児・者福祉施設連絡会において、当面する諸問題について協議し、対応策を検討する。
 - ⑥ 金沢福祉用具情報プラザにおいて、福祉用具・住宅改修モデルの展示や相談、情報提供、研修等に取り組み、障害のある人等の生活支援を総合的に推進する。また、福祉人材の養成研修を行うなど、機能の充実及び利用の促進を図る。
- (7) 福祉サービスの質の向上
- ① 介護福祉士資格取得に向けた受験対策講座を行う福祉人材養成事業を推進し、介護サービス従事者の資質向上を図る。また、受講者の受講料負担の軽減を行い、福祉人材の確保を図る。
 - ② 介護・福祉サービスの質の向上に資するため、福祉サービス第三者評価事業を実施する。また、保育所等を対象に利用者調査を行う。
- (8) 広報活動の促進
- ① 市民の福祉活動への理解と協力を更に推進するため、広報誌の発行やホームページ等による情報提供を行う。また、金沢市社会福祉大会を開催するとともに、障害者ふれあいコンサートを福祉のつどいにあわせて実施するなど、効果的な広報活動を行う。
 - ② 人権・同和問題に関する福祉関係者の理解を深め、実践活動に繋ぐため関係機関の行う人権・同和問題研修会に積極的に参加し、また研修会を開催する。

- (9) 金沢市松ヶ枝福祉館・金沢福祉用具情報プラザの管理運営（金沢市の指定管理者として管理運営）
- ① 市内のボランティアグループ、福祉・保健・医療等関係機関・団体が効果的に活動を推進するため、金沢市松ヶ枝福祉館を管理運営する。
 - ② 福祉用具・住宅改修モデルの展示や相談、情報提供、研修等に取り組み、障害のある人・高齢者等の生活支援を総合的に推進するため、金沢福祉用具情報プラザを管理運営する。
- (10) 姉妹都市との交流研修の実施
- ① 本市の姉妹都市の福祉関係者と相互の交流を行い、今後の友好親善をさらに深めるとともに、役職員が広く海外の社会福祉等について学ぶことにより、資質向上を図る。
- (11) 生活福祉資金貸付等による相談支援の実施
- ① 在宅要援護高齢者・障害者世帯、低所得世帯等の自立支援を目的として、生活福祉資金貸付事業による相談支援を行う。
 - ② 住居を喪失した失業者世帯の自立支援を目的として、臨時特例つなぎ資金貸付制度による相談支援を行う。
 - ③ 生活つなぎ資金貸付事務を行う。
 - ④ 関係機関と連携し、多重債務の未然防止や生活保護に至らないための相談活動を推進する。
- (12) 社会福祉事業従事者互助会の運営
- ① 民間社会福祉事業に従事する職員の福利増進のため、会員に対する退職手当金の支給、貸付を行う。また、貸付制度を改正し、会員の利便性をさらに向上する。

5. 平成23年度一般会計資金収支予算

収 入		支 出	
費 目	金額 (千円)	費 目	金額 (千円)
会 費 収 入	9,434	経 常 活 動 支 出	1,052,598
補助金及び委託料収入	766,937	人件費・事務費	368,779
受取利息配当金収入	2,747	事 業 費	104,385
寄 附 金 収 入	500	共同募金配分金事業費	18,000
共同募金配分金収入	64,041	助 成 金	546,734
負 担 金 収 入	17,583	負 担 金	3,783
利 用 料 収 入	548	経理区分間繰入金支出	10,917
運 営 費 収 入	182,766	施 設 整 備 等 支 出	2,680
会計単位間繰入金収入	10,546	財 務 活 動 等 支 出	14,328
経理区分間繰入金収入	10,917		
雑 収 入	3,087		
事 業 収 入	100		
財 務 活 動 等 収 入	400		
合 計	1,069,606	合 計	1,069,606

第4 生活支援課

I 生活保護

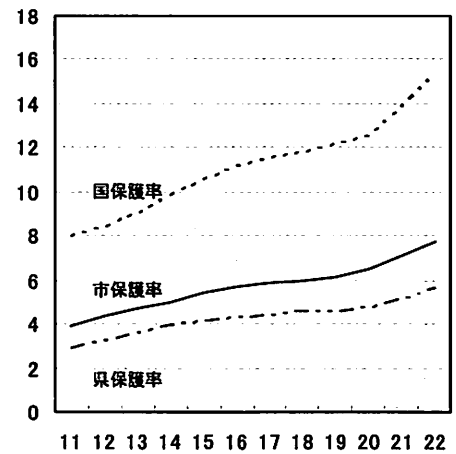
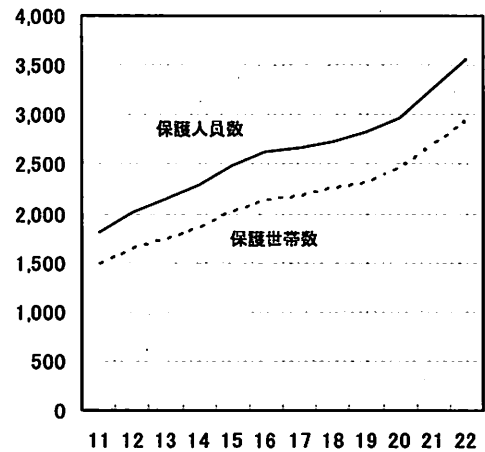
生活保護は、生活に困窮する市民に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を援助することを目的としている。

本市における近年の保護の動向は増加傾向にあり、平成16年度以降は緩やかな増加傾向となっていたものの、平成21年度には雇用情勢の悪化を背景に急増した。

1 被保護世帯数・人員・保護率の年次推移

年度	管内人口	保護世帯数	保護人員	保護率(%)		
				当市	県	国
11	457,435	1,479	1,811	3.96	2.83	7.9
12	457,956	1,628	2,006	4.38	3.24	8.4
13	456,723	1,739	2,152	4.71	3.53	9.0
14	457,350	1,853	2,298	5.03	3.92	9.8
15	457,554	2,015	2,495	5.45	4.11	10.5
16	457,678	2,130	2,626	5.74	4.30	11.1
17	454,626	2,179	2,668	5.87	4.41	11.5
18	454,920	2,239	2,732	6.01	4.51	11.8
19	455,528	2,310	2,816	6.18	4.57	12.1
20	456,257	2,439	2,965	6.50	4.71	12.5
21	457,340	2,677	3,269	7.15	5.10	13.8
22	460,608	2,917	3,559	7.73	5.58	15.3

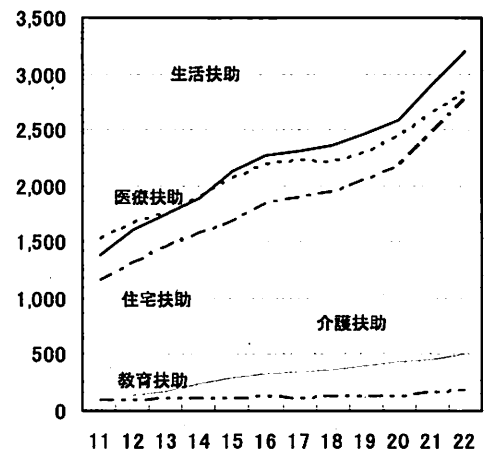
※ 保護率=年度平均



2 扶助別人員年次推移

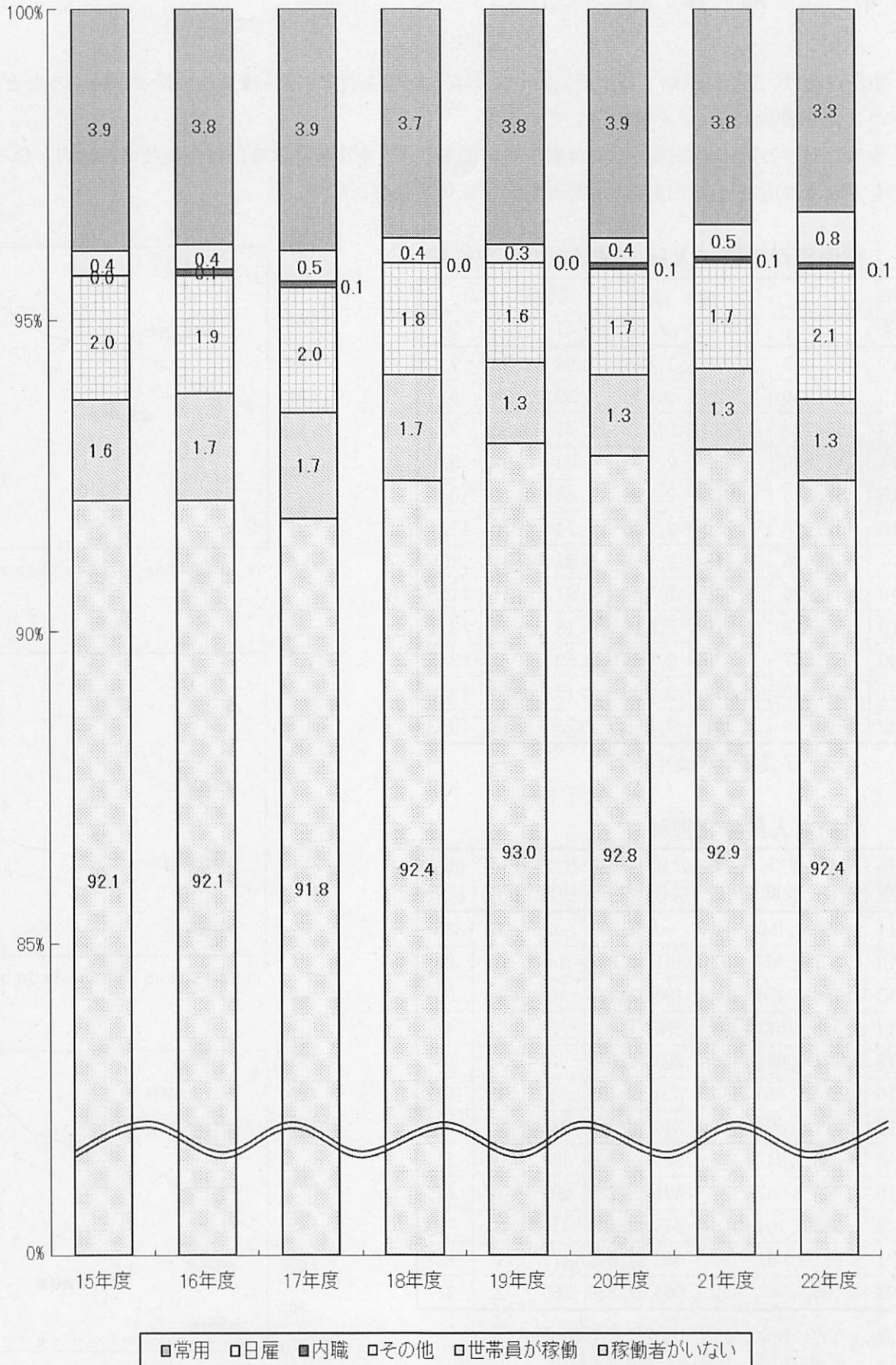
年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	生業扶助	出産扶助	葬祭扶助
11	1,390	1,160	83	—	1,517	4	1	36
12	1,607	1,305	91	141	1,655	14	0	35
13	1,758	1,456	102	183	1,757	10	1	38
14	1,886	1,573	108	238	1,894	3	1	42
15	2,141	1,684	110	293	2,073	3	1	68
16	2,270	1,830	114	324	2,192	1	1	51
17	2,311	1,885	111	344	2,219	285	2	55
18	2,363	1,947	116	364	2,200	429	0	71
19	2,469	2,047	127	401	2,289	299	1	67
20	2,598	2,164	128	443	2,429	413	0	72
21	2,911	2,466	157	459	2,643	477	1	80
22	3,196	2,757	172	504	2,839	466	2	77

※ 生活、住宅、教育、医療は月平均人員
生業、出産、葬祭は年度延べ人員



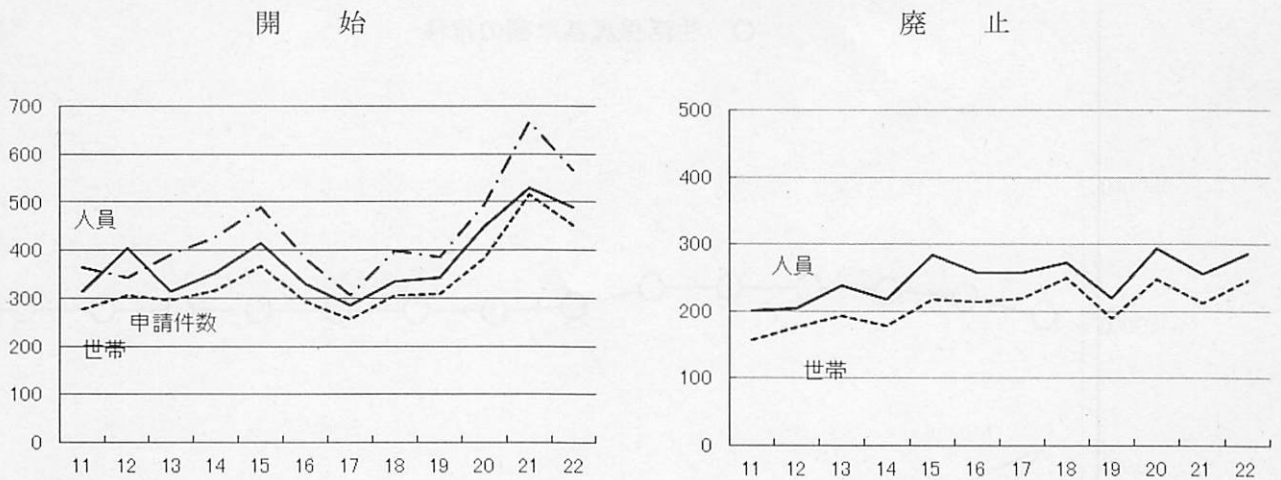
3 労働力類型年次推移

10世帯のうち約9世帯は稼働者のいない世帯である。

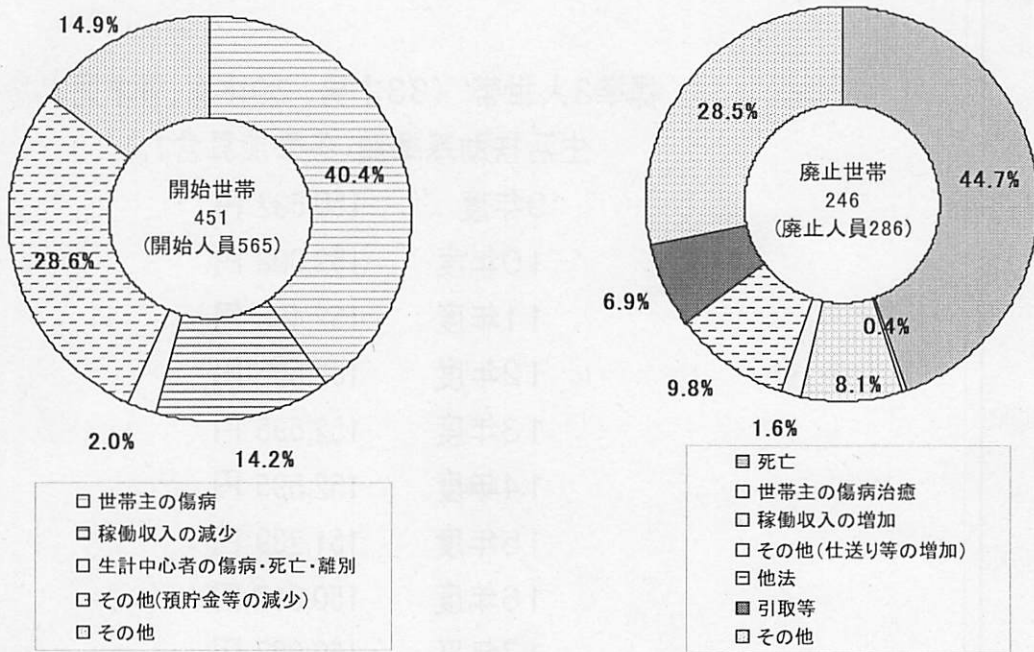


4 保護開始・廃止の世帯員の推移および開始・廃止の理由別構成

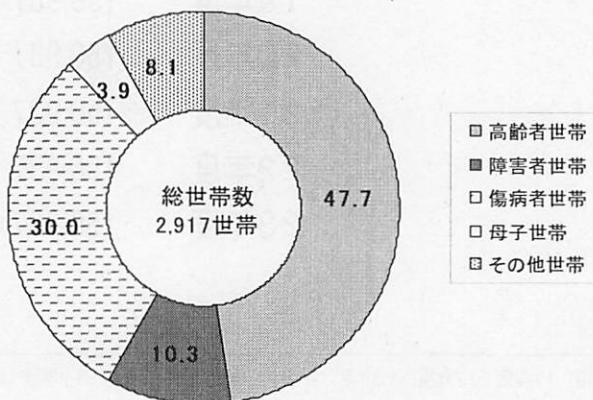
○ 保護開始・廃止の世帯人員の推移



○ 開始・廃止の理由別構成 (平成22年度)

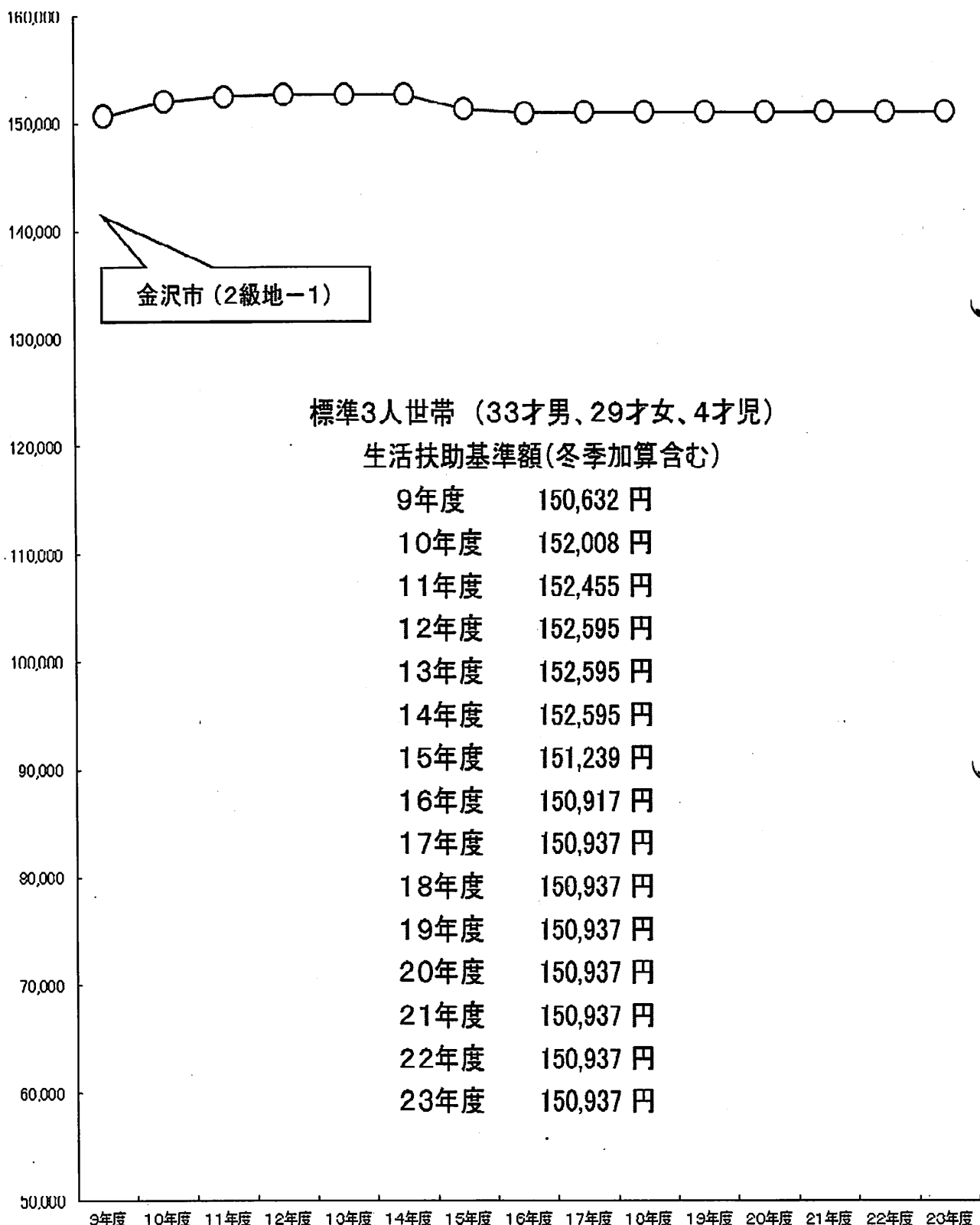


5 世帯類型構成比 (平成22年度)



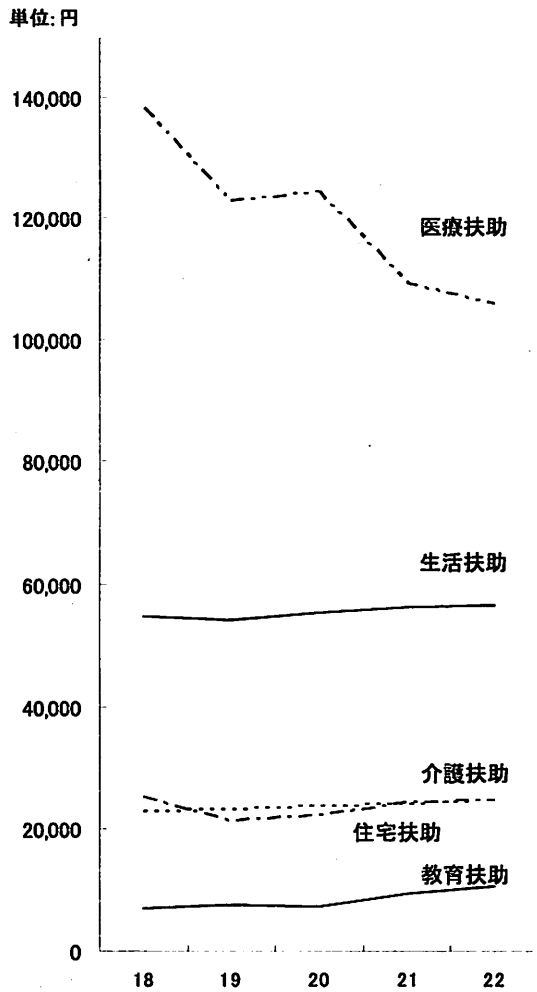
6 生活保護基準額の推移

○ 生活保護基準額の推移

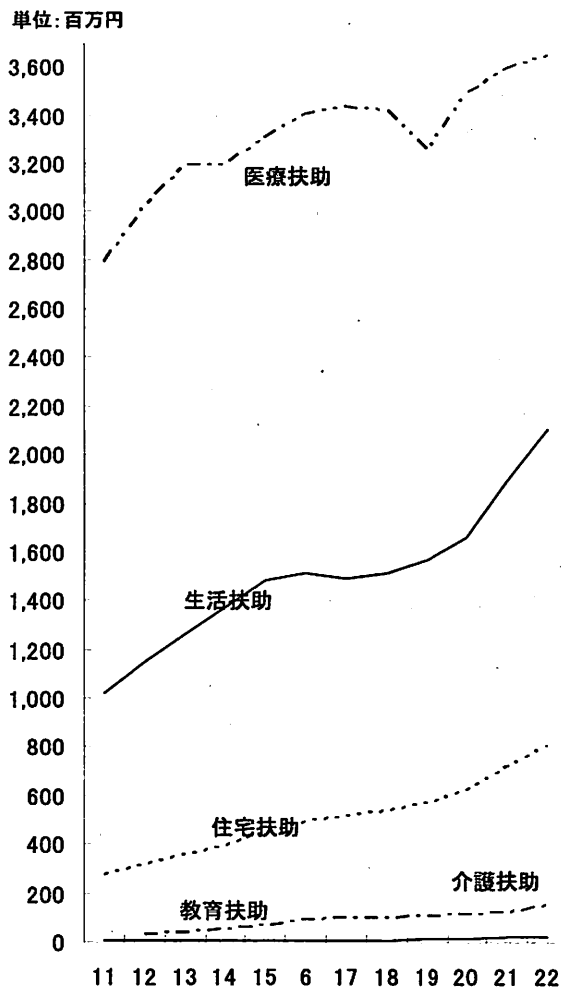


7 扶助費構成の年次推移

1月分の1人当りの扶助費の年次推移



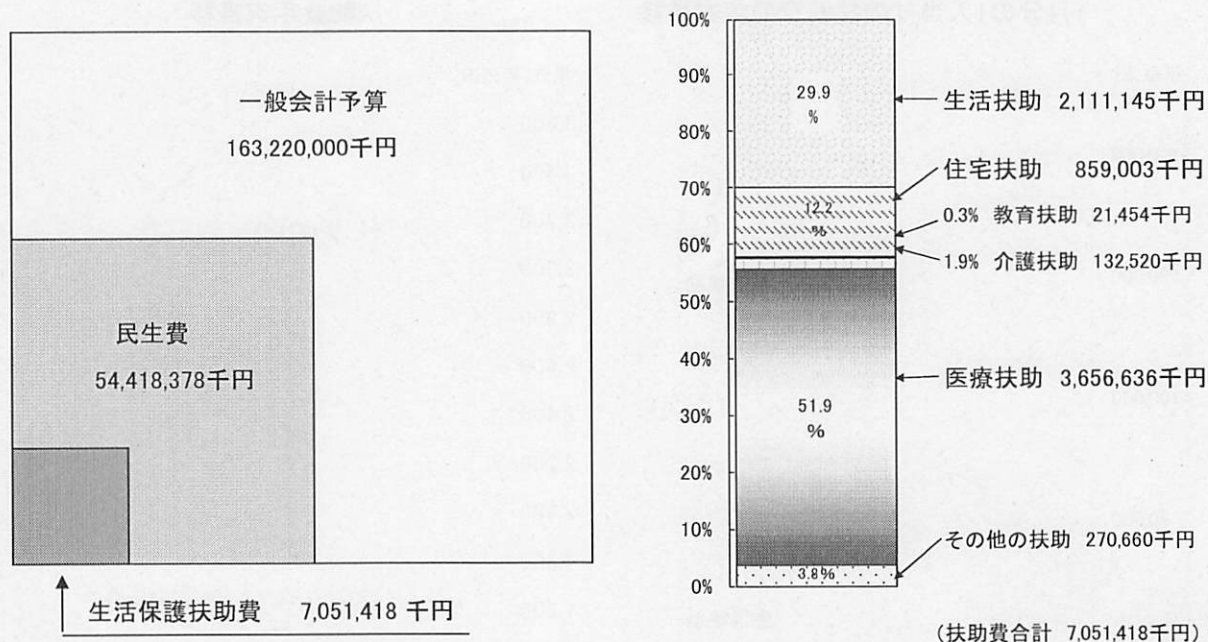
扶助費年次推移



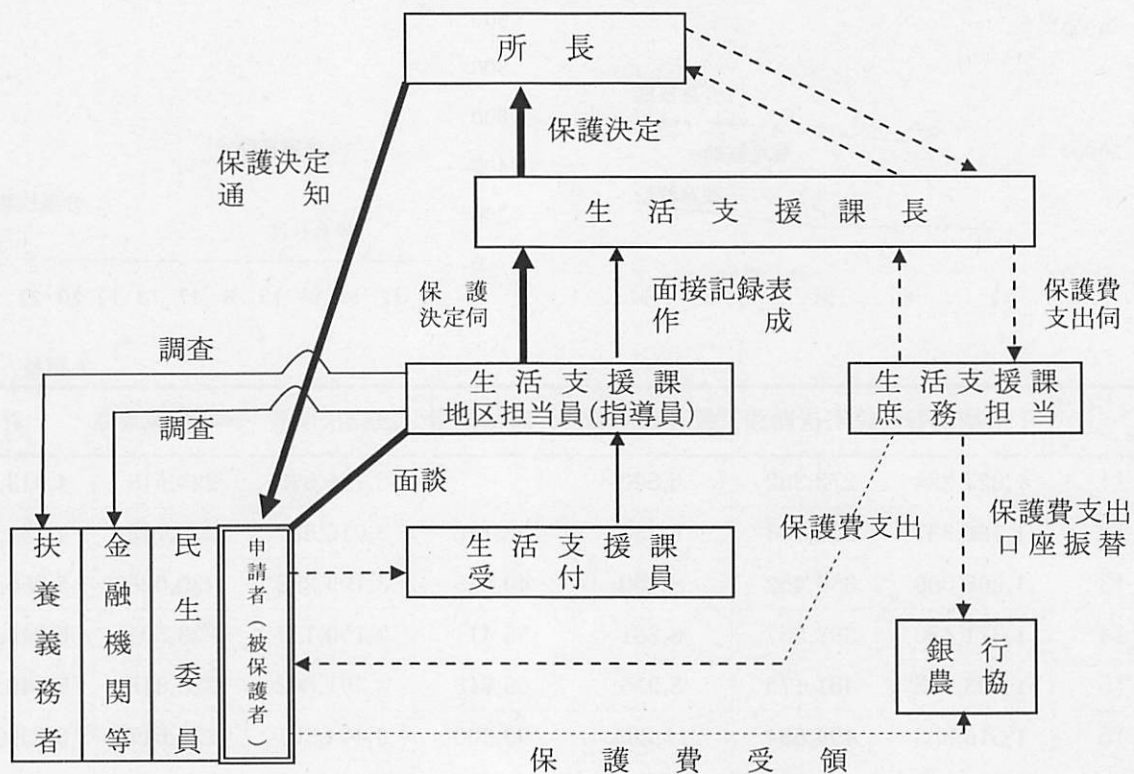
(単位: 千円)

区分 年度	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	その他扶助費等	計
11	1,023,224	273,382	6,600	-	2,786,675	223,518	4,313,399
12	1,156,337	314,784	6,750	28,140	3,016,522	218,715	4,741,248
13	1,265,068	356,452	8,400	40,845	3,195,258	220,026	5,086,049
14	1,371,490	397,087	8,281	56,411	3,190,117	223,504	5,246,890
15	1,483,245	451,173	8,936	66,618	3,301,802	228,815	5,540,589
16	1,516,353	494,654	11,205	90,500	3,404,301	222,517	5,739,530
17	1,497,017	513,006	9,932	94,603	3,437,409	236,494	5,788,461
18	1,513,526	539,632	10,139	98,195	3,423,358	242,606	5,827,456
19	1,572,361	572,311	11,982	107,774	3,254,483	241,937	5,760,848
20	1,662,735	622,526	12,569	117,149	3,489,578	253,810	6,158,367
21	1,893,692	718,591	20,051	123,691	3,592,886	265,519	6,614,430
22	2,111,963	800,871	23,761	149,151	3,649,295	263,116	6,998,157

8 金沢市の予算と生活保護扶助費（23年度）



9 生活保護ケースおよび保護費取扱表



- 《備考》
- 生活保護費の支給は原則として、地方自治法施行令第165条の2による口座振替の方法によるものとする。
 - 保護費は口座振替の方法によるものについて、毎月概ね4日および19日に支給する。窓口で支払うものについては、毎月概ね5日に支払うほか、月に3回の支給日を定めている。

Ⅱ 法外援護等

1 金沢市援護規則抜粋

第1条 この規則は、金沢市に住所を有し、生活に困窮して生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けるに至らないもの（教育援護及びその他の援護については被保護者を含む。）及び心身障害者に対し必要な援護を行い、その自立を助長することを目的とする。

2 援護の種類

- (1) 教育援護は、義務教育に係る修学旅行又はこれに準ずる校外活動の支度金の一部を補給するものとする。
- (2) 療養援護は、医療費（看護料を含む）の支払により生活に困窮している世帯に対し、療養費の全部又は一部を補給するものとする。
- (3) 新規就労援護は、生活に困窮している世帯の子弟が中学校を卒業し、新規に就労する場合であつて、かつ、その世帯が支度資金に窮する時その一部を補給するものとする。
- (4) その他の援護は、生活に困窮している世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる時、必要とする経費の全部又は一部を補給するものとする。

3 法外援護費

（単位：円）

区分 年度	援 護 の 種 類					計
	教育援護費	療養援護費	新規就労 援 護 費	その他の 援 護 費	夏季・歳末見舞金	
11	1,522,000	5,362,455	30,000	683,463	夏 冬 9,127,000 29,005,500	45,730,418
12	1,786,000	5,950,175	—	813,847	夏 冬 9,824,500 29,957,500	48,332,022
13	2,096,000	8,963,256	—	909,486	夏 冬 10,511,000 30,314,500	52,794,242
14	2,448,000	10,862,849	—	559,000	夏 冬 11,383,000 31,328,000	56,580,849
15	2,742,000	8,269,955	120,000	640,625	夏 冬 11,876,000 31,619,000	55,267,580
16	2,960,000	11,003,309	180,000	1,073,650	夏 冬 夏 冬 11,934,000 32,205,000	59,355,959
17	2,048,000	10,532,452	120,000	414,613	夏 冬 夏 冬 12,591,000 32,577,000	58,283,065
18	2,208,000	9,981,264	90,000	138,000	夏 冬 12,960,000 27,072,000	52,449,264
19	2,312,000	7,455,118	210,000	262,109	夏 冬 13,236,000 27,669,000	51,144,227
20	2,496,000	11,072,427	120,000	356,500	夏 冬 夏 冬 13,542,000 27,939,000	55,525,927
21	2,924,000	11,051,001	120,000	92,000	夏 冬 夏 冬 14,493,000 28,335,000	57,015,001
22	3,140,000	9,942,027	30,000	105,500	夏 冬 15,294,000 28,179,000	56,690,527

4 夏季・歳末見舞金支給状況

	支給対象者	支給金額(1世帯当り)
夏季見舞金	(1) 生活保護受給世帯	3,000 円
	(2) 養護老人ホーム入所者、特別養護老人ホーム入所者	3,000 円
	(3) 救護施設入所者	3,000 円
	(4) 知的障害者更生援護施設入所者	3,000 円
	(5) 身体障害者更生援護施設入所者	3,000 円
	平成22年度支給対象者	5,098人
歳末見舞金	上記(2)～(5)	3,000 円
	(6) ねたきり高齢者	3,000 円
	(7) 特別児童扶養手当受給者	3,000 円
	(8) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳「A」所持者	3,000 円
	(9) 児童福祉施設入所者	3,000 円
	平成22年度支給対象者	9,393人

5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付制度

国がこの制度の法制化を昭和48年度に行ったことに基づいて、本市も災害により死亡した市民（災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。）の遺族に対する弔慰金の支給及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた災害障害見舞金の支給並びに被害を受けた世帯の世帯主に対する援護資金の貸付を行い、市民の福祉の増進に資することとしている。

(1) この制度における災害とは次の災害とする。

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生じた場合で、国の災害救助法の適用を受けた災害をいう。

(2) 弔慰金、障害見舞金及び貸付金の額

① 弔慰金の額

災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その者が死亡当時において、その世帯の生計の中心者である場合には500万円、その他の場合には250万円。ただし、既に災害障害者見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除した額

② 災害障害見舞金の額

災害により負傷し、又は疾病にかかり、障害となったときの見舞金の額は、生計を主として維持していた場合250万円その他の場合には125万円

③ 援護資金の貸付額

1 災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による被害の程度に応じそれぞれ次のように定められている。

ア. 世帯主が療養期間おおむね1ヵ月以上の負傷を受け、かつ、次のいずれかに該当する場合にはその区分に応じて定められている額

- (ア) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である災害及び住居の損害がない場合 150万円
- (イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- (ウ) 住居が半壊した場合 270万円
- (エ) 住居が全壊した場合 350万円

イ. 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- (ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- (イ) 住居が半壊した場合 170万円
- (ウ) 住居が全壊した場合 250万円
- (エ) 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

ただし、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情がある場合には、アの(ウ)は350万円、イの(イ)は250万円、イの(ウ)は350万円とする。

第5 介護保険課

1 制度のあらまし

(1) 保険に加入する方

65歳以上の方（第1号被保険者）および40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）

(2) 給付の対象となる場合

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）または、要介護状態にならないように支援が必要な状態（要支援状態）になったとき。

（ただし、第2号被保険者の場合、初老期認知症、脳血管疾患など特定疾病が原因とされる病気により介護等が必要になった方のみ）

(3) 利用料

- 利用料は、原則としてかかった費用の1割
（ただし、在宅サービスは、要介護度ごとの利用限度額の範囲内で利用できる。）
- 施設サービスとショートステイは、1割の利用料のほかに食費と居住費の負担もある。

(4) 保険料

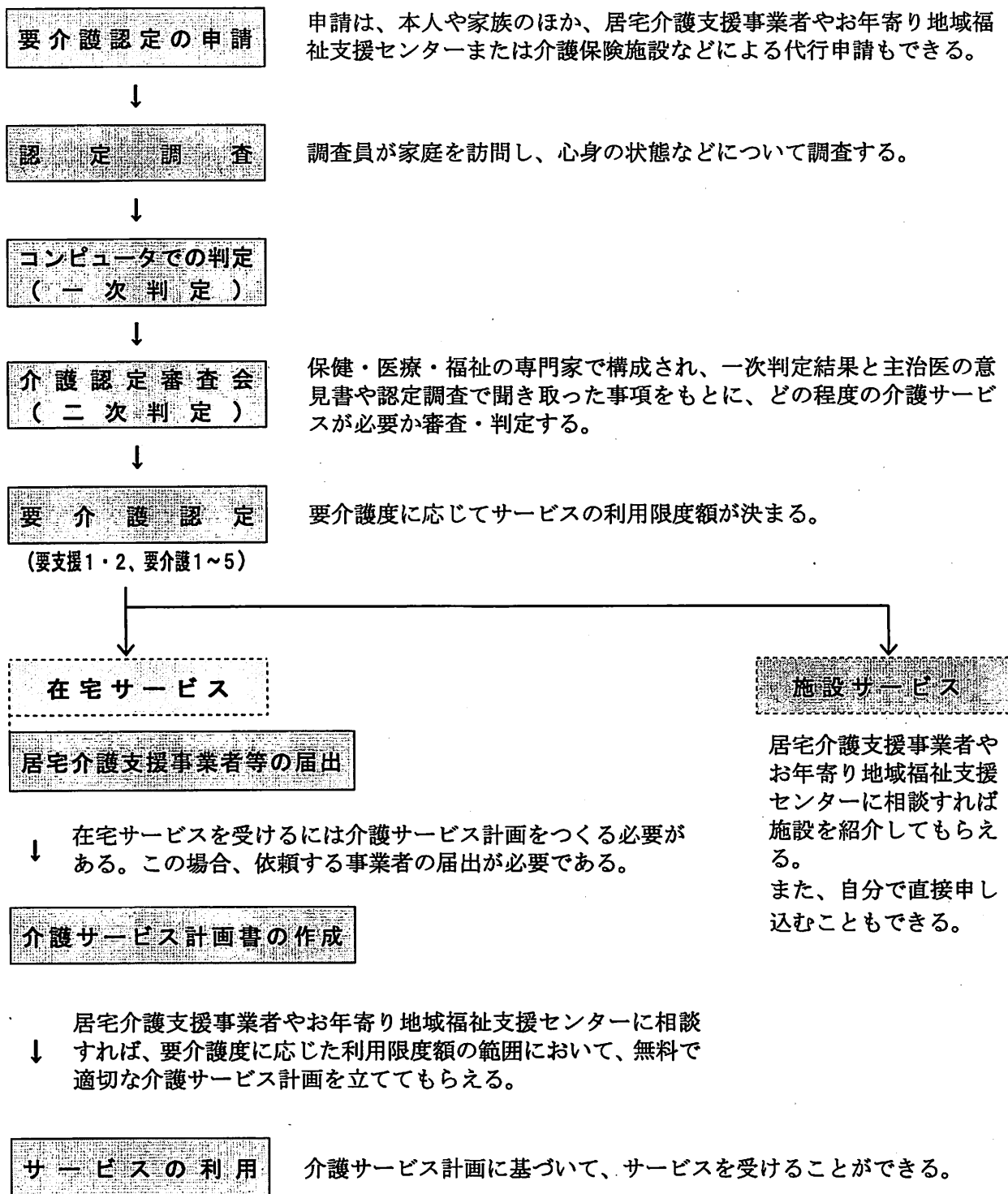
第1号被保険者	第2号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料は市町村が設定 ● 所得に応じた保険料（9段階区分） ● 原則年齢・退職年金や遺族年金・障害年金から天引きにより徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料の計算方法や金額は加入している医療保険によって異なり、医療保険料と一括して納入する。

2 介護保険サービスの種類

在宅サービス	施設サービス
<p>訪問サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇訪問介護（ホームヘルプサービス） ◇訪問入浴介護 ◇訪問看護 ◇訪問リハビリテーション ◇居宅療養管理指導 <p>通所サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇通所介護（デイサービス） ◇通所リハビリテーション（デイケア） <p>短期入所サービス（ショートステイ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇短期入所生活介護 ◇短期入所療養介護 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇特定施設入居者生活介護 ◇福祉用具貸与 ◇福祉用具購入 ◇住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ◆介護老人保健施設 （老人保健施設） ◆介護療養型医療施設 <hr/> <p style="text-align: center;">地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者のグループホーム） ◇認知症対応型通所介護 ◆地域密着型介護老人福祉施設 （小規模な特別養護老人ホーム） ◇小規模多機能型居宅介護

◇印については、介護予防を目的としたサービスも提供している。

3 要介護認定からサービス利用までの手続き



※非該当となった場合は、介護保険サービスは受けられないが、金沢市が実施する介護予防事業への参加を勧めている。

4 要介護認定の状況

金沢市介護認定審査会が、64合議体、192人の委員により審査・判定を実施

(1) 要介護認定申請者数

区 分	新規申請	更新申請	変更申請	計
平成20年度	3,880	14,191	1,354	19,425
平成21年度	3,984	11,141	1,333	16,458
平成22年度	4,452	14,734	1,602	20,788

※ 各年度末の状況

(2) 要介護認定者数（実人数）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成20年度	1,612	3,501	2,650	3,178	2,940	2,128	1,820	17,829
平成21年度	2,123	3,172	2,920	3,300	2,933	2,186	1,812	18,446
平成22年度	2,529	3,072	3,053	3,587	2,730	2,251	2,010	19,232

※ 各年度末の状況

5 事業者の指定状況

※ 市内に所在する事業者のみ

区 分	サービスの種類	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
		事業所数	事業所数	事業所数
在宅サービス	訪問介護	88(85)	97(94)	100(96)
	訪問入浴介護	4(5)	4(4)	4(4)
	訪問看護	172(170)	168(166)	168(166)
	訪問リハビリテーション	94(94)	93(93)	92(92)
	居宅療養・管理指導	505(502)	509(507)	518(515)
	通所介護	112(108)	128(122)	143(137)
	通所リハビリテーション	29(29)	149(152)	148(151)
	短期入所生活介護	23(22)	26(25)	29(28)
	短期入所療養介護	20(20)	19(19)	20(20)
	特定施設入居者生活介護	8(5)	8(5)	9(5)
	福祉用具貸与	42(40)	39(39)	40(40)
	福祉用具販売	45(45)	44(44)	43(43)
居宅介護支援	居宅介護支援	120(19)	120(19)	126(19)
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	3	5
	認知症対応型共同生活介護	32(32)	33(33)	36(36)
	認知症対応型通所介護	10(10)	10(10)	12(12)
	小規模多機能型居宅介護	3(3)	5(4)	10(8)

施設サービス	介護老人福祉施設	15	18	18
	介護老人保健施設	10	11	11
	介護療養型医療施設	15	12	11
計 (延べ事業所数)		1,377 (1,178)	1,349 (1,189)	1,543 (1,372)

※ () 内は、介護予防サービス

6 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス毎の利用者数等

区 分	サービスの種類	平成22年3月審査分(2月利用分)		平成23年3月審査分(2月利用分)	
		件数(人数)	日数・回数	件数(人数)	日数・回数
在宅サービス	訪問介護	4,056	39,143	4,234	41,551
	訪問入浴介護	164	666	165	717
	訪問看護	882	4,628	939	4,857
	訪問リハビリテーション	131	641	123	592
	居宅療養管理指導	1,229	2,356	1,360	2,608
	通所介護	5,858	47,991	6,229	52,453
	通所リハビリテーション	1,835	14,502	1,772	14,134
	短期入所生活介護	949	9,286	1,051	11,444
	短期入所療養介護	123	916	123	927
	特定施設入居者生活介護	414	11,137	449	12,250
	福祉用具貸与	3,595		3,924	
	福祉用具購入	100		94	
	住宅改修	73		94	
居宅介護支援	居宅介護支援	10,038		10,773	
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	82	2,210	141	3,587
	認知症対応型共同生活介護	705	19,382	746	20,783
	認知症対応型通所介護	156	1,577	180	1,723
	小規模多機能型居宅介護	85	1,774	177	3,544
施設サービス	介護老人福祉施設	1,708	46,701	1,718	46,243
	介護老人保健施設	1,174	31,504	1,176	31,731
	介護療養型医療施設	399	10,935	347	9,745

(2) 介護保険給付費の状況

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度
在宅サービス	11,942,708	12,825,455
地域密着型サービス	2,515,108	2,905,873
施設サービス	10,319,067	10,292,755
その他(高額サービス費、審査支払手数料等)	1,408,753	1,544,331
合 計	26,185,636	27,568,414

7 介護保険料の状況

(1) 年度別保険料

(単位：円)

所 得 段 階 区 分	平成15～17 年度	平成18～20 年度	平成21～23 年度
①生活保護の受給者の方、 老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	23,580	22,800	22,800
②世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	35,370	28,500	28,500
③世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方		39,900	39,900
④世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	47,160	57,000	48,450
⑤世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方			57,000
⑥本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	58,950	71,250	65,550
⑦本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方			71,250
⑧本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	70,740	85,500	85,500
⑨本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方			99,750

(2) 所得段階別人数

(単位：人)

所 得 段 階 区 分	平成21年度	平成22年度
①生活保護の受給者の方、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	1,575	1,639
②世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	13,581	13,745
③世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	11,048	12,100
④世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	14,633	13,928
⑤世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	12,022	12,589
⑥本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	12,490	12,949
⑦本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	12,198	12,376
⑧本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	12,756	12,111

⑨本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方	3,718	3,293
計	94,021	94,730

※ 各年度末の状況

8 在宅介護の推進

在宅での介護を支援するために、介護保険の対象とならない費用の一部を助成する。

● 在宅サービス利用料助成事業

要介護3～5と認定された方の在宅生活を支援するため、利用限度額を超えて利用した在宅サービスについて、利用料の一部を助成する。

- | | |
|-----|---|
| 対象者 | ①要介護3～5と認定された方
②世帯全員が市民税非課税
③ショートステイの利用日数が月の半数を超えていない |
| 助成額 | 利用限度額を超えたサービスの費用の2分の1（上限額22,700円） |

9 介護人材の養成

介護福祉士国家資格取得希望者に対し、資格取得に向けての講習等を行うことにより、質の高い福祉人材を養成・確保する。

● 介護福祉士国家試験受験対策講座

① 受験対策講座（講義）

開催数 年2回（昼間コース1回・夜間コース1回）

② 模擬試験

開催数 年4回（基礎編2回・実力編2回）

③ 受験対策講座（実技）

開催数 年8回

※受講料・受験料については、自己負担額の軽減あり。

- ・市内に在住し、H20年10月以降に解職・離職した方：全額免除
- ・市内に在住または勤務している方：3分の1を軽減
- ・その他の方：基本額

第6 長 寿 福 祉 課

1 高齢者福祉の背景

○高齢者の年次別推移

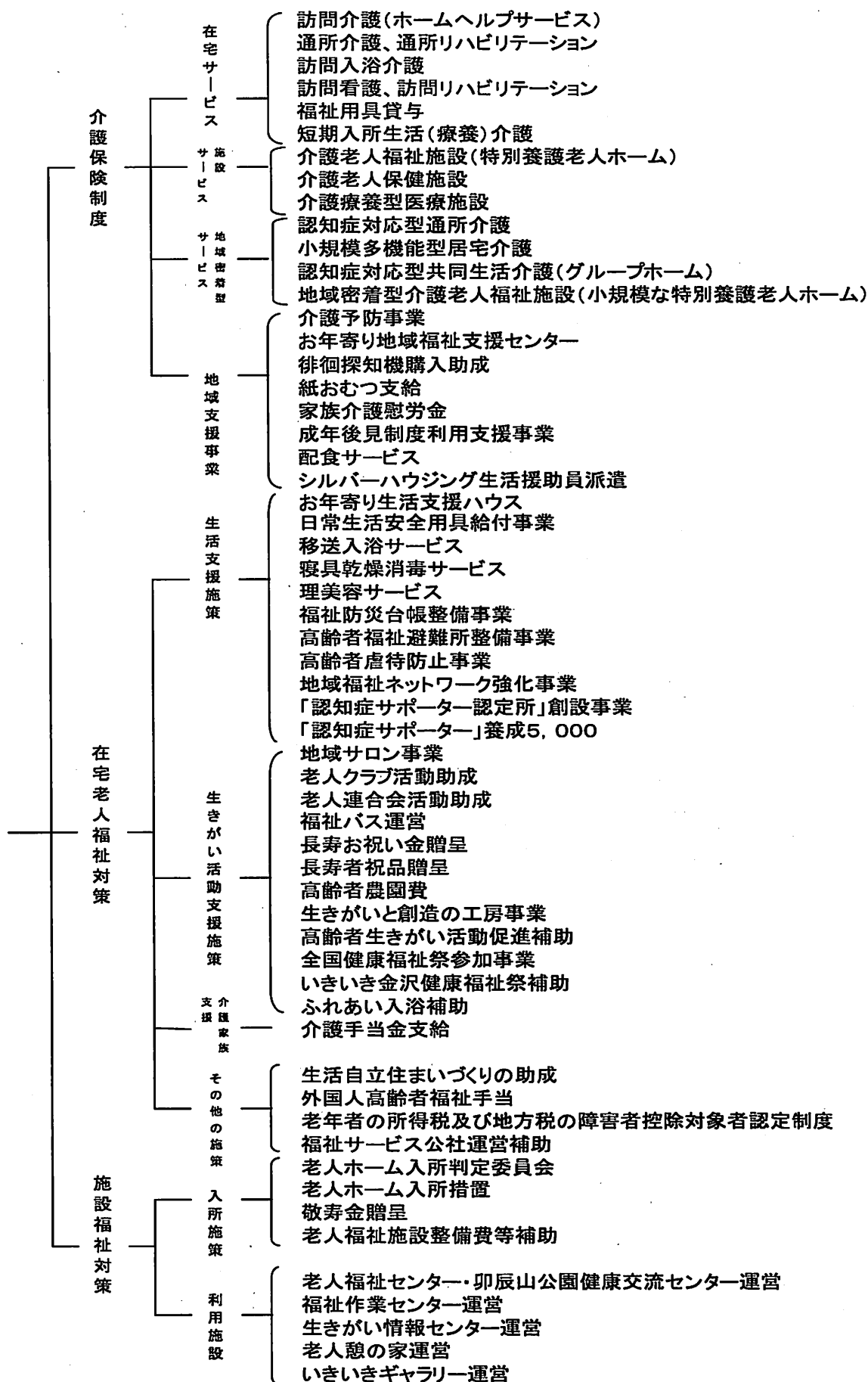
(各年7月1日現在)

年 度	総人口(A)	65歳以上人口 (B)	構成比 $\frac{(B)}{(A)}$	ひとり暮らし 高 齢 者	在宅ねたきり 高 齢 者
3	430,184	52,972	12.3	3,093	601
4	431,981	54,708	12.7	3,394	643
5	433,280	56,666	13.1	3,695	700
6	435,045	59,070	13.6	4,130	808
7	436,176	60,918	14.0	4,421	899
8	437,526	63,357	14.5	4,805	948
9	438,252	65,473	14.9	5,115	1,085
10	439,372	67,740	15.4	5,998	1,199
11	439,768	69,771	15.9	7,684	1,220
12	440,779	71,470	16.2	7,897	1,386
13	441,282	73,881	16.7	8,484	1,455
14	442,125	75,834	17.2	9,589	1,302
15	442,216	77,743	17.6	9,738	1,584
16	442,198	79,006	17.9	10,076	1,694
17	441,662	80,769	18.3	11,526	1,967
18	442,015	83,183	18.8	12,085	2,024
19	442,500	86,534	19.6	12,968	2,271
20	443,092	89,626	20.2	13,489	1,736
21	443,862	92,636	20.9	13,590	1,267
22	445,418	94,334	21.2	13,888	1,134

(1) 人口は住民登録人口による。

(2) ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者の数は「金沢市ねたきり、ひとり暮らし高齢者実態調査」の結果による。

2 高齢者福祉施策の体系



3 高齢者生活支援施策

(1) お年寄り生活支援ハウス（平成12.10発足）

在宅復帰を目的に、ひとり暮らしが困難な高齢者等を対象に一定期間、生活援助員の指導のもと、各種生活支援サービスを実施する。

場 所 シニアタウン21 2、3階（山科町午40番地1）

（委託先：社会福祉法人洋裕会、定員15名）

(2) 日常生活安全用具給付等事業

【ひとり暮らし・高齢者夫婦等世帯対象】

① 福祉電話貸与（昭和48.4発足）

ひとり暮らし高齢者およびねたきり高齢者またはねたきりに準ずると市長が認めた高齢者のみの世帯に対して孤独感を和らげるために、緊急通報装置付きの電話を貸与する。

22年度末貸与台数 38台

② 緊急通報装置貸与（昭和63.10発足、平成11.4月より地域福祉ネットワーク強化事業へ）

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯のうちねたきりの高齢者のいる世帯に対して、家庭内において身体等に異常が発生したとき、迅速かつ適切に対応するため緊急通報装置を貸与する。 22年度末貸与台数 1,226台

③ 自動消火器（昭和59.4発足）、ガス漏れ警報器（昭和57.4発足）、電磁調理器（平成5.4発足）

高齢者宅に防火安全用具を給付し、日常生活の安全を守る。

区分 年度	設 置 数			
	自動消火器	ガス漏れ警報器	電磁調理器	火災警報器※
12	49	36	70	—
13	54	39	77	—
14	48	39	86	—
15	81	36	94	—
16	48	28	61	—
17	41	25	70	—
18	54	43	52	145
19	82	64	45	358
20	77	49	54	412
21	50	33	47	—
22	36	14	64	—

※火災警報器の給付は、平成20年5月末で終了

(3) 移送入浴サービス（昭和49.7発足）

ねたきり高齢者を入浴設備のある施設へ移送し、入浴サービスを行い、身体を清潔にし、健康の保持を図る。

利用回数 おおむね週1回

委託先 城北クリニック

実利用者 3人（平成23.4月現在）

(4) 寝具乾燥消毒サービス（昭和50.4発足）

日頃使用している寝具を、洗濯ならびに乾燥消毒を行うことにより快適な環境をつくり健康保持、増進に寄与する。この事業は、市が民生委員等を通じ、利用申し込みのあった者に対し、委託業者が乾燥消毒については年9回、水洗いについては年3回、年間スケジュールにより巡回集配処理する。

- 対象者 (1) 3か月以上ねたきりまたは重度認知症のおおむね65歳以上の高齢者
平成22年度末現在登録者数 285人
(2) ヘルパーの訪問する65歳以上のひとり暮らしの高齢者
平成22年度末現在登録者数 126人

(5) 理美容サービス（昭和58.9発足）

65歳以上のねたきりまたは重度認知症の高齢者の衛生の向上、健康保持のため、理・美容業者が自宅へ出張して理容・美容サービスを実施する。

22年度 年2回 延利用者 313人

(6) 福祉防災台帳整備事業（平成18年3月発足）

災害時に自力で避難することが困難と思われる高齢者や障害のある方など（いわゆる「災害時要援護者」）を登載した福祉防災台帳を作成し、あらかじめ地域に配備しておくことで、災害時の情報伝達や避難誘導を円滑に進め、人的被害を最小限にとどめる。

台帳配備先 地域の自主防災組織の代表者、町会長、民生委員、消防分団長
金沢市（長寿福祉課、障害福祉課、消防局）

登載人数 5,994人（平成23年4月現在）

(7) 高齢者虐待防止事業（平成18年実施）

高齢者虐待防止と早期発見、対応を図るため関係機関と連携し、虐待防止相談、緊急保護などを実施

(8) 地域福祉ネットワーク強化事業（昭63.まちぐるみ福祉活動推進事業発足、平11.4制度改正）

すべての市民が心豊かに暮らせる福祉のまちづくりを目指し、地域福祉のネットワークを構築するため、民生委員を中心としたまちぐるみ福祉活動推進チームを組織し、地域の高齢者等が安心して生活できる地域社会の実現を地域住民の理解と協力を得ながら推進する。

あわせて、ひとり暮らし高齢者に緊急通報装置の貸与を行い、ネットワークの強化を図る。

(9) 「認知症サポーター認定所」創設事業（平成19年4月発足）

認知症講習会を受講した小売店や金融機関等に、「認知症サポーター認定所」ステッカーを配布し、認知症高齢者が安心して暮らせるまちづくりをすすめる。

(10) 「認知症サポーター」養成5000（平成19年4月発足）

認知症の高齢者と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症高齢者に対する理解と見守りを進め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをすすめる。

4 生きがい活動支援施策

(1) 地域サロン（平成12.4発足）

家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者の社会的孤立感の解消を図るとともに、住み慣れた地域での生きがいづくりを支援するために、各小学校区に1か所地域サロンを開設する。

活動内容 ● 会食会、手作り教室

- 小、中学生との世代間交流
- 健康教室等

委託先 地区社会福祉協議会

運営委託料 1か所あたり月額70千円上限（経費の2/3相当）

施設整備補助 1か所あたり2,000千円上限（同上）

(2) 老人クラブ活動助成（昭和38.4発足）

① 運営助成金 年額1クラブ当たり 46,560円助成
（平成8年度から、クラブの1会員に60円を乗じた額を加算）

② 金沢市老人連合会 年額 6,886千円（平成22年度実績）

老人クラブの推移

年度区分	助成対象のクラブ	年度区分	助成対象のクラブ	年度区分	助成対象のクラブ
平成11	273クラブ	平成15	279 クラブ	平成19	286 クラブ
〃 12	272	〃 16	277	〃 20	280
〃 13	279	〃 17	278	〃 21	281
〃 14	282	〃 18	280	〃 22	286

(3) 福祉バス運営（昭和56.4発足、平成2.9 1台増車、平成11.4 6、10月に1台増車、平成18年9月より利用者負担金導入、平成21年 11月に1台増車）

老人クラブ、老人連合会あるいは障害のある方の団体が、教養や生きがいを高め、健康の保持を図る等の事業を行うときに役立つよう2台の福祉バスを運行する。

利用できる事業 研修、見学、スポーツ、レクリエーション、訓練、釣り大会、海水浴など

利用できる日 年末年始を除く毎日

その他

- ① 利用できるのは、25人以上の団体
- ② バスに乗車できるのは、1回につき50人程度
- ③ 運行は、300km以内
- ④ 利用者負担金は、200kmまで6,000円/台、250kmまで8,000円/台、300kmまで10,000円/台

(4) 長寿お祝い金贈呈（昭和46.4発足）〔金沢市敬老福祉金支給条例〕

（平成13.4改正）〔金沢市長寿お祝い金条例〕

（平成17.4経過措置を廃止）

（平成20.4改正）支給対象年齢及び金額を改正

当年9月15日現在、88歳の方及び99歳以上の方に30,000円を支給します。（支給日は毎年9月15日）

年度	区分	支給額（1件当たり）	人数	金額（千円）
平成12年	85歳以上	15,000	7,790	116,850
	80～84歳	8,000	8,989	71,912
平成13年	85歳以上	15,000	7,790	116,850
	80～84歳	8,000	8,989	71,912
	77歳	5,000	2,743	13,715
平成14年	85歳以上	15,000	8,744	131,160
	80～84歳	8,000	9,827	78,616
	77歳	5,000	3,109	15,545

平成15年	85歳以上	15,000	9,138	137,070
	80～84歳	8,000	10,100	80,800
	77歳	5,000	3,241	16,205
平成16年	85歳以上	15,000	9,530	142,950
	80～84歳	8,000	8,190	65,520
	80歳	10,000	2,495	24,950
	77歳	5,000	3,076	15,380
平成17年	100歳以上	50,000	83	4,150
	99歳	30,000	55	1,650
	90歳	20,000	847	16,940
	88歳	15,000	1,130	16,950
	80歳	10,000	2,783	27,830
	77歳	5,000	3,466	17,330
平成18年	100歳以上	50,000	97	4,850
	99歳	30,000	78	2,340
	90歳	20,000	892	17,840
	88歳	15,000	1,102	16,530
	80歳	10,000	2,922	29,220
	77歳	5,000	3,638	18,190
平成19年	100歳以上	50,000	110	5,500
	99歳	30,000	82	2,460
	90歳	20,000	902	18,040
	88歳	15,000	1,093	16,395
	80歳	10,000	2,757	27,570
	77歳	5,000	3,411	17,055
平成20年	100歳以上	30,000	140	4,200
	99歳	30,000	88	2,640
	88歳	30,000	1,398	41,940
平成21年	100歳以上	30,000	166	4,980
	99歳	30,000	104	3,120
	88歳	30,000	1,493	44,790
平成22年	100歳以上	30,000	181	54,300
	99歳	30,000	108	3,240
	88歳	30,000	1,451	43,530

(5) 長寿者祝品贈呈 (昭和39.4発足)

(平成18.4米寿者祝品を廃止)

長寿者(当年度満100歳)91人に祝品を贈呈した。(平成22年度)

(6) 高齢者農園費 (昭和48.4発足)

老人福祉センター併設農園

農園場所 老人福祉センター「万寿苑」、「松寿荘」および「鶴寿園」の隣接地

申込資格 金沢市内の老人クラブ

申込先 各老人福祉センター

(7) 生きがいと創造の工房事業（昭和62.4発足）《財団法人金沢市福祉サービス公社へ委託》

高齢者の生きがいを高めるために、陶芸講座、手工芸講座（藁工芸）、木彫講座および園芸講座を開講

講座登録 予定人数	陶芸 80人	手工芸 25人	木彫 17人	園芸 25人
開講日数	月4回×12月	冬期間2回	月4回×12月	年2回

(8) 高齢者生きがい活動促進費補助（昭和61.4より補助）

高齢者の生きがい推進のため老人連合会主催の絵画教室、体育祭、演芸大会、作品展、健康づくり講座、ニュースポーツ講習会、グラウンドゴルフ大会、老人の日・老人週間事業の開催の必要経費について一部助成する。

22年度予算額 1,790千円

(9) 全国健康福祉祭参加事業（平成元発足）

全国健康福祉祭に参加する金沢市の選手に、激励費を贈呈する。

1人当り 5,000円

(10) いきいき金沢健康福祉祭開催費補助（平成2発足）

いきいき金沢健康福祉祭（ゲートボール、ペタンク、グラウンドゴルフ、囲碁、将棋等）の開催に補助するとともに、ゆうゆう石川スポーツ交流大会の金沢地区予選と位置づけて実施する。

22年度予算額 400千円

(11) ふれあい入浴補助（平成7.5発足）

福祉の増進および一般公衆浴場施設の活性化を図るため、65歳以上の方に対し年22回100円で入場できる入浴補助券を交付する。

5 介護家族支援施策

(1) 介護手当金支給（平成元発足）

在宅のねたきり高齢者または重度の認知症高齢者を3箇月以上常時介護する方に対し、介護手当金を支給することによりその労をねぎらうとともに、広く市民の高齢者に対する関心と理解を深める。

要介護者の状態が要介護4または5（重度の認知症の場合は3でも支給することがあります。）の方に限ります。

支給金額 5,000円（月額）

支給人員 383人（平成22年度12月支給人数実績）

支給時期 4月、8月、12月

6 その他の在宅福祉施策

(1) 金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成制度（平成6.4発足）

① 目的 自立した日常生活を過ごせるように住宅を整備（浴室・便所等のバリアフリー化改造）する場合に、その資金を助成する。

介護保険制度において要介護・要支援認定者、身体障害者手帳1・2級所

持者（全部）、または3級所持者（下肢・体幹・脳病変による運動機能障害）

② 助成の内容

生活保護世帯……………限度額 1,000千円（助成率100%）

市民税・所得税非課税世帯……………限度額 700千円（助成率 90%）

所得税額5万円以下の世帯…………… 限度額 500千円（助成率 70%）

※介護保険や重度障害の住宅改修制度を利用できる場合、助成額からそれら制度の給付額を控除した額となります。

※所得税額または市民税額の対象となる所得は、7月から12月受付分は前年分、1月から6月受付分は前々年分となります。

(2) 外国人高齢者福祉手当（平成7.4発足）

大正15年（1926年）4月1日以前生まれで昭和57年（1982年）1月1日前に外国人登録をし、申請日現在、金沢市に引き続き1年以上外国人登録または住民登録がある方で公的年金を受けていない方に月10,000円を年3回に分けて支給する。（所得制限あり）

(3) 高齢者の所得税及び地方税の障害者控除対象者認定制度（平成18年11月発足）

障害者手帳等の交付を受けている方のほか、12月31日現在65歳以上の方で身体障害者等に準ずる方として市町村長等の認定を受けている方が、障害者控除の対象とされており、その認定を行うものである。

7 地域支援事業

(1) お年寄り地域福祉支援センター〔お年寄り地域福祉支援センター運営事業等実施要綱〕

24時間対応の相談援助体制を整備し、虐待防止など高齢者の権利擁護に努め、高齢者の実態・ニーズ把握、保健福祉の情報提供および適切な介護予防マネジメントを行うとともに、高齢者への包括的・継続的なサービス提供が行われる体制の構築を支援する。

市内19箇所設置（平成18年4月1日発足）

担当お年寄り 福祉支援センター	お年寄り地域福祉支援センター	住 所
元 町 (元町1-12-12)	き し か わ	岸川町ほ5 金沢朱鷺の苑内
	ふ く ひ さ	福久町ワ1-1 福久ケアセンター内
	か す が	鳴和1-1-10 城北ショッピングセンター内
	お お て ま ち	大手町9-1
	む ね ひ ろ	桜町24-30 宗広病院内
	た が み	田上本町カ45-1 ピカソ内 ※上辰巳町10字211-1 第二金沢朱鷺の苑内
駅 西 (西念3-4-25)	も ろ え	諸江町上丁231-2
	く ら つ き	鞍月東1-9 映寿会みらい病院内
	え き に し ほ ん ま ち	駅西本町6-15-41 金沢西病院内
	ひ ろ お か	広岡2-1-7 中央金沢朱鷺の苑内
	か み あ ら や	上荒屋1-39 やすらぎホーム内
き た づ か	北塚町西440 あいびす内	

泉野 (泉野町6-15-5)	とびうめ	飛梅町2-1
	みつくちしんまち	三口新町1-8-1 万陽苑内 ※小三牛町24字3-1 第三万陽苑内
	ながさか	長坂町チ15 あっぷる内
	いずみの	泉野町6-15-5 泉野福祉健康センター内
	ありまつ	有松5-1-7 金沢有松病院内
	やましな	山科町午40-1 シニアマインド21内
	まがえ	馬替2-124-1

※は担当地域の窓口センターです。

平成22年度お年寄り地域福祉支援センター業務実績

相談件数			相談内容別件数 (延べ)										
延件数	うち訪問	うち夜間	サービス利用	介護方法	介護保険	介護予防	認知症	虐待	権利擁護	ケアマネ相談	医療	経済関係	その他
32,776	13,177	527	3,528	13,628	13,161	5,408	2,391	532	450	1,124	3,348	638	3,232

高齢者 実態把握	対応内容別件数 (延べ)								
	申請代行	助言相談傾聴	情報提供	連絡調整	訪問	ケース検討会	介護保険利用	プランニング	その他
5,316	970	21,848	17,136	9,978	11,380	443	4,253	252	1,327

介護予防教室等の開催				
転倒予防	認知症予防	自立支援	地域自主活動	家族介護
350	323	349	105	260

ケアプラン作成	
新予防給付数	介護予防
5,645	269

(3) 徘徊探知機購入助成 (平成14.4発足)

認知症高齢者の徘徊を早期に発見し、事故を未然に防止するとともに、家族が安心して介護できる環境を整備する。

対象 65歳以上で、徘徊行動が認められ、要支援以上の要介護認定を受けた在宅高齢者を介護する家族

助成 徘徊高齢者1人あたり1台、契約時に必要な額に対し、10,000円を上限とする。

支給件数 0件 (平成22年度実績)

(4) 紙おむつ支給 (昭和56.4発足)

在宅の3か月以上ねたきりまたは重度認知症の高齢者に対し紙おむつを給付することにより、その世帯の経済的負担を軽減し、保健衛生の向上を図る。給付枚数は、本人、配偶者および扶養義務者のそれぞれの所得税額に基づき次の区分とし、それぞれが50,000円以下の場合に給付する。

所得税額 21,000円以下 1日平型5枚またはテープ止めパンツ型2枚パッド4枚またははくパンツ2枚パッド4枚

21,001円以上50,000円以下 1日平型3枚またはテープ止めパンツ型1枚パッド2枚またははくパンツ1枚パッド2枚

(平成22年度月平均利用者数 367人)

(5) 家族介護慰労金支給（平成13.4発足）

国の介護家族支援特別対策を受け、自宅で日常的に介護している方に対して、家族介護慰労金を支給し、高齢者福祉の増進に寄与する。

支給金額 年額 10万円

支給人員 3人（平成22年度実績）

支給要件 要介護度4・5のねたきり高齢者等が1年間介護サービスを利用しなかった場合（住民税非課税世帯を対象）

(6) 配食サービス（昭和61.6配食サービス発足、平成12.4事業拡大、平成16.4「食」の自立支援事業へ、平成18.4再び配食サービス事業へ）

調理の困難なひとり暮らしまたは高齢者夫婦世帯を対象に、利用者の安否確認も兼ねて、食事の宅配サービスを実施する。

配食サービス委託先 あいびすほか23事業者

実利用者 1,031人（平成23.3月現在）

(7) シルバーハウジング生活援助員派遣事業（平成12.10発足）

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などサービスを提供する。

場 所 市営額新町住宅（委託先：財団法人金沢市福祉サービス公社）

27戸（高齢者18戸、身体障害者9戸）

県営平和町住宅（委託先：社会福祉法人陽風園）

27戸（高齢者27戸）

市営八日市住宅（委託先：財団法人金沢市福祉サービス公社）

20戸（高齢者17戸、身体障害者3戸）

市営粟崎町住宅（委託先：財団法人金沢市福祉サービス公社）

21戸（高齢者19戸、身体障害者2戸）

市営田上本町住宅（委託先：財団法人金沢市福祉サービス公社）

21戸（高齢者19戸、身体障害者2戸）

8 入 所 施 設

(1) 老人ホーム入所判定委員会

老人福祉法の規定に基づき、養護老人ホームの入所に関し適正な措置の実施を図るため、医師、老人ホームの施設長、保健所長、お年寄り地域福祉支援センターの長および長寿福祉課長で構成され、入所措置の要否等について審議する。

(2) 老人ホーム入所措置事業（昭和38.4発足）

① 被措置老人年次推移

（単位：人）

区分 年度	養 護 老 人 ホ ー ム									
	向陽苑	松寿園	自生園	長生寮	聖ヨゼフ ホーム	第二光が 丘ハウス	朱鷺の苑	松寿苑	あすらや 荘	慈光園
	金沢市	小松市	小松市	高岡市	御所市	福井県 朝日町	穴水町	京都府 綾部市	広島県 呉市	富山市
63	161	1	7	2	1	1	11	1	—	—
平成元	162	—	7	1	1	1	11	1	—	—
＃ 2	164	—	8	1	—	1	11	1	1	—
＃ 3	165	—	9	1	—	1	15	1	1	—
＃ 4	167	—	10	1	—	1	16	1	1	—
＃ 5	166	—	11	1	—	1	19	—	1	—
＃ 6	167	—	10	1	—	1	19	—	1	—
＃ 7	167	—	10	1	—	1	18	—	1	—
＃ 8	166	—	10	1	—	1	17	—	1	—
＃ 9	167	—	10	1	—	—	15	—	1	—
＃ 10	165	—	10	1	—	1	14	—	1	—
＃ 11	169	—	10	1	—	2	15	—	1	—
＃ 12	173	—	10	1	—	2	15	—	1	—
＃ 13	176	1	11	1	—	2	13	—	1	—
＃ 14	176	1	11	1	—	2	13	—	1	—
＃ 15	177	1	13	1	—	2	13	—	1	1
＃ 16	175	1	13	1	—	1	12	—	1	1
＃ 17	171	1	13	1	—	1	12	—	—	1
＃ 18	171	1	13	1	—	1	10	—	—	1
＃ 19	171	1	13	1	—	—	10	—	—	1
＃ 20	171	1	13	1	—	—	8	—	—	1
＃ 21	173	1	13	1	—	—	5	—	—	1
＃ 22	171	2	12	1	—	—	5	—	—	1

② 措置費年額

(単位：円)

年度	区分	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	計
昭和	63	256,472,133	1,069,157,942	1,325,630,075
平成	元	265,051,785	1,121,731,118	1,386,782,903
	2	282,964,511	1,186,289,783	1,469,254,294
	3	306,922,436	1,247,396,383	1,554,318,819
	4	325,755,624	1,308,678,027	1,634,433,651
	5	342,986,753	1,533,249,689	1,876,236,442
	6	345,811,176	1,765,073,750	2,110,884,926
	7	353,026,637	1,955,096,649	2,308,123,286
	8	354,713,051	2,313,000,960	2,667,714,011
	9	358,156,060	2,431,260,914	2,789,416,974
	10	359,291,765	2,737,725,771	3,097,017,536
	11	358,182,877	2,888,254,890	3,246,437,767
	12	373,749,967		
	13	383,834,558		
	14	380,657,480		
	15	381,919,126		
	16	382,852,531		
	17	378,335,132		
	18	361,964,507		
	19	345,712,502		
	20	343,927,213		
	21	340,211,364		
	22	340,145,547		

(3) 敬寿金贈呈 (昭和43.4発足)

金沢市が措置した老人ホーム入所者のうち無年金者に贈呈

月 額 2,000円 対象者 延191人 (平成22年度実績)

9 利 用 施 設

(1) 老人福祉センター等運営《財団法人金沢市福祉サービス公社へ管理委託》

① A型老人福祉センター〔金沢市老人福祉センター条例〕

高齢者の教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供し、さらに農園を併設し、趣味の園芸（草花栽培）を楽しみながら健康で明るい生活を営んでもらうことを目的として建設され、本市に3施設ある。（なお、千寿閣については別敷地に移転新築し、平成16年4月9日から老人福祉センター機能を兼ね備えた新しい形態の公園施設「卯辰山公園健康交流

センター千寿閣」として子どもから高齢者まで幅広く利用されている。)

建物・敷地の概要

区 分	卯辰山公園健康交流センター 千寿閣	万 寿 苑
設 置 主 体	金沢市	左に同じ
設 置 場 所	金沢市東長江町辺 2 番 1	金沢市大桑町ヤ 1 番地 4
定 員	一 人	250 人
敷 地 面 積	78,100 m ²	3,306 m ²
建 物	1 階 1,739.32 m ² 2 階 707.01 計 2,446.33	1 階 627.55 m ² 2 階 576.37 3 階 326.37 計 1,530.29
工 期	着 工 平成14年 9 月24日 竣 工 平成15年12月25日 開 館 平成16年 4 月 9 日	着 工 昭和47年11月11日 竣 工 昭和48年 7 月17日 開 館 昭和48年 7 月18日
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで (入浴時間は午前10時から午後3時まで)	左に同じ
休 館 日	水曜日、年末年始	第2および第4日曜日の翌日、第1・第3および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始
使 用 料	無料(ただし健康温浴施設及び特別室の利用を除く。)	60歳以上の市民で無料 (ただし特別室の利用を除く。)
利用方法等 乗車券の交付	センター利用者に帰途バス乗車券交付	左に同じ
事 業	茶 道 講 座 年間 48回 謡 曲 講 座 年間 24回 教 養 講 座 年間 48回 生 花 講 座 年間 12回 日 舞 講 座 年間 48回 俳 句 講 座 年間 12回 民 謡 講 座 年間 24回 詩 吟 講 座 年間 24回 編 物 講 座 年間 24回 社交ダンス講座 年間 48回 小 唄 講 座 年間 48回 歌 謡 講 座 年間 24回 押 花 講 座 年間 24回 陶 芸 講 座 年間 48回 木 彫 講 座 年間 48回 リズムダンス講座 年間 48回 介 護 予 防 体 操 年間 24回 フラダンス講座 年間 24回 健 康 相 談 年間 3回 園 芸 講 座 年間 13回	健 康 相 談 年間 2回 手 芸 講 座 年間 24回 教 養 講 座 年間 36回 民 謡 講 座 年間 24回 生 花 講 座 年間 24回 民 舞 講 座 年間 48回 茶 道 講 座 年間 48回 ダ ンス 講 座 年間 48回 謡 曲 講 座 年間 12回 日 舞 講 座 年間 96回 編 物 講 座 年間 24回 大 正 琴 講 座 年間 24回 詩 吟 講 座 年間 48回 リズムダンス講座 年間 48回 陶 芸 講 座 年間 96回 木 彫 講 座 年間 48回 園 芸 講 座 年間 2回 歌 謡 講 座 年間 48回 陶 芸 講 座 (自主) 年間144回 押 花 講 座 年間 24回

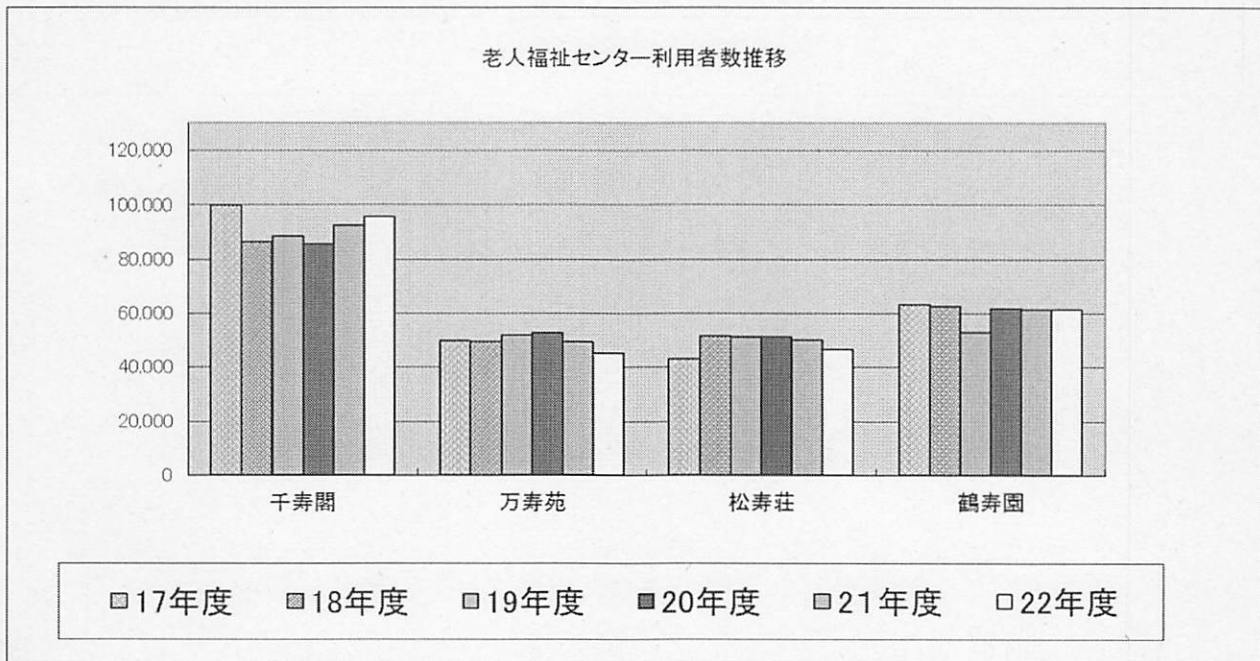
区 分	松 寿 荘	鶴 寿 園
設 置 主 体	金沢市	左に同じ
設 置 場 所	金沢市金石北3丁目3番33号	金沢市額谷町ヌの1番地
定 員	250人	250人
敷 地 面 積	2,500 m ²	14,550 m ²
建 物	1 階 720.18 m ² 2 階 620.43 3 階 285.11 計 1,625.72	1 階 967.87 m ² 2 階 690.68 計 1,658.55
工 期	着 工 昭和52年6月13日 竣 工 昭和53年3月15日 開 館 昭和53年4月5日	着 工 昭和58年7月6日 竣 工 昭和59年3月20日 開 館 昭和59年4月10日
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで (入浴時間は午前10時から午後3時まで)	左に同じ
休 館 日	第2および第4日曜日の翌日、第1・第3および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始	第1および第3日曜日の翌日、第2・第4および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始
使 用 料	60歳以上の市民で無料 (ただし特別室の利用を除く。)	左に同じ
利用方法等 乗車券の交付	センター利用者に帰途バス乗車券交付	左に同じ
事 業	健 康 相 談 年間 2回 民 謡 講 座 年間 48回 謡 曲 講 座 年間 12回 生 花 講 座 年間 24回 日 舞 講 座 年間 48回 手 芸 講 座 年間 24回 編 物 講 座 年間 24回 書 道 講 座 年間 48回 童と遊ぶ集い 年間 12回 大正琴講座 年間 24回 茶 道 講 座 年間 48回 筆ペン・ペン習字講座 年間 24回 押 花 講 座 年間 24回 陶 芸 講 座 年間 96回 陶 芸 講 座 (自主) 年間192回 ちぎり絵講座 年間 24回 絵 手 紙 講 座 年間 24回 木 彫 講 座 年間 24回 歌 謡 講 座 年間 24回	健 康 相 談 年間 2回 日 舞 講 座 年間 48回 絵 画 講 座 年間 12回 琴 三 弦 講 座 年間 48回 編 物 講 座 年間 24回 民 謡 講 座 年間 24回 俳 句 講 座 年間 24回 水 墨 画 講 座 年間 24回 詩 吟 講 座 年間 48回 謡 曲 講 座 年間 48回 生 花 講 座 年間 24回 教 養 講 座 年間 24回 ダ ンス 講 座 年間 48回 歌 謡 講 座 年間 24回 陶 芸 講 座 年間 96回 木 彫 講 座 年間 48回 書 道 講 座 年間 24回 詩 舞 講 座 年間 48回 謡 曲 例 会 年間 12回 陶 芸 講 座 (自主) 年間192回 ピラティス講座 年間 12回

卯辰山公園健康交流センター 千寿閣			
一階	事務室	1室	
	相談室	1室	
	談話室	1室	
	食堂	1室	
	ふれあい工房	1室	
	軽運動室	2室	
	健康温浴施設(浴室)	2室	
二階	大広間	1室	
	実習室	1室	
	研修室(和室)	4室	
	研修室(フロアリンク)	3室	

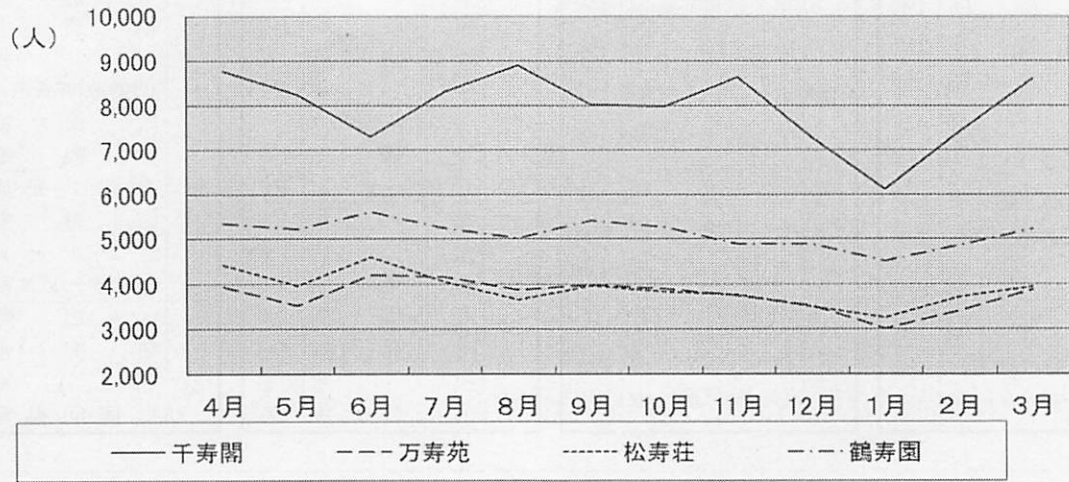
万寿苑			
一階	事務室	1室	
	展示室	1室	
	浴室	2室	
	工芸工房	1室	
	教養室	1室	
二階	大広間	1室	
	食堂	1室	
	機能回復室	1室	
三階	和室	3室	
	多目的室	2室	

松寿荘			
一階	事務室	1室	
	相談室	1室	
	機能回復室	1室	
	浴室	3室	
	(男女特別浴室を含む)		
	予備室	1室	
	デイサービス室	1室	
二階	食堂	1室	
	売店	1室	
	娯楽室	1室	
	大広間	1室	
三階	研究室	2室	
	和室	2室	
	図書室	1室	

鶴寿園			
一階	事務室	1室	
	相談室	1室	
	浴室	3室	
	(男女特別浴室を含む)		
	娯楽室	1室	
	休憩室	1室	
	食堂・売店	1室	
	図書室	1室	
	サンルーム	1室	
	デイサービス室	1室	
二階	大広間	1室	
	研究室	1室	
	和室	3室	
機能回復室	1室		



平成22年度月別利用状況



② B型老人福祉センター〔金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例〕

A型老人福祉センターの機能を補完する目的で、地域の高齢者の活動の場として設置されている。

名 称	設 置 場 所	定員	開 館	摘 要
金 沢 市 小 立 野 老 人 福 祉 セ ン タ ー	金沢市小立野4丁目7番51号	70人	昭和54年4月	公民館、児童館併設
金 沢 市 粟 崎 老 人 福 祉 セ ン タ ー	〃 粟崎町1丁目3番地	70人	昭和55年4月	公民館、児童館併設

(2) 金沢市福祉作業センター（ことぶき作業場）〔金沢市福祉作業センター設置条例〕

働く意欲のある高齢者に施設を提供して、その能力に適した技能と仕事を与えることにより生きがいと健康の保持を図ることを目的としている。（社会福祉法による授産施設）

場 所 十一屋町4-34(十一屋ことぶき作業場)

敷 地 3,765.69㎡

建物および構造 鉄筋コンクリート2階建 1,153.4㎡

作 業 内 容 ブラインド用サンプル帳製作等

利 用 者 本市に居住する65歳以上の高齢者（定員50名）

(3) 老人憩の家〔金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例〕

A型老人福祉センターの機能を補完する目的で、地域の高齢者の活動の場として設置されている。

名 称	設 置 場 所	定員	開 館	摘 要
金沢市中村町老人憩の家	金沢市中村町10番35号	30人	昭和54年4月	公民館、児童館併設
〃 木曳野老人憩の家	〃 桂町口72番地	30人	昭和55年10月	児童クラブ併設
〃 小坂老人憩の家	〃 小坂町北312番地	30人	昭和55年12月	公民館、児童館併設
〃 鞍月老人憩の家	〃 南新保町口133番地2	30人	昭和56年1月	公民館、児童館併設
〃 瓢箪老人憩の家	〃 彦三町2丁目10番5号	30人	昭和57年4月	公民館、児童館併設
〃 安原老人憩の家	〃 福増町北1067番地	30人	昭和59年4月	出張所、公民館 児童館併設
〃 森山老人憩の家	〃 森山2丁目11番13号	30人	昭和59年4月	公民館、児童館併設
〃 馬場老人憩の家	〃 東山3丁目9番35号	30人	昭和60年4月	公民館併設
〃 戸板老人憩の家	〃 二口町ニ24番地5	30人	昭和60年4月	公民館併設
〃 二塚老人憩の家	〃 北塚町西98番地	30人	昭和60年4月	公民館併設
〃 弥生老人憩の家	〃 弥生1丁目29番13号	30人	昭和61年4月	公民館、児童館併設
〃 浅野川老人憩の家	〃 大河端町西92番地1	30人	昭和61年4月	公民館併設
〃 崎浦老人憩の家	〃 小立野2丁目41番36号	30人	昭和62年4月	公民館併設
〃 松寺老人憩の家	〃 松寺町丑42番地	30人	昭和62年4月	公民館併設
〃 新神田老人憩の家	〃 新神田1丁目1番18号	30人	昭和62年4月	公民館、児童館併設
〃 浅野町老人憩の家	〃 浅野本町2丁目13番12号	30人	昭和63年4月	児童館併設

(4) いきいきギャラリー

高齢者、障害のある方の社会参加促進と自立支援や生きがいづくり向上の場を提供する。

- ① 高齢者等の個性と真心のこもった手作り品（焼菓子、手工芸品、陶芸品等）の展示・販売
- ② 生きがい・福祉保健サービスに関する情報提供
- ③ タウン・モビリティ事業（電動スクーター、電動車椅子の貸出）

設置場所

- ・本店（平成10.9.19開設） 横安江町商店街（安江町3番16号）
- ・アンテナショップ（平成17.8.1開設）

金沢福祉用具情報プラザ1階内（本町1丁目10番1号）

(5) 生きがい情報作業センター（平成11.3.19開設）（パソコン塾）

情報通信を活用した作業等を通して、高齢者及び障害者の生きがいの増進及び社会参加の推進を図る。

利用対象者	55歳以上の方及び障害のある方
利用時間	午前9時～午後4時 (国民の祝日、年末年始、日曜日・土曜日を除く毎日)
場 所	金石中学校 1階（平成14年1月開所） 泉中学校 1階（平成15年4月開所）

(6) パソコンサロン（平成 22.7 開設）

ITインストラクター等が配置されたパソコン利用の場を提供することで、対象となる方がパソコンにふれる機会を確保し、趣味や生きがいづくりに貢献する。

利用対象者	55歳以上の方及び障害のある方
利用時間	午前9時～午後4時（千寿閣 火・木・土、まちなか 月・水・金）
場 所	千寿閣パソコンサロン（東長江町辺2-1、平成22.7開所） まちなかパソコンサロン（此花町3-2ライブ1地下1階、平成23.4開所）

第7 財団法人金沢市福祉サービス公社

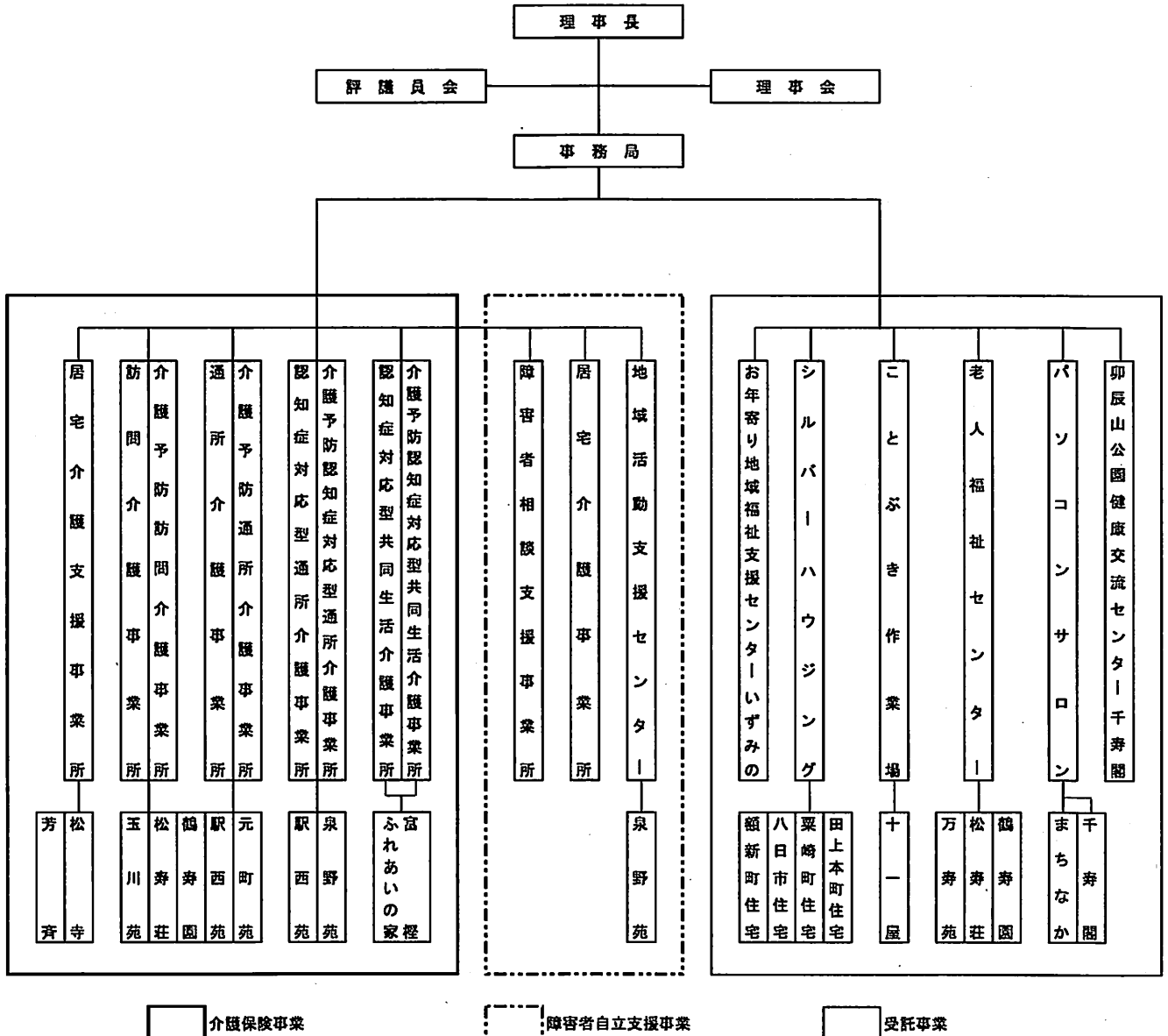
事務局およびデイサービスセンター玉川苑 所在地：金沢市芳齊2丁目3番28号

1 基本方針

高齢化社会の到来により介護や援護を要する高齢者や障がいのある方が増加している一方、これまでの施設中心の福祉から在宅中心の福祉への転換が迫られている社会情勢の中にあって、地域社会の連帯と協力を得て要援護者のニーズに合った福祉サービスを提供するため、地域福祉ネットワークにおける行動機関、実施機関として、財団法人金沢市福祉サービス公社が設立された。

公社は、要援護の高齢者、心身障害者等に対して在宅福祉サービスを提供し、併せて在宅福祉活動の推進及び関係機関との相互連携による地域福祉の進展を図るとともに、介護保険制度や、障害者自立支援法における事業者として質の高いサービスと、公的責任に基づいたサービスの提供を行い、もって高齢者、心身障害者等の基本的人権を擁護しつつ、ノーマライゼーション社会に寄与することを目的としている。

2 組織



3 事業概要

(1) 介護保険事業

① 居宅介護支援事業

2事業所で事業を展開、介護支援専門員が介護認定調査及びケアプランの作成を行う。

- 介護支援専門員 11名（芳斉は7名、松寺は4名）

② 訪問介護事業（介護予防訪問介護事業）

要支援及び要介護状態の利用者が在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護・家事援助を行う。

- 常勤 12名 事務職員 1名 登録 140名 計 153名

③ 通所介護事業（介護予防通所介護事業）

要支援及び要介護状態の利用者を日中預かり、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の介護、機能訓練を行う。

- 5事業所 総定員 107名

④ 認知症対応型通所介護事業（介護予防認知症対応型通所介護事業）

要支援及び要介護状態の認知症の利用者を日中預かり、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の介護、機能訓練を行う。

- 2事業所 総定員 20名

⑤ 認知症対応型共同生活介護事業（介護予防認知症対応型共同生活介護事業）

要介護者等であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で日常生活上必要な援助を行う。 • 富樫ふれあいの家 定員 6名

(2) 障害者自立支援事業

① 障害者相談支援事業

障がいのある方やその家族に対し、サービス内容の調整や相談業務、障がい程度区分の調査及びサービス利用計画等の作成を行う。 • 常勤 1名

② 居宅介護事業

身体・知的障害者（児）及び精神障害者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護・家事援助を行う。

- 常勤 4名 登録 42名 計 46名

③ 地域活動支援センター運営事業

身体に障がいのある方に、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスを行う。

- 泉野苑 定員 15名

(3) 受託事業

① 訪問介護サービス事業

出産後の核家族家庭などの家事援助などのサービスを行う。

- 登録 1名

② 認定調査適正化推進事業

介護保険における要介護認定・要支援認定に係る訪問調査を行う。

- 常勤 15名、事務補助員1名

③ シルバーハウジングサービス

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣する。

- 額新町住宅
- 八日市住宅
- 粟崎町住宅
- 田上本町住宅

④ お年寄り地域福祉支援センター事業

地域福祉の拠点として介護予防支援計画の作成、高齢者への権利擁護業務、家族介護者教室の開催等を実施。 ● い ず み の

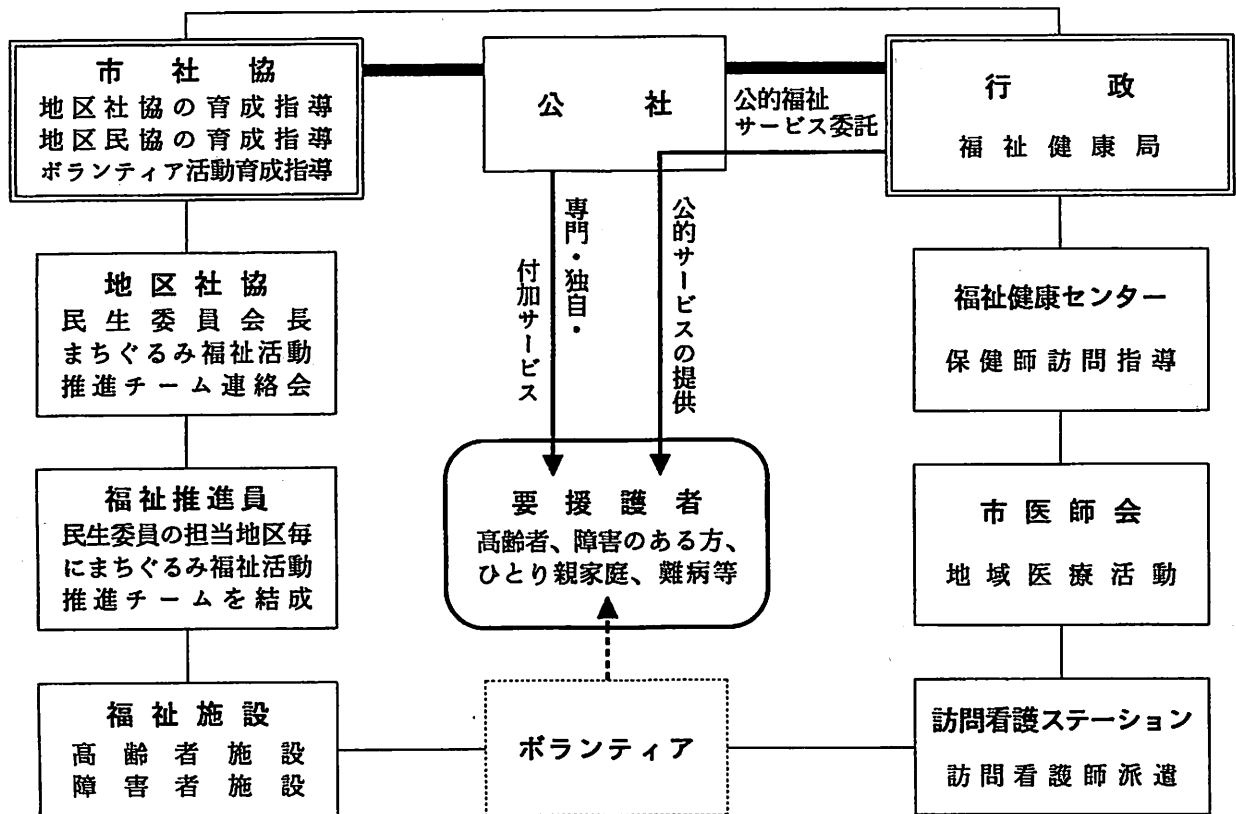
⑤ 市有施設の管理運営

- 老人福祉センター3ヶ所（指定管理者）
- ことぶき作業場（指定管理者）
- 卯辰山公園健康交流センター千寿閣（指定管理者）
- 八日市お年寄り談話室
- パソコンサロン（千寿閣・まちなか）

(4) 自 主 事 業

- ① 外出援助サービス：高齢者の社会参加を促進するため外出時にヘルパーを派遣
- ② 留守宅清掃サービス：一人暮らしの高齢者等が入院、入所した際、その留守宅の清掃等を実施
- ③ 福祉人材養成事業：ホームヘルパー養成課程2級を実施
- ④ 福祉サービス第三者評価事業：福祉サービス第三者評価機関として専門的客観的評価を実施
- ⑤ 介護サービス情報の公表調査事業：指定調査機関としてサービス内容等に関する調査を実施

4 地域福祉ネットワークにおける公社の関わり



5 平成23年度予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
基本財産運用収入	16	受託事業費	275,799
受託事業収入	277,269	介護保険事業費	353,114
介護保険事業収入	402,532	障害者自立支援事業費	61,246
障害者自立支援事業収入	67,066	自主事業費	2,416
自主事業収入	1,047	管理費	56,264
利用料収入	15,303	予備費	17,911
補助金等収入	10,298	特定預金支出	5,781
特定資産取崩収入	0	固定資産取得支出	1,000
前期繰越収支差額	160,230	次期繰越収支差額	160,230
合 計	933,761	合 計	933,761

第8 こども福祉課

1 「かなざわ子育て夢プラン2010」の推進

- (1) 計画期間 平成22年(2010年)度～平成26年(2014年)度
- (2) 基本理念 みんなで育む こどもの笑顔
子育ての喜びが実感できるまち金沢
- (3) 基本方針
 - ① 親と子どもが心豊かに社会と向きあえる子育て環境をつくる
 - ② 仕事と生活が調和できる環境をつくる
 - ③ 金沢市を担う未来の親の育成と若者の自立を支援する
 - ④ 子どもと家族の心と体の健康づくりを支援する
 - ⑤ 子どもを取り巻く安全で優しい生活環境をつくる

2 子育て支援総合コーディネーター事業

- (1) 主 旨
多様な子育て支援サービス情報を一元化する「子育て支援コーディネーター」を配置し、インターネット等を活用したサービス利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うことにより、利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図る。
- (2) 設置場所 教育プラザ富樫、城北児童会館、市立保育所、子育て支援センター
福祉健康センターこども広場 各1名
- (3) 子育て支援チーフコーディネーター 2名、子育て支援コーディネーター 23名
- (4) 事業開始 平成16年4月1日

3 ファミリーサポートセンター事業

- (1) 主 旨
子育ての支援を有償ボランティアとして行いたい人（提供会員）と、その支援を有料で受けた人（依頼会員）をそれぞれ会員登録してもらい、会員間の相互支援活動を調整することで、育児負担の軽減と市民による子育て支援活動の促進を図る。
- (2) 支援内容
 - 保育所、幼稚園、児童クラブの送迎とその前後の預かり
 - 保育所、幼稚園、学校の休日などの預かり
 - 保護者の病気、買い物などの一時預かり など
- (3) 会員の資格
 - 提供会員 センターが実施する講習会を受講した人
 - 依頼会員 0歳～小学生の保護者 ※両方に登録可
- (4) 事務局 教育プラザ富樫
- (5) 事業開始 平成16年10月1日

4 生命（いのち）の絆「緒つつみ」事業

(1) 主 旨

金沢に生まれた赤ちゃんの誕生を祝うとともに、生命の絆を再確認するため、へその緒を包む二俣和紙（緒つつみ和紙）をメッセージを添えて贈る。

(2) 支給方法

出生の届出の際に保護者に配布する。

5 かなざわ子育て虹色クーポン支給事業

(1) 主 旨

親子が向き合って豊かな時間を共有することを支援し、安心して子どもを育てることができまらづくりを推進するため、親子のふれあい支援と子育ての負担軽減をおこなう。

(2) 内 容

市内文化施設、スポーツ施設、ふらっとバスを親子で利用するとき無料になる「お出かけクーポン」と、ファミリーサポートセンター、産後ママヘルパー派遣及び保育所等一時預かりの1時間が無料になる「おためしクーポン」を支給する。

6 “このまち” 赤ちゃん夢ギフト事業（平成22～26年度実施事業）

(1) 主 旨

金沢に生まれた赤ちゃんの誕生を祝うとともに、親子のふれあいの大切さを伝えるため、子どもを出生した保護者に対し、育児経験者や専門家のメッセージとともに記念品を贈る。

(2) 支給方法

- ① 育児経験者や専門家のメッセージと、記念品のリストを掲載したカタログを出生の届出の際に保護者に配布する。
- ② 保護者は、カタログの中から希望する品を選び、添付された申込書で申し込む。
- ③ 申込みのあった品を、保護者の自宅へ配送する。

7 子育てファミリーカレッジ事業

(1) 主 旨

親子の絆、家族のつながりを大切にしたい育児について学ぶ講座をもうける。特に父親の参加を促す。

(2) 対 象

はじめての子育てに取り組む夫婦、または、はじめての孫育てに関わる祖父母

8 パパっ子倍増月間事業

(1) 主 旨

父の日（6月第3日曜日）からの約1ヶ月間を「パパっ子倍増月間」とし、父親の育児参加や親子が向き合える時間を大切にできるような環境づくりを行う。

(2) 内 容

- ・「こどもすくすくランド」の会場で父親の子育て参加を促す劇や親子のふれあい遊びの実演を行う。
- ・かんがる一親子教室のうち1日を「パパかんがる一の日」とし、父親と子で参加しやすい日、内容で開催する。
- ・子育てファミリーカレッジの中で、父親の育児参加促進を主眼とした講座を行う。

9 かなざわ子育て夢ステーション

(1) 主 旨

身近な地域における子育て支援機能の強化を目的に、保育所・幼稚園・児童館を活用し、妊産婦や子育て中の親、次代の親となる子どもたちの交流や、学びによる地域の育児力の向上をめざす。

(2) 事業内容

- ① 子育て支援事業
- ② 子育て人材育成事業

10 金沢こども広場事業（金沢駅こどもらんど）

(1) 主 旨

親子と一緒に遊びながらふれあいを高める場の提供、相談事業を実施し、子育て家庭を支援する。

(2) 開設時期 平成9年4月1日

(3) 場 所 金沢駅こどもらんど 金沢市木ノ新保町1-1（北陸新幹線金沢駅あじわい館内）

(4) 事業内容

- ・親子の遊び場の提供
- ・親子の遊びの指導
- ・子育て相談

11 子育てサロン事業

(1) 主 旨

地域の特性を生かしながらさまざまな施設を利用して、乳幼児とその親の交流の場をつくる。子育てをしている親は、子育てサロンに参加することにより、地域の人々に守られている安心感を得るとともに、地域の子育て仲間をつくることができる。

(2) 内 容

- 学校版、地域版
 - ・学校の余裕教室や公民館等で開催
 - ・主任児童委員等の地域のスタッフが支援
 - ・金沢市社会福祉協議会に事業委託
- NPO版
 - ・公募により選ばれた各市民グループに事業委託

(3) 実施地区等 (平成23年7月現在)

○学校版 5ヶ所

味噌蔵	菊川	扇台	小坂・千坂 (合同)
伏見台			

○ 地域版 30ヶ所

内川	此花	瓢箪	崎浦
大徳	金石	鞍月	川北
弥生	三馬	米泉	押野
新神田	西南部	新堅	森本
栗崎	諸江	芳斉	西
夕日寺	額	長田	浅野川
浅野	犀川	大野	二塚
三和	浅川		

○NPO版 3ヶ所

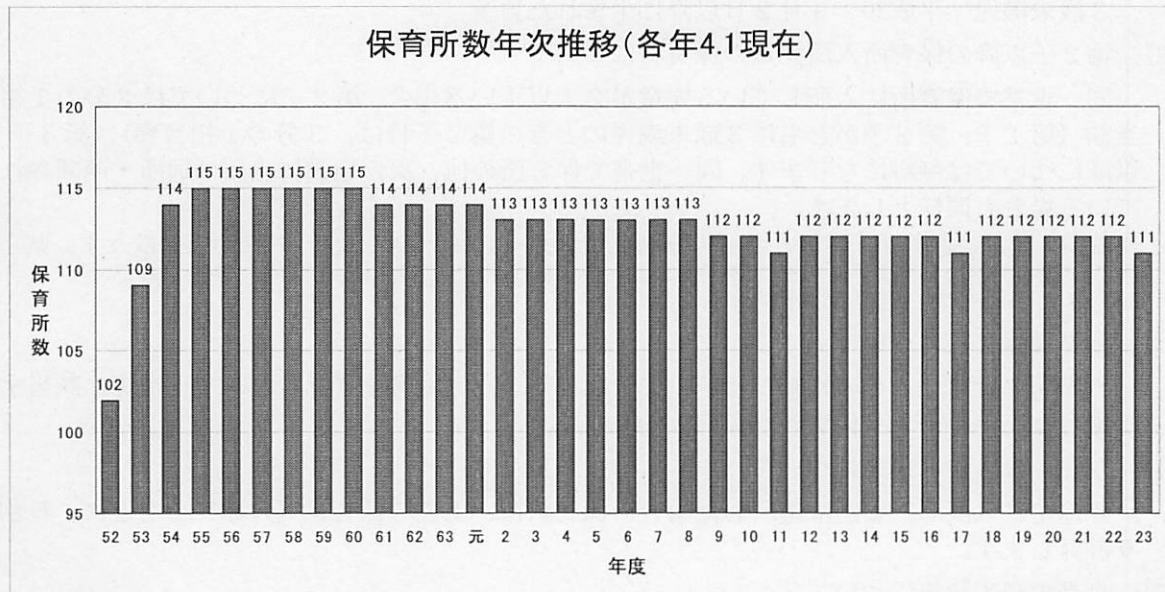
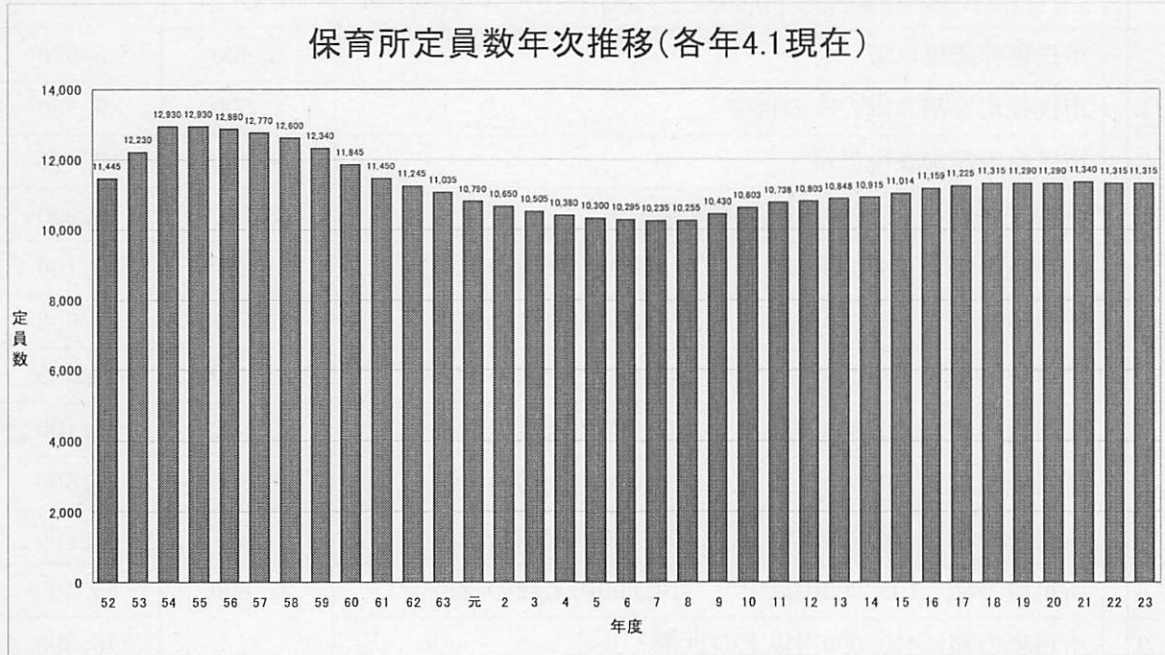
「まちの保健室」ふれあい広場
特定非営利活動法人 子育て支援 さくらっこ
グループてけてけプー

12 イベント併設ミニ保育室の開設

市が主催する各種イベント、講演会に親子連れで参加する市民を対象にミニ保育室を開設

13 保 育 所〔児童福祉法第24条〕

多様化する市民の保育ニーズに対応して特別保育（乳児・統合・延長・一時・休日・夜間・24時間・年末等）の充実や地域子育て支援センター事業の実施など児童福祉の一層の増進に努めている。



平成23年度の保育料（月額）

階層 区分	各月初日の保育児童の属する世帯の課税状況	保 育 料（月額）	
		3歳以上児 （1人につき）	3歳未満児 （1人につき）
A	生活保護法による被保護世帯 及び 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の世帯	0 円	0 円
B	市民税非課税世帯	2,400	3,500
C	1 市民税均等割の額のみ世帯	6,500	9,500
	2 市民税所得割課税世帯	9,400	12,400
D	1 所得税の額 5,000円未満の世帯	13,100	16,200
	2 所得税の額 5,000円以上 8,500円未満の世帯	16,600	19,100
	3 所得税の額 8,500円以上 25,000円未満の世帯	21,500	23,600
	4 所得税の額 25,000円以上 40,000円未満の世帯	23,400	29,500
	5 所得税の額 40,000円以上 47,500円未満の世帯	25,300	35,100
	6 所得税の額 47,500円以上 70,000円未満の世帯	26,100	39,500
	7 所得税の額 70,000円以上 103,000円未満の世帯	27,800	42,700
	8 所得税の額 103,000円以上 413,000円未満の世帯		45,400
	9 所得税の額 413,000円以上の世帯		46,300

注 (1) 適用年齢について

3歳以上児：平成17年4月2日～平成20年4月1日に生まれた児童

3歳未満児：平成20年4月2日以降に生まれた児童

(2) 第2子以降の保育所入所児童の保育料について

同一世帯で保育所に入所している児童が2人以上いる場合、第2子については2分の1相当額（第1子、第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は、3分の1相当額）、第3子以降については無料になります。同一世帯で保育所の他、次の施設に入所・通所・通園されている場合も同様とします。

幼稚園、認定こども園、金沢こども医療福祉センターくれよんはうす、同なかよしはうす、県立ろう学校幼稚部、児童デイサービス（わくわく、ひまわり教室、医王病院、エイブル・ベランダBe、きよかわまち、就学前に限る）

(3) B階層保育料について

B階層の世帯で、その世帯が母子（父子）世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合は、申請により保育料が免除となります。

(4) 月途中の入所・退所について

月途中に入所し、または退所した場合の保育料は、上表の保育料（月額）をもとに、日割り計算します。

(5) 世帯の課税状況について

市民税については、平成22年度市民税（年間税額）が、所得税の額については、平成22年分所得税（年間税額）が対象となります。

(6) 税額控除について

課税状況の欄の市民税・所得税の額については、一部の寄附金控除、配当控除、住宅取得控除、外国税額控除、住宅耐震改修控除、国税電子申告・納税システムにより確定申告した際の控除の適用前の税額となります。

[金沢市における保育の実施に関する条例第4条]

保育所階層別保育児童数

(平成23年4月1日現在)

区分	経営別	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	計
3歳以上児	市立	4	80	10	40	52	14	80	89	33	95	91	160	22	770
	私立	26	501	161	347	236	129	564	509	286	712	795	1673	254	6193
	県立		1	1	2		2	4	4	2	7	7	23	6	59
	管外		5	1			1	1	4	1	1	1	13	6	34
(人)	計	30	587	173	389	288	146	649	606	322	815	894	1869	288	7056

区分	経営別	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	計
3歳未満児	市立		32	6	30	26	7	37	47	22	53	56	80	10	406
	私立	13	263	81	246	139	94	362	339	179	487	591	920	152	3866
	県立		1				1	2	1	2	7	4	13		31
	管外		2	3	2	1		1	3	1	7	6	9	5	40
(人)	計	13	298	90	278	166	102	402	390	204	554	657	1022	167	4343

保育所の職員数

(平成23年4月1日現在)

区分	保育所数	定員	所長	保育士	調理員	保健師等	計
市立	13カ所	1,201人	13人	139人	19人	0人	171人
私立	97	10,024	97	1,841	297	234	2,469
県立	1	90	1	11	3	1	16
計	111	11,315	111	1,991	319	235	2,656

保育所運営費の年次推移

経営主体	年度	施設数			保育児童数						運営費		
		21	22	23	21		22		23		21	22	23
					3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児			
保育所	市立	カ所	カ所	カ所	人	人	人	人	人	人	千円	千円	千円
	私立	98	98	97	9,318	5,069	9,289	4,965	9,100	5,273	8,765,031	8,923,540	8,978,601
	県立	1	1	1	758	277	705	335	712	389	56,760	63,479	70,727
	管外	—	—	—	331	472	393	431	398	455	63,815	60,318	63,373
計	112	112	111	85,800	55,253	84,197	57,081	84,812	58,446	9,760,489	9,918,505	10,014,609	

(注) 市立は運営費相当額である。

(注) 21年度・22年度は決算、23年度は当初予算の額である。

平成23度 私立保育所運営費等補助予算一覧表

(単位：千円)

名 称		予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
運 営 費 補 助	給与等改善費補助	3,100	8,600	△5,500	運営費、民間施設給与等改善費に含まれる保育士、調理員の人件費と市が補助対象とした人件費（実支払額と市格付相当額を比較して少ない方）の不足分を補助
	保育体制充実費補助	7,500	9,300	△1,800	経験豊かな保育士を正規雇用するため、運営費の民改費に1%分加算
	保育士定数改善費補助	441,600	464,600	△23,000	保育士の国配置基準と市配置基準の差を補助
	いつでも入所対応保育士配置支援事業	75,000	63,000	12,000	年度途中の入所の一般化に対応するため、年度当初から市配置基準を超える保育士を確保している保育所に対し補助
	調理員定数改善費補助	47,000	50,000	△3,000	臨時調理員、パート調理員を配置することにより、調理員の労働軽減と給食業務の向上を図る
	産休等代替職員費補助	22,000	20,500	1,500	職員の出産、傷病のため、臨時に代替職員を雇用した場合に、代替職員に係る人件費を補助
	運営特別対策費補助	24,700	21,600	3,100	定員40人以下の施設に対し、より小さい定員が適当と認められる施設に対し、市独自に小規模施設認定をし保育単価差を補助（小規模保育所） 夜間保育所で、夜間保育に従事する職員に対し、夜間勤務手当を支給した経費を補助（夜間保育所）
	統合保育費補助	92,000	122,000	△30,000	障害児保育の円滑実施に要する人件費を補助
	計	712,900	759,600	△46,700	
職員感染症対策費補助		13,000	13,000	0	伝染病、食中毒を防止し、児童の衛生面での安全を確保するため職員の検便に要する経費を補助（一般腸内細菌および腸管出血性大腸菌検査）
改修費等補助		323,600	155,000	168,600	保育所の施設および設備の整備等に要する経費を補助
大型遊具設置費補助		1,200	1,700	△500	大型遊具の設置に要する経費を補助（補助限度額すこやか保育遊具整備事業費120万円、体力づくり遊具整備事業60万円）
延長保育費補助		514,000	519,000	△5,000	11時間を超えて児童を保育する施設に対してその費用の一部を補助
一時預かり費補助		62,100	62,800	△700	保護者の病気等により、一時的に保育に欠ける児童を短期間保育するための費用を補助
休日保育費補助		20,900	20,000	900	日曜、祝日に児童の保育をする施設に対して補助
地域活動費補助		6,360	6,360	0	地域活動事業を円滑に実施するための費用を補助
保育所子育て夢ステーション事業費補助		16,400	20,200	△3,800	保育所に入所している親子への子育て支援や、地域の住民が、子育てを助けることができるよう人材育成を行う保育所に補助
病児一時保育費補助		87,490	71,130	16,360	児童の発病に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に保護者に代わり病児の看護や一時保育を行う施設に対して補助
年末保育サービス費補助		1,900	1,900	0	年末の12月29日、30日において、保護者が勤務等の都合により、家庭保育ができない場合に、開所し保育を行う保育所に対し補助
地域子育て支援センター設置費補助		40,400	40,600	△200	子育て家庭に対する育児相談等地域の保育ニーズに積極的に対応する保育所に対し、人件費および事業費を補助

名 称	予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
保育団体等補助	650	650	0	保育所長等研修事業に要する経費を補助
こどもすくすくランド 開催費補助	1,600	1,600	0	こどもすくすくランド開催費を補助
合 計	1,802,500	1,673,540	128,960	

14 夜間保育所〔児童福祉法〕

(1) 主 旨

夜間就労機会の増加、勤務形態の多様化に対応し県内初の都市型夜間保育所を開設。

(2) 実施保育所

実施保育所	開設年月日	保 育 時 間	定 員
野町夜間保育園 (野町3-24-32)	昭和63年7月1日	通常保育 (午前11時から午後10時まで) 延長保育 (午前11時以前、午後10時から 午前2時まで)	40 名
双葉第二保育園 (香林坊2-5-24)	平成12年4月1日	通常保育 (午前11時から午後10時まで) 延長保育 (午前11時以前)	30 名

15 休日保育所

(1) 主 旨

日曜・休日を勤務日とする就労形態の事業所に、保護者が働くことによって保育に欠ける児童の健全育成を図るため、市内7カ所の私立保育所を「休日保育所」に指定のうえ、休日保育を実施する。

(2) 開設時期 平成元年4月1日

(3) 実施保育所

石川県済生会保育園	金沢市本町1丁目2番16号
愛育保育園	金沢市小將町8番23号
第一善隣館保育所	金沢市野町3丁目1番15号
瓢箪町保育園	金沢市瓢箪町8番22号
双葉保育園	金沢市香林坊2丁目5番24号
双葉第二保育園	〃
みなと第2保育園	金沢市桂町38街区1

(4) 対象児童(保護者)

上記7カ所の保育所において保育される児童のうち、休日保育を希望される方

(5) 対象児童の休みとなる日

「休日に見合う日数分」を平日に休むものとする。

(「保護者が休みとなる日」に合わせてあらかじめ設定する。)

16 延長保育事業

(1) 主 旨

児童の保護者の就労時間、通勤時間等によるやむを得ない事情のため通常の保育時間を超える時間に保育を常時必要とする児童を対象に、通常の保育時間を超えて保育を行う。

- (2) 事業開始時期 昭和58年4月1日
- (3) 平成23年度実施保育所（見込） 110カ所
- (4) 延長保育時間
 - 昼間保育所 概ね午後6時を超え最長午後10時まで
 - 夜間保育所 午前9時から午前11時まで、および午後10時を超え午前2時まで
- (5) 保護者負担 通常保育料のほかに別途負担が必要

17 統合保育事業〔金沢市統合保育事業実施要綱〕

- (1) 主 旨

保育所に入所する児童の心身の発達に遅れ等があるとき、その発達を助長し、社会への適応性を高めるため、必要とされる個別的配慮を行い、他の児童とともに集団で保育を行う。
- (2) 事業開始時期 昭和49年4月1日
- (3) 対象児童 心身の発達の遅れ等の程度が中度または軽度の保育に欠ける児童で、金沢市統合保育指導委員会で一般の児童とともに集団で保育を行うことが可能と判断された児童

18 24時間型保育事業〔金沢市24時間型保育事業実施要綱〕

- (1) 主 旨

深夜にわたって勤務されている方の「子育て」と「仕事」の両立を支援するため、昼間の保育に引き続き翌朝まで保育を行う。
- (2) 事業開始時期 平成7年7月1日
- (3) 実施保育所 金沢市立中村町保育所 金沢市中村町15番7号
- (4) 実施日 毎週、月曜日～金曜日（当日または翌日が祝祭日のときは実施しない）
- (5) 1日当りの受け入れ児童数 概ね5名
- (6) 対象児童 市内保育所の入所児童で、昼間の保育に併せ保護者が夜間勤務をしている児童
- (7) 保護者負担 通常の保育料とは別に、1回につき2,000円
（午後10時までは300円、午前1時までは500円）

19 年末保育サービス事業〔金沢市年末保育サービス事業実施要領〕

- (1) 主 旨

年末12月29日、30日に保育所を開所し、保護者が勤務等の都合により年末に家庭での保育ができない「働く家庭」の子育て支援を図る。
- (2) 事業開始時期 平成7年12月
- (3) 対象児童 保育所通所中の児童で年末保育を必要とする児童
- (4) 保護者負担 通常の保育料とは別に、1日につき3歳未満児1,700円、3歳以上児1,100円
同一世帯で2人以上利用する場合は、第2子については2分の1相当額
（第1子・第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は3分の1相当額）

20 病児一時保育事業

(1) 主 旨

保育所通所中等の児童の発病に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に、保護者に代わり病児の看護・一時保育を行う。

(2) 事業開始時期 平成6年4月

(3) 実施施設	聖 霊 乳 児 院	金沢市長町1丁目5番30号
	健生クリニック	金沢市平和町3丁目5番2号
	城北病院	金沢市京町20番3号
	横井小児科	金沢市菊川1丁目10番3号
	金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号
	松田小児科医院	金沢市片町2丁目13番13号
	石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地

21 一時預かり事業〔金沢市一時預かり事業実施要綱〕

(1) 主 旨

児童の保護者等の疾病、就労その他の理由により、保護者等が児童を一時的に保育できない場合に、当該児童を保育所で一時的に預かることにより、児童の健全育成と子育て支援を図る。

(2) 事業開始時期 昭和55年4月1日(平成21年4月1日に「一時保育」より名称変更)

(3) 対象児童

次のいずれかの事由に該当し、一時預かりを必要とする児童

- ① 保護者等が疾病、出産または保護者等が看護に従事する場合
- ② 保護者等が産休・育休あけで、月途中からの保育所入所が困難な場合
- ③ 保護者等の就労、疾病等により、断続的に保育が困難となるため
- ④ 保護者等が冠婚葬祭等に出席するため
- ⑤ 保護者等の育児リフレッシュのため

(4) 保護者負担	1時間につき	350円
(市立保育所)	給食1回につき	300円
	間食1回につき	100円

22 休日一時預かり事業

- (1) 主 旨 休日に一時的に家庭での保育が困難な児童の保育を行う。
- (2) 事業開始 平成14年4月
- (3) 実施場所 中村町保育所子育てセンター 金沢市中村町15番7号
- (4) 事業内容 日曜日、休日(月曜日を除く)の保育
- (5) 対象児童 5人程度
- (6) 保護者負担 1時間につき350円

23 保育所地域子育て支援センター事業

(1) 主 旨

保育所において、子育て家庭支援のための専属職員を配置し、子育て家庭等に対する育児相談・指導等を行い、地域全体での子育てを支援する。

(2) 事業開始時期 平成9年4月1日

(3) 実施保育所	石川県済生会保育園	金沢市本町1丁目2番16号
	真行寺むつみ苑保育所	金沢市石引2丁目4番23号
	龍雲寺保育園	金沢市寺町5丁目12番40号
	泉の台幼稚舎	金沢市泉野町4丁目4番3号
	安原保育園	金沢市下安原町東1521番地1
	光保育園	金沢市神宮寺1丁目11番15号
	中村町保育所	金沢市中村町15番7号

(4) 事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供 など

24 児 童 館〔児童福祉法第40条〕

児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設であつて、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにする目的で設置されているもので、現在31館ある。

市立児童館概要

No.	種 類	施 設 名	電話番号	所 在 地	館 長 名	開館年月日	建物面積	構造 (併設施設)
1	ミニ 児童館	二塚児童館	269-0272	北塚町西98	大釜 満男	平5.11. 1	165.42	鉄筋・2 (公 民 館)
2	小 型 児童館	芳斉児童館	222-7477	芳斉2丁目3-29	虎井 勝	昭41. 4. 1	240.00	鉄筋・2 (")
3	"	馬場児童館	253-1255	東山3丁目29-22	中西満須子	45. 4. 1	206.54	鉄筋・3 (保 育 園)
4	"	大野町児童館	268-1277	大野町1丁目8-5	松金 明栄	46. 2. 1	240.72	鉄筋・2 (公 民 館)
5	"	平和町児童館	241-4851	平和町2丁目8-7	大野木潤子	48. 4. 1	191.25	鉄筋・2 (児童図書館)
6	"	材木児童館	223-7765	材木町13-11	野村 祐治	51. 4. 1	198.15	鉄筋・2 (公 民 館)
7	"	長田町児童館	235-2180	長田1丁目5-50	島田 重之	平7. 4. 1	191.98	鉄筋・3 (")
8	児 童 センター	長町児童館	232-9221	長町2丁目2-16	石田 正俊	昭40. 1. 4	298.22	鉄筋・2 (")
9	"	花園児童館	258-0028	今町子41	古村 吉照	43. 7. 1	299.18	鉄筋・2 (")
10	"	大徳児童館	268-2533	畝田中2丁目234	小浦 弘義	49. 4. 1	304.78	木・瓦・2 (集 会 所)
11	"	小坂児童館	251-6055	小坂町北312	棒田 正二	50. 4. 1	309.90	鉄筋・3 (公 民 館) (老人憩の家)
12	"	米丸児童館	291-5535	間明町2丁目346	川元 傳	51. 4. 1	529.20	鉄筋・2
13	"	富樫児童館	242-4252	山科1丁目6-8	開敷 一雄	53. 4. 1	371.10	鉄筋・2 (公 民 館)
14	"	小立野児童館	233-1780	小立野4丁目7-51	能登 太一	54. 4. 1	297.863	鉄筋・3 (公 民 館) (老人センター)
15	"	中村児童館	247-4456	中村町10-35	小松 勉	54. 4. 1	299.38	鉄筋・2 (公 民 館) (老人憩の家)
16	"	粟崎児童館	237-3837	粟崎町1丁目3	高村 昭次	55. 4. 1	408.2612	鉄筋・2 (公 民 館) (老人センター)
17	"	鞍月児童館	237-8957	南新保町口133-2	藤巻 公三	56. 4. 1	299.62	鉄筋・2 (公 民 館) (老人憩の家)
18	"	瓢箪児童館	221-1518	彦三町2丁目10-5	大村 昭男	57. 4. 1	299.20	鉄筋・3 (")
19	"	金石児童館	266-1125	金石西4丁目5-30	中嶋 吉守	58. 4. 1	299.462	鉄筋・3 (市民センター) (公 民 館)
20	"	安原児童館	249-8930	福増町北1067	村上 弘子	59. 4. 1	307.66	鉄筋・2 (市民センター・公 民 館) (老人憩の家)
21	"	森山児童館	251-4332	森山2丁目11-13	街道 利之	59. 4. 1	299.79	鉄筋・3 (公 民 館) (老人憩の家)
22	"	弥生児童館	243-7588	弥生1丁目29-13	山本 悦子	61. 4. 1	299.275	鉄筋・3 (")
23	"	新神田児童館	291-4496	新神田1丁目1-18	上濃 彦治	62. 4. 1	299.238	鉄筋・3 (")
24	"	浅野町児童館	252-5664	浅野本町2丁目13-12	出戸 眞徳	63. 4. 1	299.931	鉄筋・2 (老人憩の家)
25	"	三和児童館	249-2908	上荒屋4丁目82	東 勝美	平2. 4. 1	299.56	鉄筋・3 (公 民 館) (集 会 所)
26	"	押野児童館	247-3220	八日市2丁目464	宇野 勝次	6. 4. 1	329.768	鉄筋・2 (市民センター) (公 民 館)
27	"	千坂児童館	258-3969	千木1丁目235	元木 和明	6. 4. 1	382.94	鉄筋・2
28	"	扇台児童館	296-1180	馬替1丁目29-1	川上 利昭	9. 4. 1	299.99	鉄筋・2 (公 民 館)
29	"	杜の里児童館	222-7759	若松町3-281	大海 捷一	13. 4. 1	363.27	鉄筋・2
30	"	西南部児童館	240-3878	八日市出町815	小林 昭進	16. 4. 1	370.17	鉄筋・2
31	大型児童 センター	城北児童会館	251-0444	小坂町西8-11	嶋口外樹正	昭56. 5. 4	2,509.81	鉄筋・2

児童館設置数の年次推移

種類	年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
ミニ児童館 (138.84㎡以上)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小型児童館 (185.12㎡以上)		5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
児童センター (297㎡以上)		18	18	20	20	20	21	21	21	21	21	22	22	23	23	23	23	23	23	23	23
大型児童センター (500㎡以上)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計		24	25	27	28	28	29	29	29	29	29	30	30	31	31	31	31	31	31	31	31

児童館利用児童数（1ヶ月平均延人数）

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
地区児童館	36,528	36,346	36,332	39,955	39,147	40,979	41,997	44,030	47,544	49,749	49,237	58,166	59,612	57,160	55,707	56,393
城北児童会館	6,619	6,784	6,723	7,085	7,296	6,526	5,198	7,160	8,175	9,585	9,327	8,422	8,566	8,621	10,268	10,077
合計	43,147	43,130	43,055	47,040	46,443	47,505	47,195	51,190	55,719	59,334	58,564	66,588	68,178	65,781	65,975	66,470

親子ふれあい相談事業

(1) かんがるー親子教室

2歳児とその保護者を対象とし、遊びを通して親子の交流を深め、また、育児の知恵を交換し、健やかな子どもを育てる連帯意識の高揚を図る。

- 実施場所 城北児童会館、地区児童館（30館）、松ヶ枝福祉館、教育プラザ富樫
計33ヶ所
- 実施回数 年間30回
- 定員 各15～20組程度

(2) かるがも親子教室

1歳（後半）児とその保護者を対象に遊びを通して親子のふれあいを深めたり、育児不安を抱える母親の仲間づくりや情報交換の場を提供する。

- 実施場所 城北児童会館、松ヶ枝福祉館、教育プラザ富樫、泉野福祉健康センター、駅西福祉健康センター、元町福祉健康センター 計6ヶ所
- 実施回数 春季コース、秋季コース、冬季コース（各コース5回）
- 定員 各20組程度

城北児童会館の事業

(1) クラブ活動

主に小学生を対象に放課後、学校で体得できないような健全な遊びを子どもたちに与え、心身両面の健康増進および情操を豊かにする。

クラブ名	対象	定員	クラブ名	対象	定員	クラブ名	対象	定員
絵画	小1～小3年	20名	紙ざいく	小1～小3年	20名	お茶	小3～小6年	10名
やきもの	小4～小6年	20名	科学 A	小1～小2年	20名	科学 B	小3～小4年	20名

花あそび	小3～小6年	10名	卓球	小4～小6年	10名	親子やきもの	小1～3年とその保護者	10組
劇あそび	小2～高校生	10名						

(2)年間行事

季節行事……城北わんぱくランド、いも苗植、七夕ファンタジー、おぼけ大会、サマーわくわくランド、芋掘り体験と焼き芋会、もちつき大会、クリスマスファンタジー、旗源平・むかしの遊び、節分豆まき会、ひなまつりファンタジー、春・夏・冬休み映画ランド等

体育行事……ニュースポーツ体験、レッツ・チャレンジ！トランポリン

家族行事……親子木工教室、親子管弦楽器体験教室、親子紙細工教室、

(3世代) 続ける卓球大会、やきもの・ヨガ・アート・水引・ナプキンデコ等体験教室

(3)月催行事……映画ランド、金沢おもちゃ病院、工作ランド、てけてけプー等

(4)日常行事……おはなしランド、子育てサロン、つくってあそぼう！、リズムあそび

25 放課後児童健全育成事業〔児童福祉法第6条の2第2項〕

(1)目的

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(2)事業の推移

本市が留守家庭児童等の健全育成に取り組んだのは、昭和24年当時の十一屋小学校の空教室2部屋を借りて学校終了後も保護者が就労中の児童のために開放し、地域各種団体および婦人会の協力と市の補助で留守家庭児童等を指導・育成したのがはじまりで、その後若草町に単独施設を確保し、子どもの家と名づけて留守家庭児童を収容・育成し留守家庭児童対策の先鞭をきった。

その後、昭和47年から民間実施の留守家庭児童対策に市が積極的に補助金を交付（所管課社会教育課）し、昭和50年途中から児童福祉法の改正とともに福祉部の所管として実施団体に対し、補助金を補正計上し、昭和51年度から厚生省の都市児童健全育成事業実施要綱の制定と同時に、民間委託事業として児童育成クラブの設置・育成を行ってきた。

昭和58年4月、金沢市児童育成クラブ補助金交付要綱を制定し、児童育成クラブを設置した地区社会福祉協議会に補助金を交付し、その育成に努める。

昭和63年4月、金沢市留守家庭児童等健全育成事業実施要綱を制定し、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に委託する。

平成3年4月、厚生省の放課後児童対策事業実施要綱により児童クラブと名称変更する。

平成9年6月、児童福祉法の改正（平成10年4月施行）により、放課後児童健全育成事業として、明記され、事業の一層の普及が図られることとなった。

(平成23年4月1日現在)

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
クラブ数	46	46	49	52	53	56	56	61	64	67	67	70	72	73	74	79	80

児 童 ク ラ ブ (80クラブ)

(平成23年4月1日現在)

No.	ク ラ ブ 名	所 在 地		電話番号	児童数	開設年度
1	杉の木ホーム	材木町13-36	材木善隣館	222-9030	42人	昭39年度
2	仲よしホーム	野町3丁目1-15	第一善隣館	241-0994	28	41
3	わらべの園	平和町2丁目8-7	平和町児童館	241-4851	54	47
4	たんぼぼくらぶ	涌波2丁目6-14	専用建物	264-3743	41	48
5	すくすくクラブ	山科1丁目6-8	富樫児童館	242-4252	76	50
6	三馬っ子クラブ	久安6丁目83	旧三馬公民館	247-6425	96	53
7	すみれクラブ	小立野4丁目10-47	民家	222-8550	31	53
8	きりんクラブ	みどり1丁目192-2	賃貸ビル	249-4782	55	53
9	あすなるクラブ	光が丘3丁目35	民家	298-2185	38	54
10	菊川児童クラブ	菊川1丁目2-15	菊川町小学校	264-2723	33	54
11	がんばりっこクラブ	田上町耕177	民家	222-0922	72	54
12	いずみのクラブ	泉野町1丁目3-25	民家	241-7734	47	54
13	大徳児童クラブ	松村6丁目200	大徳小学校	268-7306	55	55
14	どんぐりクラブ	東長江町に17	夕日寺小学校	251-5417	47	55
15	風の子くらぶ	西大桑町13-35	専用建物	244-7988	16	55
16	木曳野学童クラブ	桂町口72	木曳野会館	268-8025	72	55
17	ひかり学童園	小立野4丁目5-1	民家	231-4593	20	55
18	たいようクラブ	長坂1丁目7-25	民家	242-5051	40	56
19	こじか児童クラブ	福増町北1067	安原児童館	249-8930	92	56
20	森山児童クラブ	森山2丁目11-13	森山児童館	251-4332	84	56
21	やまびこクラブ	末町21-25-2	専用建物	229-0817	24	57
22	米泉っ子クラブ	米泉町4丁目133-2	米泉小学校	242-3703	45	58
23	押野児童クラブ	八日市2丁目464	押野児童館	247-3220	54	61
24	長土塀児童クラブ	長町3丁目3-3	長土塀交流館	261-0294	43	62
25	くら月っ子クラブ	南新保町口133-2	鞍月児童館	237-8957	95	平1
26	浅野町児童クラブ	浅野本町2丁目13-12	浅野町児童館	252-5664	44	1
27	栗崎児童クラブ	栗崎1丁目3	栗崎児童館	237-3837	71	2
28	三和児童クラブ	上荒屋4丁目82	三和児童館	249-2908	106	2
29	新神田児童クラブ	新神田1丁目1-18	新神田児童館	291-4496	76	2
30	弥生児童クラブ	弥生1丁目29-13	弥生児童館	243-7588	67	2
31	千坂のびのびクラブ	千木1丁目235	千坂児童館	258-3969	77	3
32	西念保育園学童クラブ	西念3-7-21	西念保育園	265-6116	27	3
33	梅光学童クラブ	石引4丁目6-1	梅光保育園	232-1071	68	3
34	ふたば児童クラブ	駅西新町1-30-9	双葉町子供の家保育園	262-9012	22	3
35	マーヤクラブ	南森本町又130	専用建物	257-4457	90	3
36	西南部児童クラブ	八日市出町815番地	西南部児童館	240-0017	64	4
37	大浦ひまわり児童クラブ	木越2-4-1	旧木越保育所	258-5544	57	4
38	不動寺児童クラブ	不動寺町イ33	不動寺小学校	257-4350	44	4
39	戸板児童クラブ	二口町ハ42	戸板小学校	232-5772	87	5
40	おおぞらクラブ	長坂3丁目14-1	長坂台小学校	245-3447	25	5
41	内川学童クラブ	三小牛町20-1-10	内川公民館	247-2263	27	5

No.	クラブ名	所在地		電話番号	児童数	開設年度
42	若竹児童クラブ	馬替2丁目150	専用建物	298-7557	43人	平6年度
43	浅野川びよんびよんクラブ	須崎町チ43-3	専用建物	237-0099	57	6
44	四十万児童クラブ	四十万町イ135-1	民家	298-4524	40	6
45	伏見台児童クラブ	窪5丁目335	伏見台小学校	245-0205	63	7
46	米丸児童クラブ	間明町2丁目346	米丸児童館	291-5535	102	7
47	げんきクラブ	小坂町中95	民家	252-6013	40	9
48	こさか児童クラブ	小坂町北312	小坂児童館	251-6055	55	9
49	花園児童クラブ	二日市町チ90	民家	258-6665	41	10
50	味噌蔵児童クラブ	小将町8-23	第三善隣館	090-3765-3917	36	10
51	金石児童クラブ	金石西4-5-30	金石児童館	266-1125	52	11
52	ながた児童クラブ	長田1-5-40	長田町小学校	233-9120	50	11
53	わかばクラブ	芝原町イ59	湯涌農村環境改善センター	235-1852	13	12
54	かもめ児童クラブ	栗崎町タ1-1	かもめ保育園	238-2061	21	12
55	星の子大徳クラブ	畝田中2-234	大徳児童館	268-2533	65	12
56	川北さくら児童クラブ	松寺町寅88-1	民家	090-6275-4376	35	13
57	諸江けやき児童クラブ	北安江2-25-1	諸江町小学校	231-7475	62	13
58	かみやち保育園児童クラブ	神谷内町へ33-3	専用建物	251-1250	34	14
59	アリスこどもの国	円光寺本町8-50	アリス外語学院	280-1001	45	14
60	大野町児童クラブ	大野町1-8-5	大野町児童館	268-1277	31	14
61	中村児童クラブ	中村町10-35	民家	247-4456	26	14
62	杜の里児童館児童クラブ	若松町3-281	杜の里児童館	222-7759	110	14
63	ふたつか児童クラブ	稚日野町南58	専用建物	267-5208	59	16
64	めいせい児童クラブ	此花町2-7	此花会館	221-0938	30	16
65	たがみっこクラブ	田上町ニ9-2	民家	224-6711	42	16
66	ほしぞらクラブ	円光寺1-1-8 A棟	民家	280-0630	41	17
67	東浅川児童クラブ	上中町へ14甲	上中町会館	229-3146	23	17
68	第2四十万クラブ	しじま台2-26-11	民家	296-3567	41	17
69	ばば児童クラブ	東山3-9-30	馬場小学校	252-8494	20	18
70	すずかけ児童クラブ	東兼六町2-10	金大附属特別支援学校すずかけの家	268-7840	20	17
71	しんたて児童クラブ	新堅町3-25	新堅町小学校	222-8611	20	19
72	大徳第2児童クラブ	藤江北2-26-1	民家	267-6869	28	19
73	医王山児童クラブ	二俣町さ21	医王山小学校	236-1213	19	20
74	第2諸江けやき児童クラブ	諸江町28-1	県営住宅集会所	090-2032-1630	31	21
75	三和キッズクラブ	上荒屋4-79-2	専用建物	249-7908	68	21
76	星の子木曳野クラブ	畝田中2-234	大徳児童館	268-2533	44	21
77	三谷学童クラブ	宮野町ニ277	三谷小学校	080-6359-8078	12	22
78	よつぱくらぶ	涌波2-6-10	民家	255-2029	16	22
79	わかまつ児童クラブ	若松町南24	専用建物	232-9966	12	22
80	太陽が丘キッズカレッジ	太陽が丘2-1	集会場	223-5531	44	23
合計		80 クラブ		3,843人		

26 地域組織活動育成クラブ活動費補助事業（昭和52年度から実施）

〔厚生労働省国庫補助による地域組織活動要綱〕

家庭児童の健全な育成をはかるために、地域住民の積極的参加による地域組織活動を実施。

- (1) 親子やお年寄りとの交流を図るため、「家庭の日」を設けたり、「こどもの日」や「敬老の日」等において、野外での交流活動や、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。
- (2) 児童養育に関する研修活動
児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修などを開催する。
- (3) 児童の事故防止等活動
地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動等の奉仕活動を行う。
- (4) その他、児童福祉の向上に寄与する活動

地域組織活動育成クラブ (31クラブ)

(平成23年4月1日現在)

No.	名称	所在地	会長名	会員数	結成年月日	関連をもつ児童館名
1	長町	長町2丁目2-16	大野明世	30	昭52. 4. 1	長町児童館
2	芳斉	芳斉2丁目3-29	紙妙子	30	〃	芳斉児童館
3	花園	今町チ41	瀬戸まゆみ	33	〃	花園児童館
4	馬場	東山3丁目29-22	櫻井樹世子	34	〃	馬場児童館
5	大野町	大野町1丁目8-5	川崎江利子	28	〃	大野町児童館
6	平和町	平和町2丁目8-7	山下賢悟	49	〃	平和町児童館
7	大徳	畝田中2丁目234	折戸久美子	115	〃	大徳児童館
8	小坂	小坂町北312	地崎裕子	20	〃	小坂児童館
9	材木	材木町13-11	藤田淳子	28	〃	材木児童館
10	米丸	間明町2丁目346	清造悦子	25	〃	米丸児童館
11	富樫	山科1丁目6-8	畑山市恵	72	53. 4. 1	富樫児童館
12	小立野	小立野4丁目7-51	千野幸子	27	〃	小立野児童館
13	中村	中村町10-35	富田佳子	25	54. 4. 1	中村児童館
14	栗崎	栗崎町1丁目3	工野典子	96	55. 4. 1	栗崎児童館
15	鞍月	南新保町口133-2	岡本美紀	97	56. 4. 1	鞍月児童館
16	瓢箪	彦三町2丁目10-5	金子裕美子	30	57. 4. 1	瓢箪児童館
17	金石	金石西4丁目5-30	竹本加奈子	50	58. 4. 1	金石児童館
18	安原	福増町北1067	山田昭子	29	59. 4. 1	安原児童館
19	森山	森山2丁目11-13	田井敦子	76	〃	森山児童館
20	城北	小坂町西8-11	中蔵智恵	50	60. 4. 1	城北児童会館
21	弥生	弥生1丁目29-13	松永香代	38	61. 4. 1	弥生児童館
22	新神田	新神田1丁目1-18	西田里美	66	62. 4. 1	新神田児童館
23	浅野町	浅野本町2丁目13-12	山本由美	46	63. 4. 1	浅野町児童館
24	三和	上荒屋4丁目82	大江かず子	23	平2. 4. 1	三和児童館
25	二塚	北塚町西98	高道光美	28	6. 4. 1	二塚児童館
26	押野	八日市2丁目464	加地美紀	30	〃	押野児童館
27	千坂	千木1丁目235	福島恵子	81	〃	千坂児童館
28	長田町	長田1丁目5-50	小島美代子	60	7. 4. 1	長田町児童館
29	扇台	馬替1丁目29-1	桑村馨	30	9. 4. 1	扇台児童館
30	杜の里	若松町3丁目281	上坂道代	21	13. 4. 1	杜の里児童館
31	西南部	八日市出町815	杉原敏美	20	16. 4. 1	西南部児童館
合計		31 クラブ		1,387人		

27 子育て支援短期利用事業

○ 事業の種類および内容

(1) 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護する。

（実施施設：享誠塾、聖霊乳児院）

(2) 夜間養護事業（トワイライトステイ事業）

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

（実施施設：享誠塾、野町保育園）

(3) 事業の開始 平成7年4月1日

28 児童家庭支援センター事業〔こども家庭支援センター金沢〕

(1) 主 旨

地域の児童の福祉に関する問題につき、児童や母子家庭、その他の家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、併せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

(2) 開設年月日 平成14年12月1日

(3) 実施主体 社会福祉法人 享誠塾（児童養護施設）

(4) 事業内容

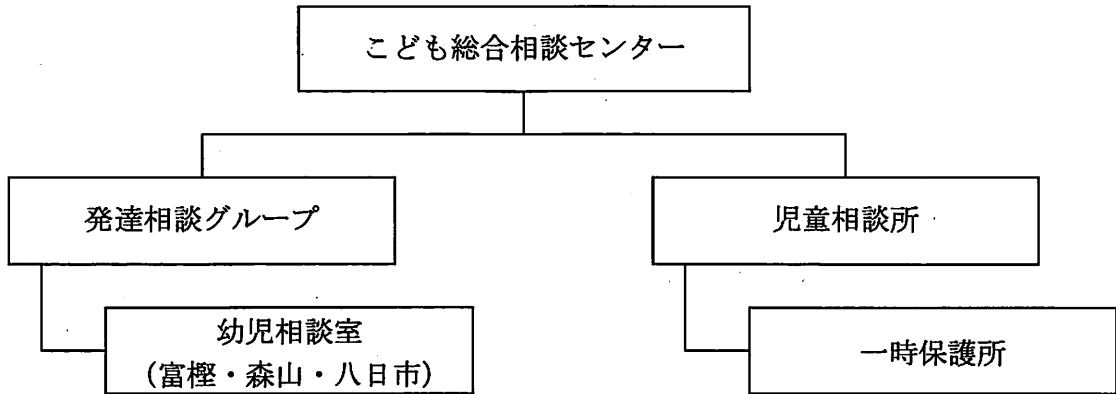
- 家庭訪問事業
- 親子への心理的援助
- 緊急仮保護
- ショートステイ事業の拠点

(5) 施設 社会福祉法人享誠塾敷地内で別棟を改修（相談室、プレイルーム、事務室等）

(6) 職員構成 相談、支援を担当する職員、心理療法等を担当する職員

第9 こども総合相談センター

子どもや家庭に関するさまざまな相談ニーズに迅速・的確に対応するため、中核市として全国に先駆けて児童相談所を設置するなど相談窓口の専門性の強化と一元化を図り、教育プラザ富樫に設置している。



1 発達相談グループ

(1) 主な事業

① 巡回専門相談

小児科医、精神科医、臨床心理士、言語聴覚士等の専門家が保育所・幼稚園等に出向いて相談に応じる。

② 統合保育相談事業

発達に遅れや障害を有する児童に対し、専門の指導員等が、保育所（園）での状態を観察し、担当保育士や保護者等の相談に応じる。

③ 電話相談・こども専用相談ダイヤル・いじめ相談電話

一般の電話相談のほか、こども専用の相談電話を設け、センターの相談員等が電話での相談に応じる。

④ 幼児相談室

「富樫」「森山」「八日市」の3相談室で、発達が心配される児童を対象に、親子の楽しい遊びを通して、保育士が、子育てや発達の悩みについて、保護者の相談に応じる。

(2) 相談状況（平成22年度）

① 受理件数

区 分		件数（件）
相 談 受 理 件 数		526
内 訳	未 就 学	473
	小 学 生	43
	中 学 生	10

② 相談種別

区 分		相談回数等	延べ人数等
専 門 相 談		65回	120人
巡 回 専 門 相 談		75回	223人
巡回専門相談（統合保育）		181回	578人
幼 児 相 談 室		登録284人	3,757回
電 話 相 談	一 般	—	1,277件
	い じ め	—	30件
	こ ども 専 用	—	218件

2 児童相談所

(1) 主な事業

① 児童福祉法に基づく児童相談所業務

児童虐待相談や非行相談等、子どもやその家庭に関するさまざまな相談、施設入所や里親への委託、障害程度の判定、児童の一時保護等を行う。

② 青少年相談業務

義務教育修了後から概ね20歳までの青少年を対象とした相談に応じる。

③ メンタルフレンド事業

引きこもり等の子どもの家庭等に、学生等のボランティア（メンタルフレンド）を派遣し、会話やスポーツなどのふれあいを通して子どもの福祉の向上を図る。

(2) 相談状況（平成22年度）

① 受付件数・受理件数

相 談 種 別			件数（件）
相 談 受 付 件 数			1,345
相 談 受 理 件 数	養 護 相 談	児 童 虐 待	253
		そ の 他	229
		計	482
	保 健 相 談	0	
	障 害 相 談	456	
	非 行 相 談	58	
	育 成 相 談	87	
そ の 他 の 相 談		0	
合 計		1,083	
施設入所中児童の相談受理件数			236
相談継続中の通告等再受理件数			26

② 児童虐待相談の種別

虐待種別	件数(件)
心理的虐待	96
身体的虐待	78
ネグレクト(養育放棄)	75
性的虐待	4
計	253

(3) 一時保護の状況

施設区分	人数(人)
一時保護所	212
その他の施設(乳児院等)	33
計	245

(4) 児童福祉施設入所措置状況 (H23.4.1現在)

施設区分	人数(人)
児童養護施設等	163
障害児施設	14
里親	11
計	188

第10 障害福祉課

1 身体障害者手帳制度〔身体障害者福祉法第15条〕

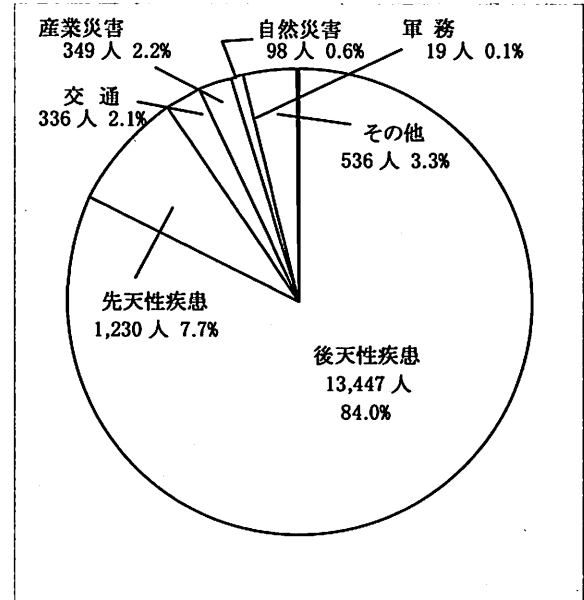
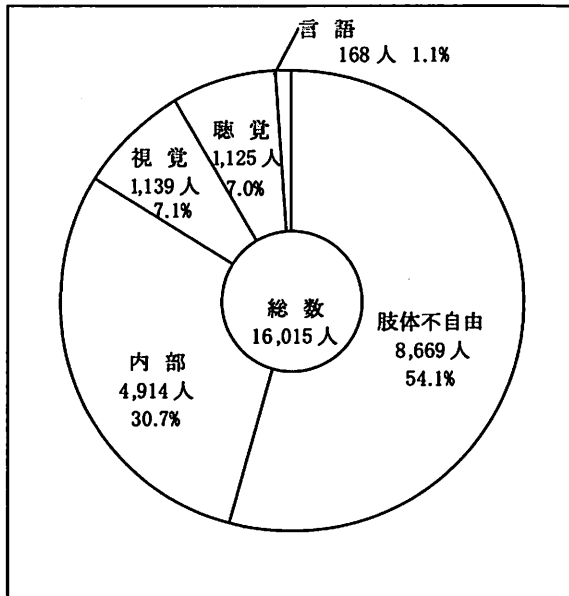
法律で定められた支援を受けたり、医療費助成等の各種制度を利用するために必要であり、身体障害者福祉法に定める程度の障害がある方に交付する。

(1) 身体障害者手帳交付者数

(平成23年4月1日現在)

部位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
肢体不自由	2,080 人	1,852 人	1,821 人	2,043 人	587 人	286 人
聴覚障害	117	285	138	159	9	417
視覚障害	437	341	91	88	118	64
内部障害	3,011	69	1,157	677		
言語障害	9	6	81	72		
合計	5,654	2,553	3,288	3,039	714	767
%	35.3	15.9	20.5	19.0	4.5	4.8

(2) 部位別および原因別状況



(3) 各年度ごとの交付者数

(平成23年4月1日現在)

年度	障害	肢体不自由	聴覚	視覚	内部	言語	計
15		619人	62人	51人	452人	22人	1,206人
16		641	61	42	483	14	1,241
17		567	76	41	448	10	1,142
18		601	55	53	465	9	1,183
19		560	50	40	482	9	1,141
20		624	64	48	513	13	1,262
21		592	52	39	489	11	1,183
22		594	54	41	541	14	1,244

2 療育手帳（知的障害者）制度

知的障害のある方に対して、一貫した支援・相談を行うとともに、各種サービスを受けやすくするため、知的障害のある方に手帳を交付し、もって、知的障害のある方の福祉の増進に資することを目的とする。

(1) 療育手帳交付者数（平成23年4月1日現在）

年度	交 付 件 数		
	A	B	計
15	847件	985件	1,832件
16	878	1,031	1,909
17	900	1,059	1,959
18	916	1,102	2,018
19	944	1,157	2,101
20	968	1,219	2,187
21	1,001	1,286	2,287
22	1,035	1,319	2,354

A…IQ35以下およびIQ50以下で身障
1～3級合併障害のある方（重度）
B…A以外（その他）

3 精神障害者保健福祉手帳制度

社会復帰の促進と自立、また社会参加の促進を図るため、精神に障害のある方に手帳を交付する。

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付者数（平成23年4月1日現在）

年度	交 付 件 数			
	1級	2級	3級	計
15	185件	652件	155件	992件
16	224	820	170	1,214
17	259	930	175	1,364
18	288	1,037	165	1,490
19	303	1,161	156	1,620
20	330	1,316	172	1,818
21	338	1,491	152	1,981
22	348	1,663	157	2,168

4 障害者自立支援法の概要

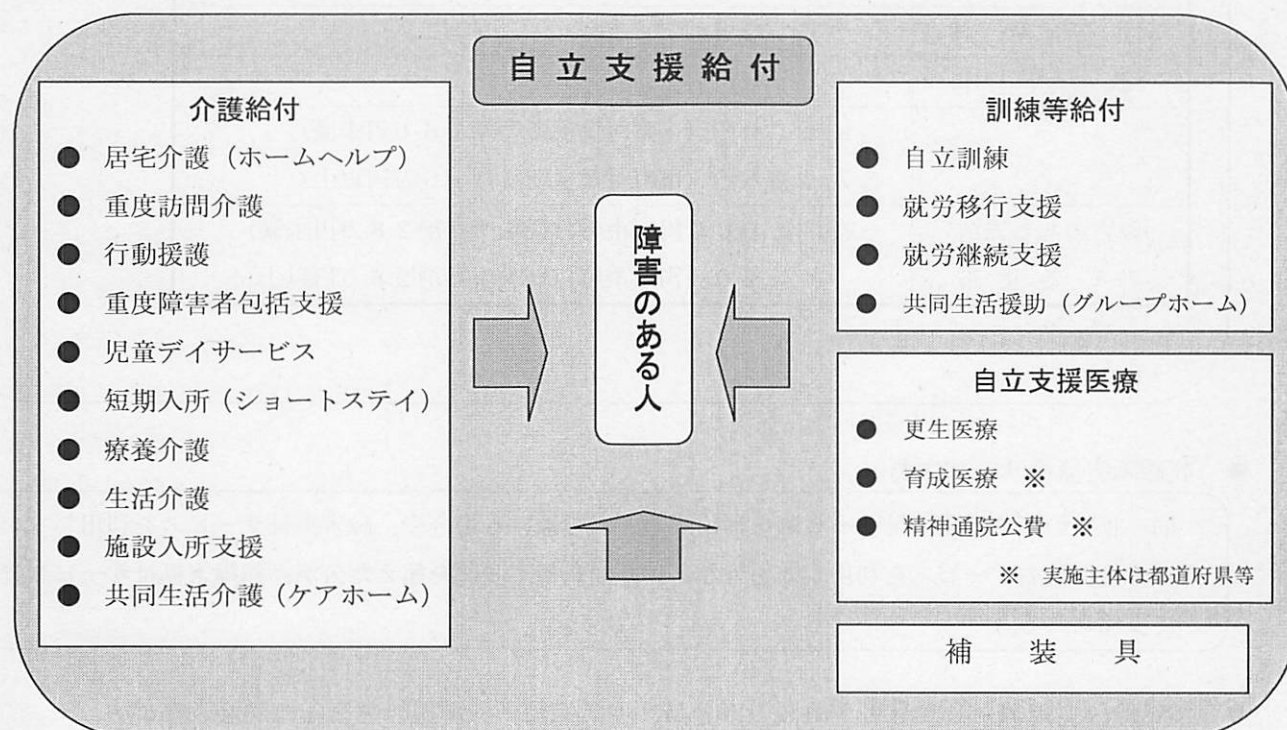
障害者自立支援法は、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある方が必要とするサービスを利用できるようにする制度として、平成18年4月から開始した。

(1) 障害者自立支援法の全体像

さまざまなサービスを組み合わせて、障害のある方の地域での生活を支援する。

サービス名称	内 容
介 護 給 付	障害の程度が一定以上の人に、生活上または療養上必要な支援を行う。
訓 練 等 給 付	身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う。
自 立 支 援 医 療	精神通院公費および更生・育成医療の3つの公費負担医療を一本化して実施。
補 装 具	補装具の購入や修理にかかる費用を支給する。
地 域 生 活 支 援 事 業	障害のある方が安心して地域で生活するための事業を行う。

市 町 村



地 域 生 活 支 援 事 業

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援
(関係機関との連絡調整、権利擁護) ● 日常生活用具の給付または貸与 ● 移動支援 ● コミュニケーション支援
(手話通訳派遣等) | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動支援センター
(創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等) ● 福祉ホーム ● その他の日常生活または社会生活支援 |
|---|--|

支援

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

都 道 府 県

(2) 利用者負担について

サービスを利用した場合の負担については、原則として世帯の負担能力に応じて1ヶ月の上限額が設定されます。なお、サービス利用量が少ない方は、サービス費用の1割の額が設定される上限額より低い場合、1割負担となります。また、月額負担上限額を算定する際は、「個人単位」を基本とし本人と配偶者のみの所得で判断されます。

◆ 通所施設・在宅サービス等軽減

区 分	月額負担上限額
生活保護	0円
低所得	0円
一 般	9,300円（市町村民税所得割16万円未満） 37,200円（市町村民税所得割16万円以上）
障害のある児童 のいる世帯	一般 4,600円（市町村民税所得割28万円未満） 37,200円（市町村民税所得割28万円以上）

◆ 高額障害福祉サービス費

同一世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している方が介護保険のサービスを利用した場合など、月額負担上限額を超えた分が高額障害福祉サービス費として支給される。

◆ 補足給付 対象…月額負担上限額の区分が、生活保護・低所得の方または20歳未満の方

・入所施設利用の方の食費、光熱水費実費負担の軽減を行う。

◆ 通所施設利用者の食費実費負担軽減

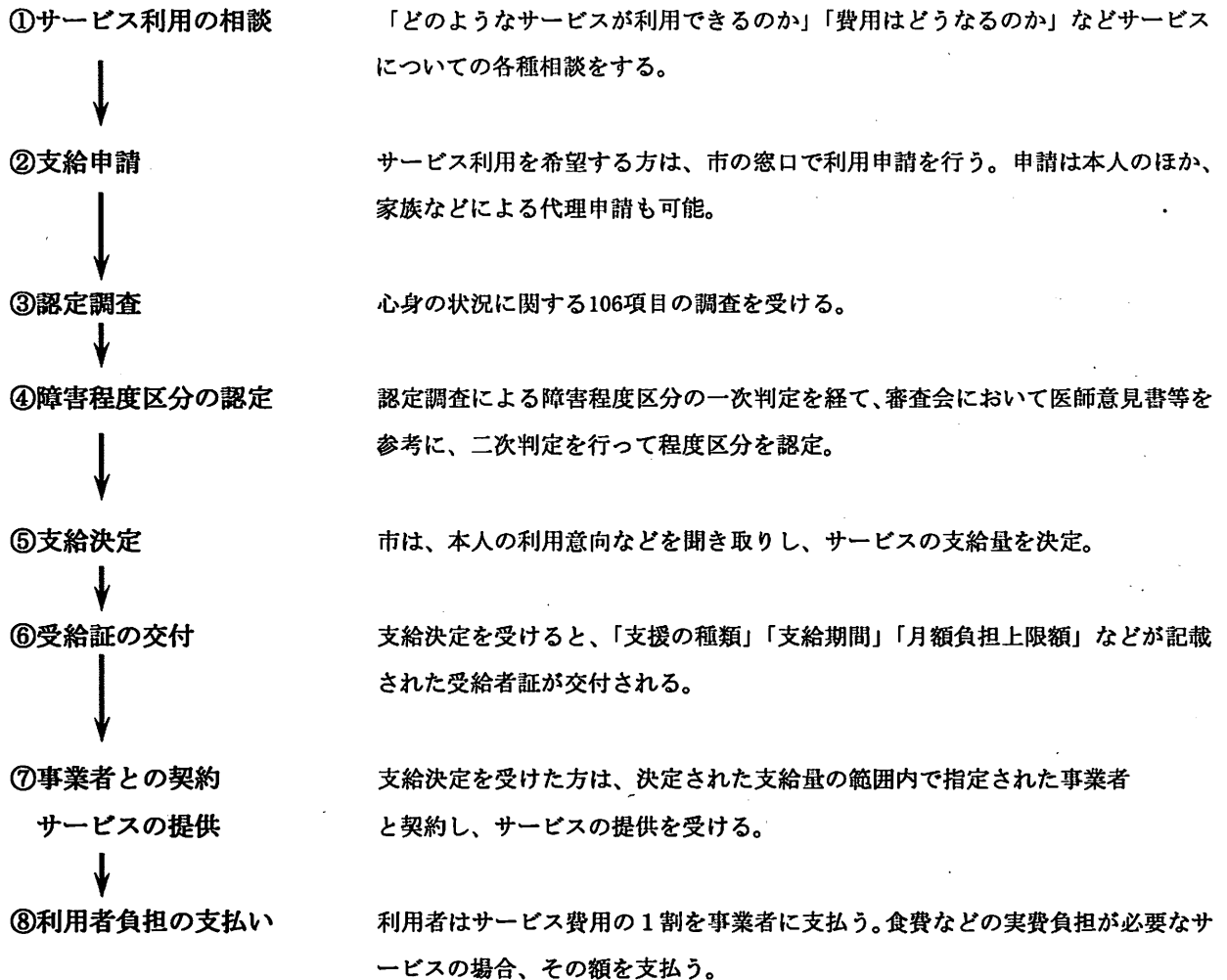
対象…月額負担上限額の区分が、生活保護・低所得の方または一般世帯（市町村民税所得割額16万円未満）の方

・通所施設利用者の方の食費実費負担のうち、人件費分を軽減する。

◆ 生活保護への移行防止策

・定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合に、月額負担上限額や食費等実費負担額を引き下げる。

(3) サービス利用の流れ



- ◆ サービスを利用する際、必要に応じて相談支援事業者で「サービス利用計画」を立てて利用することもできる。

(4) 受給者証交付者数 (単位：人)

障害種別	平成23年4月
障害者(18歳以上)	1,914
障害児(18歳未満)	336
合計	2,250

(5) 障害福祉サービス毎の利用者数等

(単位：人)

区 分	種 類	平成23年3月利用分		
		支給決定人数	実利用人数	
自立 支援 給付	旧 法 支 援	676	667	
	居 宅 介 護	429	324	
	行 動 援 護	24	18	
	短 期 入 所	699	86	
	児童デイサービス	264	206	
	療 養 介 護	13	13	
	生 活 介 護	341	306	
	共 同 生 活 介 護	104	100	
	施 設 入 所 支 援	49	49	
	訓 練 等 給 付	共 同 生 活 援 助	126	119
		自 立 訓 練	77	56
		就 労 移 行 支 援	66	54
		就 労 継 続 支 援	404	327
合 計		3,272	2,325	

(6) 障害福祉サービス費支給状況

(単位：円)

区 分	平成22年度
介護給付	2,978,614,121
旧法施設支援	1,674,964,894
居宅介護（重度訪問介護含む）	350,402,096
行動援護	17,004,408
短期入所	23,997,698
児童デイサービス（ひまわり教室利用含む）	117,885,830
療養介護（医療費含む）	53,018,052
生活介護	559,716,667
共同生活介護	125,338,250
施設入所支援	56,286,226
訓練等給付	537,572,226
グループホーム	78,133,891
自立訓練	24,909,359
就労移行支援	95,684,053
就労継続支援	338,844,923
利用者負担軽減事業費	195,091,531
合 計	3,711,277,878

- (7) 身体障害児（者）補装具給付（修理）事業（昭和25.発足）〔身体障害者福祉法第20条〕
 （平成8.発足）〔児童福祉法第21条の6〕
 （平成18.移行）〔障害者自立支援法第76条〕

障害のため失われた部位や欠陥を補うための用具（補装具）の交付および修理を行う。

① 補装具の種類

- 視覚に障害のある方……盲人安全つえ、義眼、眼鏡
- 聴覚に障害のある方……補聴器
- 肢体不自由者……義手、義足、装具、車いす、電動車いすほか

② 耐用年数の定めがあり、一度交付を受けたものは耐用年数を過ぎるまで修理はできても交付はできない。また、自己負担は、補装具の価格の原則1割。（所得制限あり）

(8) 障害児施設給付（平成18.10 開始）

障害者自立支援法施行に伴い、障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）が措置から契約方式に変更され開始。

区 分	平成23年3月利用分	
	支給決定人数	実利用人数
障害児施設給付	158人	158人

① 障害児通園施設利用者負担緩和事業（平成19.4 発足）

措置から契約方式に変更されたことに伴い、増大した利用者負担を軽減するため、負担金と保育料との差額を助成を行う。

5 地域生活支援事業について（平成18年10月 開始）〔障害者自立支援法第77条〕

障害のある方の地域生活を支援するための障害者自立支援法の全面施行に伴い、新たな事業または従来から実施してきた事業が当該「地域生活支援事業」に再編され、平成18年10月から開始。障害のある方が、その有する能力や適正に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施。

(1) 相談支援事業〔障害者自立支援法第77条第1項第1号〕

障害のある方、その保護者及び介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行う。

① 障害者相談員設置事業（昭和42.発足）

身体・知的・精神に障害のある方の福祉の増進を図るため、障害のある方等の相談に応じ、必要な指導・援助を行う相談員を設置する。

- 身体障害者相談員 32名
- 知的障害者相談員 10名
- 精神障害者相談員 8名

② 聴覚障害者相談事業（昭和58.発足）

聴覚に障害のある方の各種相談に応じ、適切な助言・指導を行うことにより、障害のある方の日常生活の安定を図る。

対 象 者 市内に在住する聴覚に障害のある方

実 施 場 所 金沢市聴力障害者福祉協会事務所内

③ 各種相談支援事業

身体、知的、精神の障害のある方の各種相談に応じ、日常生活の安定を図る。

委託先 (財)金沢市福祉サービス公社、オープンセサミ城南、石川療育センター、
佛子園

(2) コミュニケーション支援事業〔障害者自立支援法第77条第1項第2号〕

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆等を行う者の派遣などを行う。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障害のある方の社会生活の向上をはかるため、手話通訳者、要約筆記者を派遣するもの。

委 託 者 金沢市聴力障害者福祉協会

実 績

年間介護人(手話通訳)派遣人数(昭和50.発足)

年 度	人 数
17	1,055 人
18	1,081
19	940
20	994
21	1,019
22	1,083

年間介護人(要約筆記)派遣人数(平5.発足)

年 度	手書き	パソコン
17	89	59 人
18	50	79
19	48	52
20	55	55
21	71	49
22	85	68

(3) 日常生活用具給付等事業〔障害者自立支援法第77条第1項第2号〕

重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行う。

日常生活用具給付等事業（昭和44.発足・市単分昭和58.発足）

i) 給 付

在宅の重度の障害のある方に対し、日常生活を容易にするため、ストマ用装具、便器、特殊寝台、エアーマット、緊急通報装置等の日常生活用具の給付を行う。

ii) 修 理

日常生活用具等の修理費を助成し、有効利用を図る。修理費の限度額は給付額の1/2以内とする。

iii) 貸 与

難聴者または外出が困難な在宅の重度の障害のある方に対し、福祉電話を貸与することによ

りコミュニケーションおよび緊急連絡の手段を確保するもので、その設置費を負担している。

種 目	平成22年度末の設置台数
福 祉 電 話	24 台

(4) 移動支援事業〔障害者自立支援法第77条第1項第3号〕

① 障害者等移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方について、ガイドヘルパーの派遣を行う「障害者等移動支援事業」等を実施し、外出のための支援を行う。

② 障害者福祉バス運行事業（昭和57.発足）

障害のある方の社会参加促進および障害のある方を構成員とする団体等の活動の育成を図るため、リフト付バスを運行する。

利用できる日 原則として毎日運行（ただし、年末年始等は運休する。）

そ の 他 利用できるのは概ね15人以上の団体

利用定員は32席（普通座席28席、車椅子固定席4席）

運行は北陸3県で日帰りできる範囲

(5) 地域活動支援センター事業〔障害者自立支援法第77条第1項第4号〕

障害のある方が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

(6) 障害者居宅サービス〔障害者自立支援法第77条第3項〕

① 福祉ホーム事業

地域で自立した生活を希望する障害のある方が安心して生活出来る居所の確保を図る。

i) 名 称 福祉ホーム「あおぞら」

定 員 7名

ii) 名 称 福祉ホーム「たんぼぼ」

定 員 10名

② 障害者等日中一時支援事業

身体に障害のある方、知的障害のある方、精神に障害のある方及び障害のある児童を対象に日中の一時預かりを実施する。

(7) 生活支援・社会生活促進事業〔障害者自立支援法第77条第3項〕

① 障害者交流活動推進

障害のある方々がお互いに交流を図り、また広く市民との交流を図るとともに、市民の障害のある方々に対する理解をより一層深めることを目的とする。

i) 障害のあるひとの作品展（昭和62.発足）

障害のある方の製作した作品を展示し、広く市民に紹介することにより障害のある方への理解を深めてもらう。

開 催 日 程 福祉のつどい '11金沢と合同で開催

ii) 障害者ふれあいコンサート (平成2. 発足)

障害のある方と市民との交流の場をより一層広めるため、地元障害者団体の演奏・合唱を予定している。

開催日程 福祉のつどい '11金沢と合同で開催

iii) ほほえみスポーツフェスタ金沢 (平成4. 発足)

障害のある方と市民との交流を図るとともに、市民の障害のある方に対する理解を一層深めることを目的とし、レクリエーション、軽スポーツ等を行う。

開催日程 10月23日 (日)

開催場所 金沢市総合体育館

iv) ふれあい運動会 (昭和62. 発足)

知的障害のある方や児童とその家族、金沢中央ライオンズクラブ会員、教師、施設職員等が参加し、軽スポーツやレクリエーションを行う。

開催日程 11月13日 (日)

開催場所 鳴和台市民体育館

② 障害者生活訓練事業

各障害部位ごとに日常生活において必要とされる訓練を行うことで、自立と社会参加を促進し、生きがいのある社会生活を営めるよう支援する。

i) 視覚障害者歩行訓練士派遣事業 (平成11. 発足)

委託先 (社福) 石川県視覚障害者協会

ii) 盲ろう者等生活訓練事業 (平成13. 発足)

委託先 石川盲ろう者友の会

iii) 重度視覚障害者生活訓練事業 (平成14. 発足)

委託先 金沢市視覚障害者協会

iv) 聴覚障害者生活訓練事業 (平成14. 発足) ※中途失聴者生活訓練事業を含む

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会

③ 手話通訳者等養成講座開催事業

i) 手話奉仕員養成 (昭和58. 発足)

聴覚に障害のある方等の福祉に理解と熱意を有する方に、手話等の指導を行うことにより手話通訳者を養成し、聴覚に障害のある方等の福祉の増進を図る。

対象者 市内に居住、勤務または通学する18歳以上の方

場所 金沢市松ヶ枝福祉館

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会

ii) 要約筆記奉仕員養成 (手書き 平成5. 発足、パソコン基礎 平成17. 発足)

聴覚に障害のある方等の福祉に理解と熱意を有する方に対し、要約等の指導を行うことにより、要約筆記者を養成し、聴覚に障害のある方等の福祉の増進を図る。

対象者 市内に居住、勤務または通学する18歳以上の方

場所 金沢市松ヶ枝福祉館

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会

iii) 要約筆記指導者養成 (パソコン・手書き 平成4. 発足)

聴覚に障害のある方の福祉向上に熱意をもつ方に、要約筆記指導者としての技術を身につけてもらい、各種講習会の講師等、また、派遣活動を通じて、これら障害のある方の福祉の増進を図る。

対象者 要約筆記の技術・知識に堪能で指導者を希望する方
場 所 金沢市松ヶ枝福祉館
委 託 先 金沢市聴力障害者福祉協会

④ 重度障害者スポーツ教室開催事業 (平成9. 発足)

視覚障害のある方・下肢・脊髄損傷の方のスポーツ振興と積極的参加を図る。

フライングディスク (年5回) 場所: 駅西むつみ体育館
ボッチャ (年5回) 場所: 駅西むつみ体育館
サウンドテーブルテニス (年8回) 場所: 駅西むつみ体育館、県立盲学校
委 託 先 金沢市身体障害者団体連合会

⑤ 身体障害者自動車改造助成事業 (昭和55. 発足)

身体に重度の障害のある方が就労等に伴い、自ら所有・運転する自動車の操向装置及び駆動装置等を改造する必要がある場合、その経費の一部を助成することにより、社会参加促進を図る。

対象者 本市に居住し、1級、2級及び3級の上肢、下肢または体幹機能障害のある方で、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

助成対象となる改造 操向装置及び駆動装置等
(アクセル、ブレーキ、ハンドル、ウインカー等)

助成額 100,000円。

⑥ 障害者自動車運転免許取得費助成事業 (平成10. 発足)

障害のある方が、就労等に伴い自動車運転免許を取得する際に、取得に要する経費の一部を助成することにより、社会参加の促進を図る。

対象者 本市に居住する障害のある方で免許取得により就労が見込まれる等、社会参加の促進に効果があると認められる方で、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方 (下肢障害、体幹障害の方は1～3級、その他の障害で1級及び2級の方は所得制限なし。)

ただし、過去において本事業の助成を受けていない方
免許取得後6ヵ月以内に申請

助成限度額 取得費の2/3以内。ただし限度額100,000円。

(8) 地域生活支援サービス利用者負担軽減等支援事業 (平成18.10 発足)

障害のある方が、地域で安心して暮らすことができるよう移動支援事業等1割負担を伴う利用者負担を緩和する。

対象者 重度障害の方及び市民税非課税世帯の方 全額免除
その他の方 月額負担上限額を自立支援給付と同額又は1/2に軽減

(9) 地域生活支援サービス毎の利用者数等

種 類	平成23年3月利用分	
	支給決定人数	実利用人数
移 動 支 援	825人	382人
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	593人	582人
日 中 一 時 支 援	665人	210人
更 生 訓 練 費 給 付	3人	3人
合 計	2,086人	1,177人

6 重度障害者施策

(1) 特別障害者手当（昭和61.発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2〕

在宅（入院3ヶ月を越えた場合は除く）の重度の障害のある方に対する所得保障の一環として、障害のある方の自立生活の基盤を確立するため、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給する。

対象者は20歳以上でおおむね重複の障害のある方。特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に制定された障害程度に該当することが要件となっている。

支 給 額 月額 26,340円

受 給 者 数 271人（平成23年4月1日現在）

(2) 障害児福祉手当（昭和61.発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条〕

在宅の重度の障害のある児童に対する福祉の措置の一環として、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給する。

対象は20歳未満で身障手帳1級または2級（一部）所持者、療育手帳（Aの一部）所持者、またはこれらに準ずる者であって、いずれも特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に制定された障害程度に該当することが要件となっている。

支 給 額 月額 14,330円

受 給 者 数 234人（平成23年4月1日現在）

(3) 特別児童扶養手当（昭和39.発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条〕

精神または身体に障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とするかあるいは一人で生活できない状態にある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給する。

対象は在宅の20歳未満の児童で、おおよその目安として身体障害者手帳1～3級、4級の一部または療育手帳A、Bの一部の方。

支 給 額 1級 月額 50,550円 2級 月額 33,670円

受 給 者 数 675人（平成23年4月1日現在）

(4) 緊急通報装置設置事業（平成5.発足）

在宅の重度の障害のある方を抱える要援護世帯に緊急通報装置（ペンダント式）を設置し、世帯の不安等を解消する。（65歳未満の健常者を含む世帯は除く。）

(5) 人工内耳体外器購入助成事業（平成23. 発足）

人工内耳を装着している聴覚に障害のある方の音声信号処理装置（体外器）の購入を助成。

対 象 者 下記の①～⑤のすべてに該当する方

- ① 金沢市在住で聴覚の身体障害者手帳を所持した人工内耳装用者
※ 他の市町村で障害者自立支援法又は介護保険法の支給を受けている者は除く
- ② 現在装着している体外器が5年を経過している方
- ③ 更新する人工内耳体外器が医療保険の適用を受けない方
- ④ 世帯の市民税所得割額が46万円未満の方
※ 18歳以上の方は本人とその配偶者
※ 18歳未満の方は保護者及びその他世帯の構成員
- ⑤ 市税を完納している方（18歳未満は保護者）

(6) ねたきり重度障害者紙おむつ支給事業（昭和57. 発足）

在宅の寝たきりで重度の障害のある方に対し、紙おむつを支給することにより衛生を保つとともに、介護にあたる家族の経済的負担の軽減を図る。（ただし、所得制限あり。）

給付枚数 1日当り パンツ型 1～2枚、尿とりパット 2～4枚
平 型 3～5枚

(7) ねたきり重度障害者寝具乾燥消毒事業（昭和61. 発足）

日頃使用している寝具の洗濯ならびに乾燥加工を行うことにより、清潔な環境を保ち快適な療養生活を送ってもらうことを目的とする。

対 象 者 日常生活において常時介護を要する在宅の寝たきりで身体に重度の障害のある方（下肢、または体幹1・2級）で65歳未満の方

対 象 寝 具 掛布団・敷布団・毛布

実 施 方 法 乾燥消毒（汚れ落しを含む） 年9回
水 洗 い 年3回

(8) ねたきり重度障害者理髪サービス事業（平成5. 発足）

在宅の寝たきりで重度の障害のある方に対し、保健衛生の向上や気分転換の促進を図るため、理（美）容業者による出張理髪サービスを提供する。

対 象 者 65歳未満の在宅寝たきりで重度の障害のある方（下肢、または体幹障害1・2級）

利 用 回 数 年2回（自己負担なし）

(9) 外国人障害者福祉手当（平成8. 発足）

国民年金制度の改正（昭和57年1月1日）前に20歳に達していた在日外国人障害者で、障害基礎年金等を受給できない方に手当を支給し福祉の増進を図る。

- 対象者要件
- 昭和37年1月1日以前に出生している方
 - 昭和57年1月1日以前に身体障害者手帳1、2級または療育手帳Aを所持している方
 - 昭和57年1月1日以前に外国人登録をし、申請日現在市内に引き続き1年以上外国人登録または住民登録がある方
(ただし、すべての要件を備え、公的年金を受けていない方)

支給金額 月額 20,000円(年3回払い)

所得制度 障害基礎年金の所得制限と同じ

(10) 障害児通園施設「ひまわり教室」運営事業委託(昭和53.発足)〔金沢市障害児通園施設条例〕

身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練を行い、その育成を助長するために開設。

所在地 金沢市十一屋町4番34号

定員 20名 社会福祉法人むつみ会に業務委託(指定管理)

通園児数年次推移(平成23年3月31日現在)

年度	市内	市外	計
17	10人	7人	17人
18	10	6	16
19	10	4	14
20	13	5	18
21	11	7	18
22	11	8	19

7 社会参加・健全育成施策

(1) 知的障害者授産施設通所運賃助成(昭和52.発足)

知的障害者援護施設へ通所している者に対し、通所に要する運賃の一部を助成する。

対象施設 若草福祉作業所、やちぐさ作業所、彦三のぞみ苑、あけぼの作業所、泉の家、鳴和の里、ワークショップひなげし、クオレ、仏子園
就労支援センターひなげし、グローバル、はばたき、セルフあさがお
※ 平成19年7月から身体に障害のある方及び精神に障害のある方の施設を新たに対象に加える。

(2) 福祉タクシー利用助成事業(昭和54.発足)

バス等を利用することが困難な重度の障害のある方に外出の機会を提供し、社会参加を促進するために、福祉タクシー利用料金の一部を助成するもの。

対象者 下肢障害の1・2級の方、体幹、視覚障害の1～3級の方、内部障害1級の方、療育手帳Aの方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方。ただし、施設入所中の方、市民税所得割が16万円以上課税されている方および自動車を持ち、運転できる方は除く。

※ 平成22年度より肝臓機能障害1級を対象に加える。

助成方法 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は36枚綴り、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は24枚綴りのチケットを1人あたり年間1冊交付
小型車の初乗り運賃相当額を助成

(3) 身体障害者介助用自動車改造助成事業（平成9.発足）

車椅子を使用する障害のある方の外出を容易にするための自動車改造に要する経費を助成することにより、障害のある方の社会参加促進と介助者の負担軽減を図る。

対象者 車椅子使用の障害のある方のために自動車改造の必要があり、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

障害のある方 身体障害者手帳を所持する方
在宅で生活しており、車椅子を使用しないと移動が困難な方

助成対象となる改造

車椅子に乗って安全に乗降でき、かつ、車椅子を固定できる設備の改造または回転シートを設ける改造。同様の設備が設けられている自動車の購入も助成対象とする。

助成額 改造に要する経費の1/2。ただし以下の表の額を限度とする。

事業の区分			限度額
回転シート付き車両への改造又は当該車両の購入	電動装置がない回転シート	前部座席が回転するもの	62,000円
		後部座席が回転するもの	100,000円
	電動装置がある回転シート（上下作動装置付）		250,000円
リフト付き車両への改造又は当該車両の購入			300,000円
超低床車両への改造又は当該車両の購入			

(4) 金沢メルシーキャブサービス事業（平成9.発足）

車いすを利用している市民の外出および社会参加を支援し、市民相互の連帯と共感に基づく市民参加による福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

場所 金沢市松ヶ枝福祉館

車両台数 3台

利用対象 日常的な車いす使用者で移送サービスが必要と考えられる方

運用範囲 金沢市内、津幡町、内灘町、野々市町、白山市の一部（旧松任市、旧鶴来町の区域）及び小松空港（小松空港からの乗車は不可）

運行時間 午前8時～午後9時（年末年始のぞく）

(5) 心身障害者社会参加促進事業（昭和56.発足）

在宅の心身に障害のある方に対して適切な指導のもとに軽作業になじむ機会を提供し、働くことによる生きがいと社会への順応性を促進させる。

実施場所 市役所各課

内容 納入通知書の封筒づめ等

(6) 重度身体障害者医療補助具支給事業（平成8. 発足）

重度の身体障害のある方に対し医療補助具（集尿袋、紙オムツ、オムツカップ等）を給付することにより日常生活の便宜を図り在宅福祉の増進を図る。

委 託 先 石川県脊髄損傷者協会金沢支部

(7) 心身障害児水泳療育訓練事業（昭和53. 発足）

水泳を通じて、機能回復を図るとともに心理的効果と障害の軽減、情緒の安定を図る。

対 象 者 18歳未満の肢体不自由児、知的障害のある児童

実 施 場 所 市営西部市民体育館温水プール（肢体不自由児）
市営総合プール（温水）（知的障害のある児童）

実 施 時 期 4月～3月（毎月1～2回）

委 託 先 石川県肢体不自由児協会（肢体不自由児）

金沢手をつなぐ親の会（知的障害のある児童）

(8) 障害者温泉療養事業（平成15. 発足）

障害のある方の温泉療養に対して助成を行うことにより、障害のある方の身体的・精神的健康の増進と社会参加の促進を図る。

対 象 者 在宅の身体に障害のある方、知的障害のある方、精神に障害のある方および介護者（重度）

利 用 場 所 かんぼの郷ほか、県内23施設

助 成 額 1,000円（1回あたり）

(9) 障害者グループ活動育成事業（平成2. 発足）

障害のある方の社会参加を促進し、その福祉の向上を図るため、障害者の文化・芸術・スポーツ等のグループ活動を行っている団体に対し、その活動費の一部を助成する。

対 象 市内の障害者グループで、文化・スポーツ活動を行っている10名以上のグループ

経 費 活動に必要な経費

助 成 額 1グループ事業費の1/2（限度額9万円）、5年間を限度

(10) 障害者録音図書貸出事業（平成元. 発足）

石川県視覚障害者情報文化センター内に録音図書のコーナーを設け、読書が困難な視覚に障害のある方への情報提供と教養文化活動の促進を図る。

貸 出 図 書 録音図書（雑誌及び一般図書）

貸 出 形 体 カセット及びCD版（CD版は専用機が必要）

貸 出 方 法 等 金沢市視覚障害者協会へ申込み

貸 出 期 間 雑誌1週間、図書2週間

(11) 親子療育のつどい（昭和52. 発足）

親子で集団活動を行うことにより社会生活のマナーの学習とレクリエーション活動により体力増進、精神発達の促進を図る。

開催日程 実施時期 7月22日(金)・23日(土)
場 所 三重県

(12) 障害児国内派遣研修（昭和57. 発足）

「金沢少年の翼」鹿児島派遣研修へ障害のある児童及びその介護人を派遣する。

8 その他の施策

(1) 視覚障害者ワードプロセッサ共同利用（平成3. 発足）

視覚に障害のある方も文章（点字も可）作成できるワードプロセッサを設置し、在宅の視覚に障害のある方の日常生活の便宜を図る。

設置台数 1台
設置場所 金沢市芳斉1丁目15-26 金沢市視覚障害者協会

(2) 障害者就労支度援護事業（昭和49. 発足）〔金沢市援護規則第3条〕

職業訓練施設（特殊支援学校を含む。）を修了して新たに就労する心身に障害のある方に就職支度経費の一部を支給し、その自立の助長を図る。

支給額 20,000円

(3) 心身障害者扶養共済制度（昭和45. 発足）〔石川県心身障害者扶養共済制度条例〕

心身に障害のある方の保護者が、月々掛金をして保護者に万一の事があった場合に心身に障害のある方に終身年金を支給し、その生活の安定と福祉の向上を図る。

(4) 心身障害者扶養共済制度加入助成事業（昭和45. 発足）〔金沢市援護規則第3条〕

扶養共済制度に加入している心身に障害のある方の保護者に対し、2口目の掛金の一部を助成し掛金の負担の軽減を図る。

(5) 聴覚障害者窓口相談業務事業（平成2. 発足）

聴覚に障害のある方の行政に関する相談の処理および窓口サービス確保のため、手話通訳のできる嘱託相談員を配置し、聴覚に障害のある方の福祉向上を図る。

相談時間 午前9時～午後4時まで
窓 口 金沢市役所 福祉と健康の総合窓口

(6) 障害者継続雇用奨励金交付事業（昭和50. 発足）

公共職業安定所を通じて就労している障害のある方を、国の助成金の支給期間が満了となった後も引き続いて、雇用している事業主に対し継続雇用奨励金を支給し、障害のある方の自立を助長し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

交付対象期間 2年間（国の特定求職者雇用開発助成金支給期間満了後）
交付月額 国の助成金支給期間に応じて、24,000円（重度）または22,000円（軽度）
を限度として支給

(7) 障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」〔金沢市障害者高齢者体育館条例〕

障害のある方および高齢者がスポーツ、レクリエーション等を通じて健康の保持・増進を図れるよう、気軽に安心して利用できる施設として建設された。

開館年月日 昭和57年6月27日
所在地 金沢市駅西本町2丁目3-27（電話221-9065）
建物 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造平屋建
面積 敷地 2,958㎡ 延床 1,824㎡
体育室、多目的室、機能回復訓練室、ボウリング室、事務室
駐車場 駐車台数 約35台
開館時間 午前10時～午後9時
（日曜日・祝日は午前9時～午後7時）
休館日 毎週水曜日（休日に当たる日を除く）、休日の翌日、年末年始

第11 福祉指導監査課

1 社会福祉法人に対する指導監査

適正な法人運営を確保する見地から、経営面、法人運営全般にわたって指導監査する。

(1) 指導監査の内容

- ①理事等の選任手続きの状況、理事の業務執行状況、理事会、評議員会の運営状況
- ②定款及び各種規程の整備状況
- ③事業の執行状況（公益事業、収益事業を含む。以下同じ）
- ④資産管理状況
- ⑤業務及び財務に関する情報公開の状況
- ⑥会計管理体制、契約手続きの状況

(2) 指導監査の方法

①一般指導監査（実地方式）

原則として、2年に1回実施する。ただし前年度の指導監査の結果により、改善状況の確認の必要がある場合は、翌年度も引き続き実施する。

新設の法人に対しては、設立年度のうち又は次年度の早期に、1回実施する。

なお、問題が発生した場合又はそのおそれがある場合は、随時実施する。

②特別指導監査（実地方式）

重大な問題がある場合、改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施する。

(3) 平成22年度実施状況

- ①一般指導監査 62法人。なお随時に実施したものは、なし
- ②特別指導監査 なし

(4) 平成23年度一般指導監査実施予定・・・58法人

2 社会福祉施設に対する指導監査

適正な施設運営を確保する見地から、処遇、経営、施設管理等、全般にわたって指導監査する。

(1) 指導監査の内容

- ①施設の各種規程の整備状況
- ②安全対策の状況
- ③職員の処遇状況
- ④利用者（入所者）の処遇状況
- ⑤施設の会計管理体制、契約手続きの状況
- ⑥その他運営の状況一般

(2) 指導監査の方法

①一般指導監査（実地方式）

a 児童福祉施設 毎年度1回実施する。ただし前年度の指導監査の結果により、改善状況の確認の必要がある場合は、翌年度も引き続き実施する。

b その他の施設 原則として、2年に1回実施する。

c 新設の施設 開設年度のうち又は次年度の早期に、1回実施する。

なお、問題が発生した場合又はそのおそれがある場合は、随時実施する。

②特別指導監査（実地方式）

重大な問題がある場合、改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施する。

(3) 平成22年度実施状況

- ①一般指導監査 152施設。なお随時に実施したものは、なし
- ②特別指導監査 なし

(4) 平成23年度一般指導監査実施予定・・・156施設

3 介護サービス事業者に対する指導及び監査

地域密着型サービス事業所等について、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため指導及び監査を実施する。

(1) 指導及び監査の内容

① 集団指導

介護保険制度に関する情報を提供
報酬請求に係る過誤、不正防止の周知徹底

② 実地指導

運営指導（高齢者虐待防止、身体拘束禁止等）
報酬請求指導

③ 監査

人員、設備及び運営に関する基準の遵守状況の確認

(2) 指導及び監査の方法

① 集団指導

必要に応じて実施

② 実地指導

- a 新規開設事業所 介護保険法による指定後概ね1年以内に実施する。
- b 既設事業所 指定有効期間（6年）の中間期及び最終年度に実施する。

③ 監査

- a 通報・苦情・相談等により、サービスの内容又は介護報酬の請求について、不正又は著しく不当な事実が疑われる場合に実施する。
- b 別途、平成20年度から5か年で、全営利法人の監査を計画的に、書面で実施する。

(3) 平成22年度実施状況

① 集団指導	81事業所
② 実地指導	31事業所
③ 監査（実地）	なし
（営利法人書面）	10事業所

(4) 平成23年度実施予定

① 集団指導	対象を秋以降に決定
② 実地指導	45事業所
③ 監査（営利法人書面）	6事業所

4 福祉事務所等に対する指導監査

社会福祉法その他の福祉関係法令の施行に関して、適正な事務を確保する見地から、福祉事務所等の指導監査を実施する。（年1回）

5 各課が実施する指導監督への協力

各課が実施する所管事業の指導監督に関して、各課から要請があった場合、指導監督に同行する。

- (1) 基準該当介護保険事業所（介護保険課）
- (2) 生活困窮者無料低額診療事業（生活支援課）

第12 健康推進部

I 保健衛生

1 母子保健

ア 概要

母子保健においては、核家族化の進展に伴う家庭の孤立化、家庭や地域における子育て機能の低下等の社会情勢に対応した事業の展開が求められており、健診、健康教育に加え、多胎、若年、育児不安、産後うつ等により支援が必要な妊産婦に対し心理的なサポートや育児支援のためのきめ細やかな家庭訪問を行っている。さらに、平成19年度から「元気に育て！赤ちゃん訪問事業」として全出生世帯に保健師、助産師が家庭訪問を行っている。乳幼児に対しては、保護者への育児支援や事故防止の啓発及び子どもの虐待の予防等に重点的に取り組んでいる。また、父親の育児参加の一助としての日曜子育て教室、父と子のふれあい教室、近年増加している未熟児・多胎児の支援のための教室開催や多岐にわたる育児上の悩みに対応する子育てホットラインの開設等、福祉健康センターを中心に柔軟に対応している。

イ 平成22年度母性保健活動実績

妊産婦健康診査（医療機関委託）

区分		対象者数	受診者数 (転入者含む)	受診率	備考
妊婦	1回目	4,265人 ※H22 母子手帳 交付者数 (転入者含まず)	4,213人	98.8%	昭和48年度から実施
	2回目		3,733	87.5	
	3回目		3,917	91.8	
	4回目		3,916	91.8	
	5回目		3,601	84.4	
	6回目		3,718	87.2	
	7回目		3,702	86.8	
	8回目		3,853	90.3	
	9回目		3,559	83.4	
	10回目		3,565	83.6	
	11回目		3,260	76.4	
	12回目		3,067	71.9	
	13回目		2,494	58.5	
	14回目		1,687	39.6	
産婦		4,018	3,629	90.3	昭和49年度から実施

注1) 平成19年7月より妊婦健診の回数を2回から5回に拡大

注2) 平成21年4月より妊婦健診の回数を5回から14回に拡大

注3) 医療機関委託の妊産婦・乳幼児健康診査受診票は「母子保健のしおり」とじこみ。

ウ 平成22年度乳幼児保健活動実績

(7) 乳幼児健康診査

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
乳児	1 か 月 児	医療機関 (委託)	4,076 人	3,625 人	88.9 %	昭和48年度から実施
	6 か 月 児		4,268	3,642	85.3	
	3 か 月 児	福祉健康 センター	4,117	4,075	99.0	昭和55年4月から実施 (健診は個人通知)

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
幼児	1 歳 児	医療機関 (委託)	4,409	3,610	81.9 %	昭和48年度から実施
	2 歳 児		4,290	2,545	59.3	
	1歳6か月児	福祉健康 センター	4,212	4,121	97.8	昭和53年1月から実施 (健診は個人通知)
	3 歳 児		4,273	4,096	95.9	昭和36年から実施 (健診は個人通知)

(イ) 歯科健康診査

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
幼児	1歳6か月児	福祉健康 センター	4,212 人	4,119 人	97.8 %	昭和53年1月から実施
	3 歳 児		4,273	4,086	95.6	昭和36年から実施

(ウ) 健康相談
(福祉健康センター・保健所実施)

区 分	相談者数
幼児精神発達相談	72 人
整形外科相談	75
遺 伝 相 談	3
ダウン症児発達相談	67
子育てホットライン	1,602
子どもの歯の健康づくり相談	481
乳幼児健康相談	491

(エ) 健康教育
(福祉健康センター実施)

区 分	参加組数
育 児 教 室	892 組
未 熟 児 教 室	33
多 胎 児 教 室	33
父と子のふれあい教室	47
歯っかり食べよう教室	394
日曜子育て教室	530

(オ) B型肝炎母子感染防止事業

区分	HBs抗原検査		
	受診者数	抗原陰性者数	抗原陽性者数
22年度	4,185人	4,170人	15人

* 医療機関委託 (妊婦健診に併せて実施)

エ 妊産婦・乳幼児保健医療連携システム（安心出産育児支援ネットワーク事業）等による支援
 平成 15 年 7 月より医療機関連携による早期支援、平成 17 年 6 月から開業助産師による乳房
 ケア等（すくすく母乳育児支援事業）により、多胎や若年、産後うつ、未熟児などのハイリス
 ク者に対し、育児不安や育児困難の解消、乳幼児に対する虐待予防を図っている。また、連絡
 会等の開催により関係機関との連携強化を図っている。

（平成 22 年度実績）

保健医療連携支援件数

妊産婦	213 件
乳 児	86 件
計	299 件

すくすく母乳育児支援件数

実 件 数	43 件
延べ件数	49 件

支援ネットワーク会議

開催回数	6 回
------	-----

オ 乳児家庭全戸訪問事業

生後 3 か月までの間に、全出生世帯に保健師、助産師が家庭訪問し、一般的な育児相談や育
 児不安、産後うつ等の母の健康相談に応じる。（平成 19 年 4 月より実施）

（平成 22 年度実績）

区 分	訪 問 件 数
元気に育て！赤ちゃん訪問事業	3,818件

2 健康増進

ア. 概 要

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各医療保険者が40歳～74歳の被保険者及び被扶養者に対し実施している。

特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病の発症のリスクがある方に対し、特定保健指導として生活習慣改善のための動機づけ支援、積極的支援を行う。

また、がんの早期発見・早期治療につなげるためのがん検診等については、健康増進法に基づき市が実施している。

さらに平成21年度からは、国の事業として、「女性特有のがん検診推進事業」が実施され、特定年齢（子宮がん検診：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳・乳がん検診：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳）の方に対し、検診無料クーポン券と検診手帳を配布し、女性がん検診の受診促進を図っている。

また、健康診査のほか、市民の健康づくりを推進していくため、様々な健康教育や健康相談などの取り組みを行っている。

イ. 健康診査

(ア) すこやか検診（医療機関委託の健康診査）

対象年齢(歳)	検 診 区 分		検診に要する費用 (円)	
			委託料	受診料金
40～74の国保加入者	特定健康診査		9,390	900
75以上				0
40	肝炎ウイルス検査	特定健康診査と同時実施	3,910	0
		単独実施	5,990	
55～69	前立腺がん検診 (男性のみ)	特定健康診査と同時実施	2,700	400
		単独実施	4,780	
40,45,50,55～74	肺がん検診	胸部X線検査	4,960	800
		胸部X線検査 喀痰検査	8,840	1,300
40,45,50,55～70	胃がん検診	胃X線検査 内視鏡検査	12,280	1,500
75		ペプシノゲン検査	1,400	0
40,45,50,55～69	大腸がん検診		4,460	400
40～60の前年度未受診者	乳がん検診		5,910	800
20～60の前年度未受診者	子宮頸がん検診		6,980	1,000
35～55,60,65,70	歯科検診		2,900	400
40,45,50,55,60,65,70	骨粗しょう症検診		3,200	300

対象年齢(歳)	検診区分	検診に要する費用(円)	
		委託料	受診料金
50,55,60	緑内障検診	3,000	500
65~74 前年度未受診者	聴力検診	3,150	500

(イ) 集団検診

対象年齢(歳)	検診区分	検診に要する費用(円)	
		委託料	受診料金
40~74 国保加入者	特定健康診査	7,996	700
75~			0
18~39	若年者健康診査	7,046	700
40	肝炎ウイルス検査	特定健康診査と同時実施	0
		単独実施	
55~	前立腺がん検診 (男性のみ)	特定健康診査と同時実施	400
		単独実施	
40~	肺がん検診	胸部X線間接撮影検査	100
		喀痰細胞診検査	300
40~	胃がん検診	4,095	500
40~	大腸がん検診	1,680	300
20~(2年に1回)	子宮頸がん検診(女性のみ)	3,465	400
40~(2年に1回)	乳がん検診(女性のみ)	5,460	800
30,35,40,45,50	骨粗しょう症検診(女性のみ)	2,200	300

※ 受診料金が免除される方は、70歳以上の方、65~69歳で障害者医療費助成対象の方、障害者医療費受給者証をお持ちの方、生活保護の適用を受けている方、市民税非課税世帯に属する方(窓口で申し出るようPR)

ウ 平成22年度検診実績

(ア) 特定健康診査(国保)見込 ・医療機関の受診者には訪問健康診査受診者を含む。

検診機関	対象者	受診者	受診率
医療機関(個別)	人	人	%
受託機関(集団)	69,284	22,089	31.9

(イ) 肝炎ウイルス検査

C型肝炎ウイルス検査

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関	人	人	%	人	人	人
〔40歳〕	3,982	541	13.6	1	0	0
受託機関						
〔40歳〕	-	112	-	0	0	0
合計	-	653	-	1	0	0

B型肝炎ウイルス検査

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関	人	人	%	人	人	人
〔40歳〕	3,982	541	13.6	2	1	0
受託機関						
〔40歳〕	-	112	-	0	0	0
合計	-	653	-	2	1	0

(ウ) 前立腺がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関	人	人	%	人	人	人
〔55～69歳〕	31,441	5,662	18	616	357	31
受託機関						
〔55歳～〕	-	473	-	61	24	3
合計	-	6,135	-	677	381	34

(エ) 肺がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関	人	人	%	人	人	人
〔40・45・50歳 55～74歳〕	105,138	25,313	24.1	253	234	21
受託機関						
〔40歳～〕	-	3,602	-	39	22	0
合計	-	28,915	-	292	256	21

(オ) 胃がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関	人	人	%	人	人	人
〔40・45・50歳 55～74歳〕	89,175	15,247	17.1	1,361	1,169	48
ペプシノゲン検査のみ 〔75歳〕	4,151	1,382	33.3	512	391	23
受託機関						
〔40歳～〕	-	1,926	-	155	123	1
合計	-	18,555	-	2,028	1,683	72

(カ) 大腸がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関	人	人	%	人	人	人
〔40・45・50歳 55～69歳〕	84,545	15,191	18.0	920	693	30
受託機関						
〔40歳～〕	-	2,410	-	129	93	4
合計	-	17,601	-	1,049	786	34

(キ) 乳がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関	人	人	%	人	人	人
〔40～60歳 前年未受診〕	33,740	3,410	10.1	323	285	19
受託機関						
〔40歳～ 前年未受診〕	-	1,158	-	162	142	4
※女性特有の がん検診 推進事業	15,931	3,462	21.7	355	296	16
合計	-	8,030	-	840	723	39

〔※女性特有のがん検診推進事業 対象:40・45・50・55・60歳〕

(ク) 子宮頸がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関	人	人	%	人	人	人
〔20～60歳 前年未受診〕	72,084	6,919	9.6%	246	218	10
受託機関						
〔20歳～ 前年未受診〕	-	1,659	-	18	14	0
※女性特有の がん検診 推進事業	14,947	3,232	21.6	175	147	6
合計	-	11,810	-	439	379	16

〔※女性特有のがん検診推進事業 対象:20・25・30・35・40歳〕

(ケ) 歯科検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要医療	要指導	異常なし
	人	人	%	人	人	人
医療機関 (35~55 60~65・70歳)	85,165	3,246	3.8	3,053	87	106

(コ) 骨そしょう症検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	骨粗しょう症
	人	人	%	人	人	人
医療機関 (40・45・50 55・60)	16,194	3,764	23.2	1,125	588	240
受託機関 (30・35・40 45・50歳)	—	313	—	14	—	—
合計	—	4,077	—	1,139	588	240

(ク) 聴力検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	軽度聴覚	中程度聴覚	高度聴覚
	人	人	%	人	人	人
医療機関 (65~74歳 前年未受診)	45,180	1,451	3.2	180	48	9

(ク) 緑内障検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	緑内障
	人	人	%	人	人	人
医療機関 (60・65・60歳)	10,594	911	8.6	104	88	18

(ス) 若年者健康診査 (18~39歳)

健康診査 (受診者数) 1,574人

エ 健康教育

(ア) ① 慢性腎臓病予防対策事業 (CKD 啓発強化事業)

生活習慣病の重症化により心血管や透析療法患者の増加を招く慢性腎臓病 (CKD) について広く市民に周知し、健康診査や早朝受診に繋がるよう普及啓発の強化を図る。

- ・慢性腎臓病 (CKD) 市民公開講座 (5月)
- ・CKD 啓発キャンペーン (市内地域4カ所)

② 慢性腎臓病予防対策事業 (腎臓を守る健康講座)

CKD コース、糖尿病コース、高血圧コース

(イ) かなざわ健康塾

生活習慣病予防など健康に関することについて、正しい知識の普及と適切な生活習慣の改善に向けた健康教室を行うほか、厚生労働省が定める週間月間行事等にあわせ、健康情報コーナーの開設等を実施している。

事業内容	平成22年度実績	
	開催回数	延べ人数
地域健康学習会等	208回	5,418人
移動健康情報コーナー (図書館、公民館等)	7会場	—

(ウ) いきいき健康まちづくり事業

市民1人ひとりが心身ともに健康で生きがいのある生活を送るため、地域の人たちと協力し、互いに知恵を出し合い地域の健康づくりをめざす。

(エ)健康講座（健康全般にわたる講演）

市民を対象。金沢健康プラザ大手町で実施している。

オ 健康相談

健康に関する個々の相談に応じ、生活習慣病予防や健康の保持増進を図ることができるよう、保健師、管理栄養士による各種相談を実施している。

福祉健康センターの健康相談（平成22年度実績）

「ほっと健」健康相談	開設回数	延べ人数
生活習慣病予防相談	164回	1,299人
ヘルシー食生活相談	59回	410人
喫煙習慣改善相談	20回	157人
もの忘れ相談	12回	19人
介護家族支援相談	145回	897人
一般健康相談	105回	2,126人
計	505回	4,908人

金沢健康プラザ大手町では、定期的に整形外科、内科・肥満、くすり、眼科、歯科、耳鼻科、介護等の健康相談を実施している。

カ 機能訓練

脳卒中後遺症等で身体の不自由になった方を対象に、専門家による理学療法、作業療法、言語療法、音楽療法などの介護保険給付では一般的に実施されていない訓練を実施することにより、参加者の日常生活に欠かせない機能の維持・向上を図っている。

キ 訪問指導

生活習慣改善や健康管理に関して保健指導が必要な者に対し、個々に応じた健康の保持増進を図ることができるよう保健師等が訪問指導を実施する。

平成22年度からは、慢性腎臓病（CKD）予備軍及び要医療者に対しCKD予防訪問支援も行っている。

ク 介護予防事業

65歳以上の方の生活機能の低下を早期に把握し、速やかに介護予防につなげるため、筋力トレーニング、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防事業を実施している。

ケ その他、健康推進事業

(ア) 金沢・健康を守る市民の会活動費補助

「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発と健康づくりの実践活動を通して、健康的な市民生活の実現を目指す目的で、昭和48年度より補助

- ・健康教室の開催
- ・健康推進委員の育成
- ・健康づくりフェアの開催などを実施

(イ) 財金沢総合健康センター健康増進事業委託

- ・内科、整形外科、肥満、くすり、歯科などの相談事業
- ・健康ウォーキング教室、薬草教室、健康づくり栄養教室
- ・インターバル速歩で体力づくり教室
- ・禁煙セミナー などを実施

3 医療費助成

未熟児等養育医療事業

入院治療を要する未熟児等の医療を給付

23年度予算 23,840千円

子育て支援医療助成事業

1か月の治療費（保険診療に係る自己負担額）の合計のうち1,000円を超える額を支給

通院は就学前まで、入院は小学6年生まで助成対象

平成23年10月診療分から、通院分については小学校3年生まで、入院分については中学校3年生まで助成対象拡大

平成20年10月診療分より自動償還払制度導入

23年度予算 585,460千円

助成実績

年度	区分	件数(延月)	支給額
20		321,739	492,055,247円
21		305,067	449,193,679
22		321,835件	479,757,330

不妊治療費助成

不妊治療に要する費用の一部を助成

- ・ 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）

治療1回につき15万円を限度に1年度2回まで、通算5年助成

- ・ 一般不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く不妊治療）

自己負担額の2分の1で1年間5万円限度、連続した2年間助成

助成実績

年度 区分	特定不妊治療		一般不妊治療	
	件数	助成費	件数	助成費
20	332	32,020,663	204	6,206,035
21	438	60,064,641	99	3,479,035
22	524	75,513,035	164	6,526,261

ひとり親家庭等医療費助成制度〔高齢者等の医療費の助成に関する条例〕

この制度は、ひとり親家庭の母・父及びその児童、父母のいない児童、父または母が重度の障害にある児童及び父または母の通院及び入院に係る医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

平成20年10月診療分より自動償還払制度導入

制度の開始 平成15年1月（旧ひとり親家庭医療費助成 平成14年12月廃止）

助成の対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養しているひとり親家庭の母・父及びその児童、父母のいない児童、父または母が重度の障害にある児童及び父または母（*所得制限有り）

助成額 通院及び入院に係る医療費の自己負担額から付加給付の額及び一部負担金（月額1,000円）の額を差し引いた額

助成実績

年度	区分	申請件数	支給額
20		12,360	105,591,876
21		18,742	115,562,210
22		19,984	117,307,841

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

疾患のために必要となる特殊な日常生活用具を給付

23年度予算 140千円

小児慢性特定疾患治療研究事業

治療が長期にわたり、医療費の負担が高額となる小児慢性特定疾患の医療費負担を軽減する。

対象疾病……国の対象11疾患（約510疾病）

対象者……対象疾病に罹患している20歳未満の者

小児慢性特定疾患対策協議会を設置（外部委員3名、内部委員1名）

23年度予算 49,208千円

1	悪性新生物	7	糖尿病
2	慢性腎疾患	8	先天性代謝異常
3	慢性呼吸器疾患	9	血友病等血液疾患・免疫疾患
4	慢性心疾患	10	神経・筋疾患
5	内分泌疾患	11	慢性消化器疾患
6	膠原病		

特定疾患治療研究事業

下表の特定疾患にかかる医療費（入院・通院）は、加入されている健康保険の種類にかかわらず、自己負担の一部または全額を公費で負担。

特定疾患治療研究事業対象疾患一覧

疾患名		実施年月日	疾患名		実施年月日
1	ベーチェット病	昭和47年4月1日	31	原発性胆汁性肝硬変	平成2年1月1日
2	多発性硬化症	昭和48年4月1日	32	重症急性膵炎	平成3年1月1日
3	重症筋無力症	昭和47年4月1日	33	特発性大腿骨頭壊死症	平成4年1月1日
4	全身性エリテマトーデス	昭和47年4月1日	34	混合性結合組織病	平成5年1月1日
5	スモン	昭和47年4月1日	35	原発性免疫不全症候群	平成6年1月1日
6	再生不良性貧血	昭和48年4月1日	36	特発性間質性肺炎	平成7年1月1日
7	サルコイドーシス	昭和49年10月1日	37	網膜色素変性症	平成8年1月1日
8	筋萎縮性側索硬化症	昭和49年10月1日	38	プリオン病	
9	強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	昭和49年10月1日		(1) クロイツフェルト・ヤコブ病	平成9年1月1日
10	特発性血小板減少性紫斑病	昭和49年10月1日		(2) ゲルスマン・ストロイスラー・シャインカー病	平成14年6月1日
11	結節性動脈周囲炎		39	(3) 致死性家族性不眠症	平成14年6月1日
	(1) 結節性多発動脈炎	昭和50年10月1日		肺動脈性肺高血圧症	平成10年1月1日
	(2) 顕微鏡的多発血管炎	昭和50年10月1日	40	神経線維腫症I型/神経線維腫症II型	平成10年5月1日
12	潰瘍性大腸炎	昭和50年10月1日	41	亜急性硬化性全脳炎	平成10年12月1日
13	大動脈炎症候群	昭和50年10月1日	42	バット・キアリ(Budd-Chiari)症候群	平成10年12月1日
14	ピュルガー病(バージャー病)	昭和50年10月1日	43	慢性血栓性肺高血圧症	平成10年12月1日
15	天疱瘡	昭和50年10月1日	44	ライソゾーム病	
16	脊髄小脳変性症	昭和51年10月1日		(1) ライソゾーム病(ファブリー病を除く)	平成13年5月1日
17	クローン病	昭和51年10月1日		(2) ライソゾーム病(ファブリー病)	平成11年4月1日
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	昭和51年10月1日	45	副腎白質ジストロフィー	平成12年4月1日
19	悪性関節リウマチ	昭和52年10月1日	46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	平成21年10月1日
20	パーキンソン病関連疾患		47	脊髄性筋萎縮症	平成21年10月1日
	(1) 進行性核上性麻痺	平成15年10月1日	48	球脊髄性筋萎縮症	平成21年10月1日
	(2) 大脳皮質基底核変性症	平成15年10月1日	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	平成21年10月1日
	(3) パーキンソン病	昭和53年10月1日	50	肥大型心筋症	平成21年10月1日
21	アミロイドーシス	昭和54年10月1日	51	拘束型心筋症	平成21年10月1日
22	後縦靭帯骨化症	昭和55年12月1日	52	ミトコンドリア病	平成21年10月1日
23	ハンチントン病	昭和56年10月1日	53	リンパ管筋腫症(LAM)	平成21年10月1日
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	昭和57年1月1日	54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	平成21年10月1日
25	ウェグナー肉芽腫症	昭和59年1月1日	55	黄色靭帯骨化症	平成21年10月1日
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	昭和60年1月1日	56	間脳下垂体機能障害	
27	多系統萎縮症			1. PRL分泌異常症	平成21年10月1日
	(1) 線条体黒質変性症	平成15年10月1日		2. ゴナドトロピン分泌異常症	平成21年10月1日
	(2) オリーブ橋小脳萎縮症	昭和51年10月1日		3. ADH分泌異常症	平成21年10月1日
	(3) シャイ・ドレーガー症候群	昭和61年1月1日		4. 下垂体性TSH分泌異常症	平成21年10月1日
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	昭和62年1月1日		5. クッシング病	平成21年10月1日
29	膿疱性乾癬	昭和63年1月1日		6. 先端巨大症	平成21年10月1日
30	広範脊柱管狭窄症	昭和64年1月1日	7. 下垂体機能低下症	平成21年10月1日	

特定疾患治療助成

特定疾患（56疾患）、小児慢性特定疾患（11疾患群）の患者に対し、年額15,000円を支給する。

22年度助成件数 2,766件

23年度予算 39,000千円

障害児自立支援医療事業

身体障害児に対する育成医療を給付する。

対 象……肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害、
内臓障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

23年度予算 15,710千円

障害者自立支援医療給付事業

（昭和29.更生医療給付事業発足、平成18.4制度改正）〔障害者自立支援法第54条〕

自立した日常生活または、社会生活を営むことを促進するため、障害を除去または軽減し身体障害者の更生のために必要な医療を給付する。

対 象 医 療 人工血液透析、ペースメーカー植え込み術等

給 付 方 法 現物給付（原則医療費の1割を自己負担）

受 給 者 数 1,183人（平成23年4月1日現在）

23年度予算 418,344千円

心身障害者医療助成事業〔高齢者等の医療費の助成に関する条例〕

① 65歳未満（昭和49年7月実施）（療育手帳B……平成7年10月実施）

対 象 者 身体障害者1～3級および療育手帳A、B（入院のみ）の所持者もしくはI
Q35以下の者（所得制限有）

助 成 額 医療保険による医療費の自己負担額

助 成 方 法 現物給付方式（一部償還方式）

助成対象者 4,977人（平成23年4月1日現在）

② 65歳以上（昭和58年2月実施）

対 象 者 身体障害者1～3級、4級の言語障害・音声障害、4級の下肢障害の一部お
よび療育手帳A、B（入院のみ）の所持者もしくはIQ35以下の者（所得制
限有）

助 成 額 医療保険による医療費の自己負担額

助 成 方 法 償還方式

助成対象者 7,056人（平成23年4月1日現在）

③ 23年度予算額 1,448,669千円

はり・きゅう・マッサージ施術助成

- ① 70歳以上の者、65歳以上で一定の障害を持った者を対象に、施術1回当たり1,200円の助成を行う。
- ② 22年度助成件数 22,090件
- ③ 23年度予算額 27,600千円

4 救急、休日診療対策

急病診療事業委託費

金沢総合健康センターで夜間の診療を実施

診療科目 内科、小児科

診療時間 午後7時～午後11時（毎日）

医療機関案内 午後7時～翌朝午前9時（診療時間終了後は自動応答）

金沢総合健康センターへ委託

休日当番医制度

日曜、祝日、年末年始に在宅当番医による救急医療体制を確保（7科12医院）

診療科目 内科、小児科、産婦人科、皮膚・泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、
外科・整形外科

受付時間 午前9時～午後6時

金沢市医師会で実施

休日歯科診療医制度

日曜、祝日、年末年始の歯科救急医療体制を確保 2 医院

金沢市歯科医師会で実施

休日保険薬局制度

土曜、日曜、祝日、年末年始の薬剤処方箋の応需体制を確保 3 薬局

金沢市薬剤師会で実施

病院群輪番制事業

土曜夜間及び休日における、金沢総合健康センター夜間急病診療所、在宅当番医（第一次救急医療体制）に連動する第二次救急医療体制を確保 実施医療機関11（うち7機関に対し補助）

5 精神保健福祉

精神に障害のある人の社会復帰の促進を図るとともに、ストレス社会、高齢化社会に伴う市民のこころの健康づくりやこころの健康相談等のため、各種健康相談、教室、広報活動等を実施している。

(22年度実績)

訪問指導					
実	延				
	老人精神	社会復帰	アルコール	心の健康づくり	その他
人	人	人	人	人	人
151	21	315	3	52	23

面接相談						電話相談	関係機関連絡
実	延					延	延
	老人精神	社会復帰	アルコール	心の健康づくり	その他		
人	人	人	人	人	人	人	件
298	18	355	32	235	24	2,101	584

精神障害者社会復帰支援事業					
家族教室		自立支援教室		精神保健ボランティア講座	
開設数	参加数	開設数	参加数	開設数	参加数
4	97	3	58	5	171

こころの健康づくり事業							
ライフステージ別 こころの健康アップ講座							
青年期		子育て親		働き盛り			
開設数	参加数	開設数	参加数	開設数	参加数		
1	17	1	20	1	37		
地区別うつ予防研修会		自殺予防研修会うつ予防連絡会		講演会健康教育		自殺予防講演会	
開設数	参加数	開設数	参加数	開設数	参加数	開設数	参加数
3	173	1	99	14	764	1	800

	組織育成					
	当事者会等	家族会	断酒会	地域活動支援センター等	ボランティア	計
支援回数	0	18	0	21	19	58

6 難病支援

在宅の難病患者に対し、在宅療養上の相談・支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と生活の質（QOL）の向上に資することを目的として、講演会・療養相談会の開催及び訪問・面接・電話相談や自助グループ（友の会）支援を実施している。

（平成22年度活動実績）

区 分	回数	参加者または相談者
講演会	3回	83人
療養相談会	1回	28人
自助グループ支援	7回	-
訪問指導	-	71件
面接・電話相談	-	238件

7 保健所・福祉健康センター

区 分	泉野福祉健康センター	元町福祉健康センター	金 沢 市 保 健 所 駅西福祉健康センター
所 在 地	泉野町6丁目15番5号	元町1丁目12番12号	西念3丁目4番25号
人口・世帯数 (平成22年1月1日現在)	169,022人 73,655世帯	124,759人 53,086世帯	152,199人 61,649世帯
敷 地 面 積	3,403.39㎡	1,968.00㎡	5,713.38㎡
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 6階建	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 5階建
延 床 面 積	3,116.32㎡	2,428.32㎡	10,464.00㎡
開 設 年 月 日	昭和49年4月1日	昭和53年4月10日	平成6年10月24日
改 修 年 月 日	平成8年10月1日	平成10年11月1日	
建 設 費	改修 837,683千円 当初 195,695千円	改修 767,970千円 当初 311,330千円	5,517,792千円

8 金沢健康プラザ大手町

所 在 地	大手町3番21号、23号	
開 設 年 月 日	平成17年11月27日(東館)、昭和57年5月26日(西館)	
敷 地 面 積	2,014.19㎡	
建 物 構 造	(東 館) 鉄筋コンクリート造4階建・地下1階	(西 館) 鉄筋コンクリート造4階建・地下1階
延 床 面 積	1,761.452㎡	2,515.663㎡
建 設 費	改修費 219,529千円	建設総事業費 698,000千円 (初度調弁費 139,667千円を含む)
施 設 内 容	<p>(東 館)</p> <p>1 階 情報ルーム、健康スタジオ1、健康スタジオ2、スタッフルーム</p> <p>2 階 金沢市医師会</p> <p>3 階 第1研修室、第2研修室、健康相談室1、健康相談室2</p> <p>4 階 大研修室</p> <p>(西 館)</p> <p>1 階 夜間急病診療所(毎夜間 午後7時～午後11時)</p> <p>2 階 (財)金沢総合健康センター事務室、金沢・訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所、健康教育ホール、健康相談室3</p> <p>3 階 学校保健カウンセラー室、学校環境衛生室、耳鼻科室、眼科室他</p> <p>4 階 第3研修室、第4研修室、栄養研修室</p>	
開 館 時 間	午前9時～午後5時	
休 館 日	祝日、年末年始(12/29～1/3) (夜間急病診療所は年中無休)	
利 用 状 況 等	夜間急病診療所受診者数 東館来館者数	6,153人 23,051人
管 理 運 営	財団法人 金沢総合健康センター	

9 食生活改善

地域住民の食生活改善を図ることを目的として、妊産婦、乳幼児、学童、青年、成人、高齢者、障害者等生涯を通じての健康づくりのため、食事や栄養に関する指導や相談に応じている。

さらに特定給食施設の栄養・調理担当者等に対して、適切な指導を行うことにより、喫食者ひいては住民の健康増進に努めている。

(1) 一般栄養指導

区 分	総 数	妊産婦	乳幼児	親 子	学 童	青 年	成 人	高齢者	
個別指導延人数	16,333	537	14,130	0	1	0	1,149	516	
集 団 指 導	回 数	336	20	151	11	6	17	81	50
	延人数	9,378	530	5,314	217	257	706	1,611	743

(2) 国民健康・栄養調査

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
指定調査地区	1 地区 19世帯 55人	2 地区 25世帯 47人	2 地区 27世帯 67人

(3) 特定給食施設に対する指導

区 分	総 数	栄 養 士	調 理 師 等
個別指導延施設数	172		
集 団 指 導	実施回数	3	2
	延施設数	193	116

(4) 食生活改善推進員育成事業

区 分	推進員養成講座	推進員による地区活動
回 数	1 回 (5日コース)	1,564
人 数	4 人	16,584

10 医療施設等

病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所に関する許可、届出事務のほか、医療施設等の適正な管理を通じて安全な医療の提供を確保することを目的に病院、診療所及び衛生検査所等に、立入検査をおこなっている。

医療施設等の立入検査の状況

施設名	施設数	立入検査件数
病院	46	46
診療所（一般）	400(有床診療所48)	36
診療所（歯科）	230	2
助産所	14	0
衛生検査所	10	6
施術所（鍼灸、マッサージ）	248	1
施術所（柔道整復）	169	0
歯科技工所	52	0

11 感染症予防

平成15年11月の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第144号）の改正を踏まえ、海外や国内における感染症の発生動向等を把握し、迅速かつ的確な対応とともに、国、県等と連携して感染症の発生及びまん延防止を図っている。

(1) 一類・二類・三類感染症発生状況

(単位：人)

分類	病名	平成21年	平成22年
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう	—	—
二類感染症	結核	76	77
	急性灰白随炎	—	—
	ジフテリア	—	—
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	—	—
	鳥インフルエンザ（H5N1）	—	—
三類感染症	コレラ	—	—
	細菌性赤痢	—	1
	腸管出血性大腸菌感染症	37	26

*平成19年4月から、結核が二類感染症となる。

(2) エイズ・クラミジア抗体検査・相談

区 分	相 談 件 数	H I V抗体検査	クラミジア抗体検査
平成22年度	716	518	429

(3) 性感染症予防講座

平成12年7月より、中高校に出向いて性感染症予防に関する健康教育を実施している。

区 分	学 校 数	参 加 者 数
平成22年度	6校	1,824人

(4) 新型インフルエンザ対策

平成21年4月新型インフルエンザ発生に伴い、感染拡大防止の広報・普及を行った。なお、新型インフルエンザは、平成23年3月31日より季節性インフルエンザ対策へ移行された。

広報・普及活動

市広報掲載	2回
市ホームページ掲載	随時
テレビ出演	3回
健康教育	10回
研修会（社会福祉施設）	1回
ハートネット（医療機関）	随時
高齢者施設等パンフレット配布	700枚

12 結核対策

ア 概 要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核の発生の予防と早期発見に努め、まん延防止を図っている。平成22年は、新登録者の60%が70歳以上の高齢者であることから高齢者対策が重要となっている。

平成19年4月1日より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の二類感染症となる。(結核予防法の廃止)

イ 結核登録者の状況

区 分	年末時 現在 登録者数	新登録 患者数 ※含まず	罹 患 率 (人口10万対)	有 病 率 (人口10万対)	喀痰塗抹 陽性者数(人) (新登録者再掲)	喀痰塗抹陽性者 罹患率 (人口10万対)	潜在性結 核感染症 ※(別掲)
平成18年	151	79	17.4	11.4	31	6.8	4
平成19年	142	68	14.9	9.2	30	6.6	4
平成20年	137	63	13.8	11.8	26	5.7	6
平成21年	147	61	13.3	10.3	26	5.7	12
平成22年	128	67	14.6	9.4	19	4.1	9

13 狂犬病対策

ア 概 要

狂犬病予防法に基づき予防員を配置し、犬の登録及び年1回の狂犬病予防注射を実施するとともに、同法及び石川県犬の危害防止条例に基づき常時野犬の捕獲、放し飼い犬による被害防止に努めている。

イ 小動物管理センター

昭和49年に高柳町に小動物管理センターを建設し狂犬病予防業務を行ってきたが、施設の老朽化に伴い平成16年4月より才田町に移転し、従来からの業務の他、専任の獣医師を配置し飼い主に対する指導、ペット相談等の業務を強化した。

ウ 平成22年度末現在の犬の登録頭数

登録頭数 17,395頭

エ 平成22年度抑留犬数

抑 留 犬 数			処 分 数			
捕 獲	引き取り	計	返 還	譲 渡	処 分	計
29	68	97	38	27	32	97

14 動物の愛護及び管理に関する法律関係

ア 概 要

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者の届出の受付、施設の監視を行っている。

また、泉野・元町・駅西福祉健康センター及び小動物管理センターの4カ所を窓口として、不要犬及び猫の引き取りを行っている。これら飼い主のいない概ね生後3ヶ月前後の犬や仔猫は、飼育を希望する人に譲渡を行っている。

イ 平成22年度動物取扱業施設数と監視状況

許可(施設)数	新規届出件数	廃止件数	監視件数
111(79)	7	4	111

Ⅱ 環 境 衛 生

保健所において、日常生活に不可欠なサービスを提供する理・美容所、クリーニング、興行場、旅館業、公衆浴場、特定建築物、遊泳プール、簡易専用水道および温泉利用施設などの環境衛生関係の施設の許可・確認、届出事務のほか、これらの衛生を確保するため監視指導を行っている。

環境衛生関係営業施設数および許可・確認、廃止、監視指導状況

施設の 種類 区分	総 数	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	興 行 場	旅 館 業	公 衆 浴 場	特 定 建 築 物	遊 泳 プ ール	飲料水施設		温 泉 利 用 施 設
										簡 易 専 用 水 道	そ の 他 の 施 設	
施 設 数	3,123	513	963	470	17	190	112	235	20	484	53	66
許可・確認 届出・件数	103	13	40	29	0	3	3	6	0	4	2	3
廃止件数	170	14	24	106	0	2	5	9	0	7	0	3
監視指導 件数	478	19	49	179	0	66	20	26	15	36	30	38

環境衛生関係苦情処理件数

総 数	営業施設の 不 潔	排水路の 不備・不潔	飲料水の 管理不備	そ族害虫の苦 情および相談	そ の 他
28	6	0	2	5	15

家庭用品試買試験

家庭用品による健康被害を未然に防止するため、繊維製品、25検体を試買し、規制されているホルムアルデヒドについて検査を実施したが、基準を超える不適品はみられなかった。

食 品 衛 生

飲食店、特定給食施設、食品の製造・販売及び中央卸売市場などの食品関係施設については、毎年「食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒の防止、不良食品の排除にむけての監視指導や食品の収去検査を行っている。

また、食品衛生に関する施策やその実施状況等について、市民や事業者との双方向の対話を進めるため、「食の安全・安心懇話会」を設置し、活発な意見交換を行っている。さらに、金沢市食品衛生協会と連携して食品衛生講習会等を開催し、衛生思想の普及向上と自主管理の徹底を図っている。

食品衛生関係営業施設と監視指導状況

許可を要する施設

施設の 種類 区分	総 数	飲 食 店	菓 子 製 造 業	魚 介 類 販 売 業	魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	喫 茶 店 営 業	乳 類 販 売 業	食 肉 販 売 業	豆 腐 製 造 業	そ う ざ い 製 造 業	そ の 他
施設数	10,911	6,247	671	426	19	1,434	1,155	423	34	157	345
継続許可	676	307	35	37	1	170	81	25	1	9	10
新規許可	990	592	81	39	0	117	96	35	1	5	24
廃業届	903	527	59	21	1	110	124	29	2	6	24
調査監視 指導延許 可施設数	7,506	2,488	661	1,525	43	241	429	1,357	51	186	525

許可を要しない施設

施設の 種類 区分	総 数	給食施設				食 品 製 造 業	野 菜 果 物 販 売 業	そ う ざ い 販 売 業	菓 子 販 売 業	食 品 販 売 業	器 具 ・ 容 器 ・ 包 装 ・ お も ち ゃ の 製 造 ま た は 販 売 業 な ど の 他 の 製 造 業	そ の 他
		学 校	病 院 ・ 診 療 所	事 業 所	そ の 他							
施設数	3,088	29	97	0	90	229	495	482	692	575	271	128
指導延 施設数	4,797	28	63	0	90	17	1,074	932	374	1,823	211	185

食品等の収去検査

検体の 種類 区分	総 数	魚 介 類 及 び そ の 加 工 品	肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品	穀 類 及 び そ の 加 工 品	野 菜 類 ・ 果 実 及 び そ の 加 工 品	乳 及 び 乳 製 品 ・ アイ ス ク リ ー ム 類 等	菓 子 類	そ の 他 の 食 品 等
試験をした検体数	749	123	266	15	102	6	57	180

食品衛生関係苦情処理相談件数

総数	異物混入 (虫体以外)	害虫混入 (虫体)	カビ発生	食品取扱施設 の苦情	腐敗	表示	有症苦情	その他
104	20	1	1	6	6	3	37	30

行政処分と違反内容件数

区分	行政処分内容							違反内容								
	告 発	営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	廃 棄 命 令	回 収 命 令	その他始末書等	異 物 混 入	腐 敗 変 敗	細菌汚染カビ発生	添加物過量使用	施設基準	規格違反	表示違反	無許可営業	その他
件数	—	—	4	—	1	1	12	—	—	4	—	—	1	2	10	—

食中毒発生状況

食中毒の発生件数は7件、患者数は115人であった。

薬事業務

薬事法に基づく一般販売業および特例販売業の施設の監視を行い、医薬品等の適正広告の監視指導、無許可薬品の排除、不正表示品の排除を行っている。

薬事関係営業施設と監視指導状況

区分	施設の種類の	一般販売業	特例販売業	店舗販売業
施設数	許可施設数	15	24	86
	継続	1	1	0
	新規	0	0	18
	廃止	10	5	5
	監視件数	1	0	64
違反件数	行政処分件数	0	0	0
	違反件数	0	0	17

毒物劇物業務

毒物及び劇物取締法に基づき、一般販売業、農業用品目販売業及び特定品目販売業の施設の登録受け付けを行っている。また毒物劇物による保健衛生上の危害発生防止のため、適正な取り扱いについて販売業者の監視指導を実施している。

施設の種類		一般販売業	農業品目販売業	特定品目販売業	計
区分	登録施設数	324	30	10	364
	新規登録施設数	18	1	1	20
	更新登録施設数	102	14	4	120
	廃止施設数	34	1	2	37
	監視施設数	103	10	4	117
違反	違反施設数	5	0	0	5
	行政処分	0	0	0	0

食肉衛生検査業務

と畜場法に基づき、食肉の安全を図るため、と畜検査を実施している。

所在地 金沢市才田町戊370-2

と畜検査頭数

畜種	牛	こうし	馬	豚	めん羊・山羊	合計
頭数	9,169	20	0	55,165	0	64,354

牛海綿状脳症スクリーニング検査頭数

平成13年10月18日より、石川県金沢食肉流通センターでと畜される牛全頭を対象にスクリーニング検査を実施している。

ア 生後24ヵ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈する牛

イ 生後30ヵ月齢以上の牛

ウ その他（ア及びイ以外の）牛

ア	イ	ウ	計	陰性数
193	4,124	4,864	9,181	9,181

生体検査後に死亡し解体禁止となった牛6頭、と殺禁止となった牛2頭については、県家畜保健衛生所でスクリーニング検査を行っている。

化製場等 営業施設数及び許可・確認・廃止監視指導

区分	施設の種類	総数	化製場	死亡獣畜取扱場	畜舎・家きん舎
施設数		23	3	1	19
許可・確認届出・件数		1	0	0	1
廃止件数		12	0	0	12
監視件数		43	16	8	19

畜鶏舎等の苦情処理件数

畜鶏舎の不潔・悪臭
1

Ⅲ 医 療 保 険

国民健康保険

1 制度のあらまし

(1) 被保険者の状況

年度	国 保 該 当		全市に対する加入率	
	世帯数	被保険者数	世 帯	被保険者
20	62,576世帯	106,783人	34.02%	24.12%
21	63,184	107,289	33.93	24.16
22	64,851	109,471	35.58	24.62

(2) 保険料

ア 賦課方法

賦課方式 市民税所得割方式

- ・保険料の納付義務者は世帯主
- ・世帯内の国保加入者全員の所得割、平等割、均等割で算定する。

年 度			21	22	23
料 率 (年 額)	所得割	医療分	240%	240%	240%
		支援分	60%	60%	60%
		介護分	60%	60%	84%
	平等割	医療分	24,000円※	24,000円※	24,000円※
		支援分	6,720円※	6,720円※	6,720円※
		介護分	4,320円	4,320円	5,160円
	均等割	医療分	24,000円	24,000円	24,000円
		支援分	6,960円	6,960円	6,960円
		介護分	8,280円	8,280円	9,120円
賦課限度額		医療分	470,000円	500,000円	510,000円
		支援分	120,000円	130,000円	140,000円
		介護分	100,000円	100,000円	120,000円
賦課期日			4 月 1 日		
納 期			毎月末		
納付回数			12 回 (普通徴収) 平成20年10月より年金天引き (特別徴収) 開始		

※ 特定世帯については医療分12,000円、支援分3,360円

特定世帯とは、同一世帯にいる国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、被保険者が1人になる世帯(5年間)

イ 平均保険料調定額（現年度分）

（単位：円）

年度		20	21	22（見込）
医療分	1世帯当たり	124,571	120,289	111,342
	1人当たり	72,758	70,670	65,802
支援分	1世帯当たり	28,468	31,797	29,668
	1人当たり	16,627	18,669	17,533
介護分	1世帯当たり	28,688	26,531	24,044
	1人当たり	23,565	21,897	19,681

ウ 収納状況（現年度分）

（単位：千円）

年 度		20	21	22（見込）
医療分	調定額	7,774,376	7,601,240	7,218,794
	収納額	6,917,324	6,704,501	6,397,611
	収納率	88.98%	88.20%	88.62%
支援分	調定額	1,776,644	2,008,024	1,923,511
	収納額	1,588,456	1,772,886	1,705,107
	収納率	89.41%	89.29%	88.65%
介護分	調定額	908,582	838,601	787,496
	収納額	789,404	718,311	679,613
	収納率	86.88%	85.66%	86.30%
全体分	調定額	10,459,602	10,447,865	9,929,801
	収納額	9,295,184	9,215,698	8,782,331
	収納率	88.87%	88.02%	88.44%

エ 保険料の納付方法

普通徴収（納付組合、納付書または口座振替）、特別徴収（年金天引き）により納付。

・保険料納付組合（平成23年5月1日現在 201組合）

納付組合は地域住民の自主的な組織で、おおむね町内会を単位として組織され、規約により運営されている。納付奨励金は予算の範囲内で決定する。

平成21年度

種 類	交 付 率 等
納 期 限 内 の 納 付	納付額の1.57%相当額+件数1件につき50円
納期限後 翌月にわたる納付	納付額の0.60%相当額+件数1件につき50円
納 付 奨 励 金 支 払 額	6,117千円 平均1.77%

オ 保険料の減額、減免

前年中の所得が、条例で定める所得基準を下回る世帯については、保険料（平等割額と均等割額）を減額する。

減額対象所得※の基準額	減額割合
33万円	7割
33万円 + (24万5千円 × 世帯主を除く国保被保険者数 及び特定同一世帯所属者の数)	5割
33万円 + (35万円 × 国保被保険者数 及び特定同一世帯所属者の数)	2割

※65歳以上で公的年金を受給している方は、年金所得から15万円を引く

また、災害等により、保険料を納めることが困難なときは、申請により保険料を減免する制度がある。

2 保険給付

(1) 給付内容

ア 医療機関での窓口負担

年齢区分	負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学から69歳まで	3割
70歳以上 (一定以上所得者)	2割※ (3割)

※平成24年3月までは1割に据え置き

イ 高額療養費

医療機関に支払った1ヶ月の窓口負担が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、申請により超えた分を高額療養費として払い戻す。

① 70歳未満

所得区分	自己負担限度額（月額）
上位所得者	150,000円 + (かかった医療費 - 500,000円) × 0.01
一般	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 0.01
住民税非課税	35,400円

② 70歳～74歳

所得区分		自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
一定以上所得者		44,400円	80,100円＋（かかった医療費－267,000円）×0.01
一般		12,000円	44,000円
住民税 非課税	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

ウ 保険給付（一般＋退職）

（単位：千円）

年 度	20	21	22（見込）
療養給付費	25,869,877	26,233,073	27,532,363
療養費	400,102	412,404	402,223
高額療養費	3,164,255	3,337,346	3,631,225
出産育児一時金	163,240	173,752	183,614
葬祭費	34,400	31,650	31,200

エ 医療費諸率（一般＋退職）

年 度	受診率（％）	1件あたり日数 （日）	1日あたり費用額 （円）	1人あたり費用額 （円）
20	98,453	2.38	11,965	272,577
21	98,165	2.33	12,221	279,063
22（見込）	95,494	2.35	12,792	287,532

（2） 老人保健拠出金

年 度	20	21	22（見込）
老人保健医療費拠出金	1,168,935千円	373,944千円	95,477千円

3 国民健康保険運営協議会（昭和29年10月1日設立）

国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、市長の諮問機関として設置されている。委員数14人で任期は2年。開催回数は年2回（H22）。

《委員構成》

ア 被保険者を代表する委員	4人
イ 保険医または保険薬剤師を代表する委員	4人
ウ 公益を代表する委員	4人
エ 被用者保険等保険者を代表する委員	2人

4 保健事業

(1) 医療費通知（昭和56年2月20日開始）

被保険者に健康に対する意識を深めさせ、ひいては国保事業の健全な運営に資するため年間6回2ヶ月分ごとの医療費について、受診した世帯に通知する。

通知内容 診療年月、診療者氏名、区分、日数、医療費総額、医療機関名

通知時期

診療月	1・2月	3・4月	5・6月	7・8月	9・10月	11・12月
通知月	5月	7月	9月	11月	1月	3月

(2) 脳ドック受診料助成事業（平成8年4月1日開始）

脳疾患の予防及び早期発見、早期治療を目的とし、脳ドックの受診料を助成する。

対象者 200人

45～74歳の保険料完納の被保険者で、過去5年以上当助成制度を利用していない者（申込者多数の場合は抽選）

助成額 検査費用40,000円のうち28,000円（7割相当額）

年度	20	21	22
申込者	308人	319人	371人
受診者	200人	200人	200人

5 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）であり、40～74歳の金沢市国民健康保険加入者を対象としている。

年 度		21	22（見込）
特定健康診査	対象者	68,063人	69,284人
	受診者	21,682人	22,089人
	受診率	31.9%	31.9%
特定保健指導	対象者	2,585人	2,560人
	終了者	248人	271人
	実施率	9.6%	10.6%

後期高齢者医療制度

1 制度のあらまし

運営主体	石川県後期高齢者医療広域連合（各都道府県毎に設置）
対象者	75歳以上の方（一定の障害のある方は65歳以上）
保険料	①所得割額：被保険者の基礎控除後の総所得金額×所得割率 ②均等割額
保険料の納付方法	原則として特別徴収（年金天引き） ただし、次の①～③のいずれかに該当する方を除く ①年金額が年額18万円未満の方 ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方 ③口座振替による納付を申し出た方
利用者負担	1割負担（現役並み所得がある方は3割負担）

2 保険料

平成22年度・23年度の保険料（原則2年ごとの改定）

所得割率	8.26%
均等割額	45,240円

- ・ 保険料は石川県後期高齢者医療広域連合が設定
- ・ 保険料の徴収は市町村

3 保険料の減額

ア 前年中の所得が、条例で定める所得基準を下回る世帯については、保険料（均等割額）を減額する。

減額対象所得（※1）の基準額	減額
33万円	7割（※2）
上記7割減額世帯において被保険者全員が年金収入80万円以下 （その他の所得がない）	9割
33万円＋（24万5千円×世帯主を除く被保険者数）	5割
33万円＋（35万円×被保険者数）	2割

※1 65歳以上で公的年金を受給している方は、年金所得から15万円を引く

※2 平成23年度においては7割 → 8.5割となる

イ 所得割を負担される方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が一律5割減額となる。

- ウ 被用者保険（健康保険・共済組合等）の被保険者の被扶養者であった方は、均等割額が9割減額し所得割額が無料となる。

第13 社会福祉関係諸施設、機関等

1 施設の状況

(平成23年6月現在)

施設	県立	市立	その他	計
保育所	1カ所	13カ所	97カ所	111カ所
母子生活支援施設			1	1
児童クラブ			80	80
障害者自立支援施設			42	42
乳児院			1	1
児童養護施設			4	4
児童家庭支援センター		1		1
肢体不自由児施設			1	1
知的障害児施設			2	2
老人ホーム等			6	6
老人福祉センター等	1	6		7
救護施設			2	2
善隣館			12	12
児童館	1	31		32
重症心身障害児(者)施設			3	3
障害児通園サービス施設		1	5	6

2 機関および団体一覧表

(平成23年6月現在)

名称	会員数	所在地	電話番号	代表者
金沢市母子寡婦福祉連合会	600人	三社町1-44 県女性センター	224-3417	山崎 芳子
金沢市遺族連合会	1,600	石引4丁目18-1	223-7655	小林 茂隆
金沢市社会福祉協議会		高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	武村 昇治
金沢市福祉サービス公社		芳斉2丁目3-28	260-0071	宮島 伸宜 (理事長)
金沢市老人連合会		彦三町1丁目15-5 金沢市中央公民館彦三館	262-4600	乙村 董
金沢手をつなぐ親の会	750	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	261-7840	寺田外喜男
金沢市身体障害者団体連合会	1,200	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	262-6660	上地 成佳
石川県肢体不自由児協会 金沢支部	150	本多町3丁目1-10 県社会福祉会館	224-6126	金子 聡子 (支部長)
日赤石川県支部金沢市地区 (62分区)		広坂1丁目1-1 市福祉総務課	220-2278	山野 之義 (地区長)
金沢市児童クラブ協議会	80クラブ	広坂1丁目1-1 市こども福祉課	220-2299	吉田 昭生
石川県児童養護協議会	11施設	本多町3丁目1-10 県社会福祉会館	224-1211	側垣 二也
金沢市傷痍軍人会	120	本多町3丁目1-10 県社会福祉会館	222-2427	武部 敏克
金沢保護区保護司会	200	西念3丁目4-1 金沢駅西合同庁舎	222-6237	若林 茂樹
社会を明るくする運動 金沢市実施委員会		西念3丁目4-1 金沢駅西合同庁舎	222-6237	山野 之義 (委員長)
金沢市民生委員推薦会		広坂1丁目1-1 市福祉総務課	220-2278	荒崎 良徳
金沢市児童館連絡協議会	31館	小坂町西8-11 城北児童会館	251-0444	嶋口外樹正
金沢市介護サービス事業者連絡会	210法人	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	松原 三郎

3 社会福祉施設一覧表

(平成23年6月現在)

施設の種類	名 称	経営 主体	定員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
乳 児 院	聖霊病院聖霊乳児院	社法	35	鉄筋コンクリート造3階建	長町1丁目 5-30	湯沢 昌子	223-2878	昭27. 5. 17
児童養護施設	聖霊病院聖霊愛児園	社法	70	"	"	"	261-9812	昭27. 5. 17
	享 誠 塾	"	70	"	平和町3丁目 23-5	生山 匡	241-1514	昭40. 5. 1
	梅 光 児 童 園	"	40	鉄筋コンクリート造2階建	石引4丁目6-1	斉藤 忠夫	231-3984	昭27. 4. 1
	林 鐘 園	"	40	鉄筋コンクリート造3階建	東兼六町18-7	荒崎 良徳	262-3811	昭22. 10. 28
児童家庭支援センター	こども家庭支援センター金沢	社法	-	鉄筋コンクリート造2階建	平和町3丁目 23-5	生山 匡	243-8341	平14. 12. 1
障 害 者 自 立 支 援 施 設	ハビリポート若葉	社法	210	鉄筋コンクリート造3階建	別所町ク-10	古田 秀一	247-6787	平 7. 11. 1
	ふ じ の き 寮	"	90	鉄筋コンクリート造2階建	上中町ト7-1	柳下 道子	229-1464	昭49. 6. 1
	希 望 が 丘	"	児童30 成人83	"	小池町九40	嵯峨 元	257-5211	昭44. 4. 1
	愛 育 学 園	"	80	"	北袋町イ101	柳下 道子	235-8800	平13. 4. 1
	ア カ シ ヤ の 里	"	50	耐火鉄骨造2階建 (一部地下1階建)	栗崎町5丁目 3-1	松田 輝次	237-0294	昭59. 8. 1
	たけまた友愛の家	"	35	木造2階建一部 鉄骨平屋建	東原町フ14-2	寺田外喜男	257-7830	平 5. 4. 1
	鈴見台虹の家	"	25	鉄筋コンクリート造2階建	鈴見台5丁目 7-13	"	261-7870	平 9. 7. 1
	若草福祉作業所	"	55	"	十一屋町4-34	平田 敏雄	244-7731	昭51. 2. 1
	若草福祉作業所分場 「コスモス」	"	10	木造2階建	宝町8-1	"	224-6933	平元. 4. 1
	多機能型作業所 やちぐさ	"	38	鉄筋造一部2階建	牧町チ71	浅田 平七	251-5139	昭62. 4. 1
	聖ヨゼフ苑作業所	"	60	鉄筋コンクリート造2階建	打木町東155	野村 純一	240-6221	平 3. 4. 1
	あけぼの作業所	"	40	"	三口新町1丁目 8-1	古田 秀一	263-7694	平 8. 4. 1
	夢 工 房	"	40	"	みどり3丁目 130	小林 富彦	269-0680	平12. 4. 1
	ワークショップ ひなげし (就労支援センターひなげし)	"	22 (20)	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	若草町12-7	瀬町 隆一	243-0326	平16. 4. 1
	彦三のぞみ苑	"	35	鉄筋コンクリート造5階建	彦三町2丁目 12-12	寺田外喜男	221-5800	平18. 4. 1
	ひろびろ作業所	"	37	鉄骨造平屋建	大桑町タ1-18	瀬町 隆一	260-0806	平 2. 4. 1
	工房シテイ	"	40	鉄筋コンクリート造2階建	栗崎町5丁目 3-1	林 律子	238-2111	平14. 4. 1
	金沢湖南苑 (障害福祉サービスセンターこなん)	"	100 (25)	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部2階建)	忠繩町380	駒井 一晴	258-6001	平 9. 4. 1
	金沢ふくみ苑 (障害福祉サービスセンターふくみ)	"	50 (25)	鉄筋コンクリート造2階建	福増町南16	"	214-3701	平14. 4. 1
	ワークショップひなげし リサイクル工場	"	20	"	福増町北 204-22	瀬町 隆一	243-0326	平21. 8. 1
医 王 病 院	独法	70	"	岩出町ニ73	関 秀俊	258-1800	平18. 10. 1	

施設の種類	名 称	経営主体	定員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
障 害 者 自立支援施設	自立就労支援センター い し び き	医財	40		石引1丁目1-1	松原 三郎	216-5310	平19. 4. 1
	多機能型事業所ながさか	医法	24		長坂町ヲ103	前田 義樹	280-5600	平19. 4. 1
	障害福祉サービス事業所 鳴 和 の 里	社法	20		高柳町10字 106-1	加藤 悦大	252-7344	平19. 4. 1
	エイブル ベランダBe	〃	16		三馬1-369	雄谷 良成	241-1200	平18. 4. 1
	キッズ・ベランダBe	〃	10		高尾1丁目27-1	雄谷 良成	269-3663	平21. 3. 1
	グローバルふくひさ	有限	40		福久町ホ13-1	斎藤 晃宏	257-2310	平18.10. 1
	グローバル千木	〃	20		千木町ワ42	〃	255-6547	平23. 4. 1
	オープンハウスクローバー	NPO	22		小立野3丁目 17-5	義 桂子	264-9272	平18.10. 1
	ワークプラザますいずみ	社法	30		増泉1丁目 19-23	前田 義樹	243-1822	平18.10. 1
	ハッピータウンクオレ	社法	40		伏見台1丁目 6-13	竹澤 敦子	244-8081	平20. 2. 1
	び あ も ー る	株式	20		大額1-352	斎藤 晃宏	213-5131	平20.10. 1
	サンサンクラブかがやき	NPO	22		間明町1-344	西脇 恵	218-7816	平20.11. 1
	ふれあい工房たんと 弥 生	NPO	10		弥生1-23-4	酒井 健二	201-1600	平20.12. 1
	ふれあい工房たんと 小 坂	〃	10		小坂町中18-2	〃	255-0816	平23. 4. 1
	ぼればれ工房山の家	NPO	22		三小牛町イ3-2	沼澤 千加	287-3414	平21. 4. 1
	多機能型事業所 ますますくらぶ	医社	26		大浦町ホ24-1	青木劍一郎	238-3555	平22. 1. 1
	パッチワーク	社法	20		長田本町チ20-3	柚木 光	223-3500	平22. 5. 1
	障害福祉サービス 事業所「いそべ」	〃	6		磯部町ホ25-1	寺田外喜男	225-8964	平23. 5. 1
	金沢クリーンワークス	〃	25		高岡町7-25	〃	261-7840	平23. 5. 1
	やよい	株式	20		弥生2-9-10	米山 永力	243-0841	平23. 4. 1
生活支援センター 雪見橋ワークス城南	社法	28		城南1-8-20	柳下 道子	262-2262	平23. 4. 1	
福祉ホーム	あ お ぞ ら	〃	7	鉄筋コンクリート造2階建	栗崎町5丁目 3-1	林 律子	238-2111	平14. 4. 1
	た ん ぼ ぼ	〃	10		福増町南16	駒井 一晴	214-3700	平22. 7. 1
地 域 活 動 支援センター	ピアサポート い し び き	医財	-		石引2丁目1-2	松原 三郎	231-3316	平19. 4. 1
	あ る ふ あ	医社	-		増泉1丁目20-17	岡部美根子	280-9147	平19. 4. 1
	金沢市社会福祉協議会	社法	-		高岡町7-25	武村 昇治	231-3571	平19. 4. 1
	泉 野 苑	財法	15		泉野町6丁目 15-5	宮島 伸宜	226-1155	平19. 4. 1
	独立行政法人国立病院 機 構 医 王 病 院	独法	10		岩出町ニ73-1	関 秀俊	258-1180	平19. 4. 1
	金沢市視覚障害者 協会文化交流センター	任団	-		芳斉1丁目 15-26	柳 鉄志	222-8782	平19. 4. 1

施設の種類	名 称	経営 主体	定員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
地域活動 支援センター	ハートワー キングセンター	NPO	19		御影町8-32	須戸 哲	242-1172	平19. 4. 1
	フリーマーケット A J U	任団	10		平和町2丁目 13-10	日吉 敏子	224-6372	平19. 4. 1
	六ツ星作業所	NPO	15	鉄筋コンクリ ート造4階建	芳斉1丁目 15-26	柳 鉄志	222-8782	平19. 4. 1
	ポピ ー 活動支援センター	社法	10	鉄筋コンクリ ート造2階建	大桑町 中尾山22-1	瀬町 隆一	243-0326	平19. 4. 1
	ろうあハウス	任団	15	木造2階建	野町2丁目 25-6	吉岡 真人	FAX 242-1105	平19. 4. 1
	創 裕 会 ワークスタジオ藍	NPO	25		高島2-150	浦嶋 政彦	255-7531	平19. 4. 1
	クリエーションけやき	社法	19		藤江北1丁目425	加納 正好	266-1898	平19. 4. 1
	い ず み の	NPO	25		泉野町1丁目 1-25	草開 實	280-5503	平19. 4. 1
	ことじ作業所	〃	17		末町9-47-17	藤林外宣雄	229-1520	平19. 4. 1
	キャンワーク	〃	19		黒田1丁目95	福森 隆子	240-7040	平19. 4. 1
	泉 の 家	〃	19		城南2丁目 43-18	高瀬 順子	224-4425	平19. 4. 1
ひまわり教室	市立	20	鉄骨造2階建	十一屋町4-34	山野 之義	243-6786	昭53. 4. 1	
児 童 デイサービス	わ く わ く	NPO	10		長土堀3丁目 8-41	勝田ゆかり	262-0988	平18. 4. 1
	エイブル ベランダBe	社法	10		三馬1-369	雄谷 良成	241-1200	平18. 10. 1
	医王病院	独法	10		岩出町ニ73	関 秀俊	258-1180	平18. 10. 1
	センチュリーきよかわまち	有限	10		清川町3-7	鏑 弘子	241-1145	平20. 10. 1
	キッズベランダBe	社法	10		高尾1丁目27-1	雄谷 良成	296-3663	平20. 4. 1
	なかよしはうす	社法	30	鉄筋コンクリ ート造2階建	吉原町ロ6-2	駒井 一晴	257-3311	平18. 4. 1
知的障害児 通園施設	石川療育センター	社法	60	鉄筋コンクリ ート造2階建	上中町イ67-2	柳下 道子	229-3033	昭43. 4. 1
重症心身 障害児施設	金 沢 療 育 園	〃	55	鉄筋コンクリ ート造2階建	吉原町ロ6-2	駒井 一晴	257-3311	平18. 4. 1
	独立行政法人国立病院 機構医王病院	独法	80	鉄筋コンクリ ート造平屋建	岩出町ニ73	関 秀俊	258-1180	昭44. 5. 1
	石川 整 肢 学 園	社法	入所 45 通園 50	鉄筋コンクリ ート造2階建	吉原町ロ6-2	駒井 一晴	257-3311	平18. 4. 1
肢体不自由児 施 設	養護老人ホーム 向 陽 苑	社法	240	鉄筋コンクリ ート造2階建	三口新町1丁目 8-1	古田 秀一	263-7101	昭16. 1. 1
老人福祉施設	軽費老人ホーム ケアハウスあいびす	〃	150	鉄筋コンクリ ート造7階建	北塚町西440	北本 廣吉	240-3366	平 3. 10. 1
	軽費老人ホーム ケアハウス千木の里	〃	150	鉄骨耐火造8階 建	千木町ホ4-1	橋本 猛彦	257-9300	平 8. 2. 1
	軽費老人ホームケアハ ウスシニアマインド21	〃	75	鉄骨造8階建	山科町午40-1	池田 商洋	241-1177	平16. 5. 23
	金沢春日ケアハウス	医法	110	鉄骨造7階建	元菊町20-1	北中 勇	262-3385	平19. 4. 13

施設の種類	名 称	経営 主体	定員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
老人福祉施設	ファミリーケア城南	社法	72	鉄骨造4階建	城南1丁目21-21	新谷 喜蔵	232-8221	平19.10.1
	金沢市老人福祉センター万寿苑	市立	250	鉄筋コンクリート造3階建	大桑町ヤ1-4	奥出 鉄夫	244-6745	昭48.7.17
	金沢市老人福祉センター松寿荘	"	250	"	金石北3丁目 3-33	荒木田 悟	268-6757	昭53.4.1
	金沢市老人福祉センター鶴寿園	"	250	"	額谷町ヌの1	木谷 孝	298-9355	昭59.4.11
	金沢市小立野老人福祉センター	"	70	鉄筋コンクリート造3階建	小立野4丁目 7-51	吉田 昭生	264-0004	昭54.4.1
	金沢市栗崎老人福祉センター	"	70	鉄筋コンクリート造2階建	栗崎1丁目3	四七 昭夫	238-2632	昭55.4.1
	石川県長寿生きがいセンター	県立	60	"	八田町東1025	谷本 正憲	258-3135	昭57.12.16
	三陽ホーム	社法	100	鉄筋コンクリート造3階建	三口新町1丁目 8-1	古田 秀一	263-7101	昭16.1.
救護施設	三谷の里ときわ苑	社法	150	鉄筋コンクリート造2階建	高坂町ト1	小竹 弘文	257-4946	昭6.2.
	MCハイツ平和	財法	20	鉄筋コンクリート造4階建	平和町2丁目 3-9	河南 俊康	241-4900	昭23.11.6
母子生活支援施設	金沢市立病院	市立		鉄筋コンクリート造	平和町3-7-3	高田 重男	245-2600	昭44.4.
助産施設	金沢医療センター	独法		"	下石引町1-1	能登 裕	262-4161	平17.4.25.
	金沢市福祉作業センター十一屋ことぶき作業場	市立	-	鉄筋コンクリート造2階建	十一屋4-34	西川 昇	241-5958	昭49.12.10
授産施設	石川県視覚障害者情報文化センター	社法	-	鉄筋コンクリート造4階建	芳斉1丁目 15-26	石原 直行	222-8781	昭57.4.1
点字出版施設	石川県視覚障害者情報文化センター	社法	-	"	"	"	222-8781	昭47.4.1
点字図書館	さ か え 寮	社法	4	木造2階建	栗崎町ル27-34	松田 輝次	237-0294	平3.4.1
その他の施設 ケアホーム・ グループホーム	さ く ら	"	6	鉄筋コンクリート造3階建	三口新町1丁目 3-25	古田 秀一	262-6553	平11.10.1
	スターツもみじ	"	5	木造2階建	三口新町1丁目 7-20	"	223-8418	平6.4.1
	スターツあおぼ	"	4	"	涌波2丁目 10-15	"	232-5243	平8.4.1
	若草ホーム	"	5	鉄筋コンクリート造2階建	十一屋町4-34	平田 敏雄	242-7758	平8.4.1
	すみれ荘	"	4	木造2階建	岩出町ハ29-1	嵯峨 元	257-1343	平元.4.1
	ひばり荘	"	4	"	岩出町ニ150	"	257-3774	平10.10.1
	さつき荘	"	4	"	金市町ニ31-4	"	257-0163	平3.4.1
	のぞみ	"	4	"	金市町ホ24-1	"	257-6585	平16.10.1
	だいち	"	4	"	堅田町甲43-8	"	258-5811	平17.10.1
	神宮寺ホーム	"	5	"	神宮寺2丁目 30-7-6	浅田 平七	251-2254	平12.10.1
	グループホーム城南1番丁	"	10	鉄骨造3階建	城南1丁目8-20	柳下 道子	262-2262	平22.4.1
	グループホーム城南2番丁	"	10	"	"	"	"	"

施設の種類	名 称	経営 主体	定員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
その他の施設 ケアホーム・ グループホーム	グループホーム城南3番丁	社法	10	鉄骨造3階建	城南1丁目8-20	柳下 道子	262-2262	平22. 4. 1
	か さ ま い	〃	4	木造2階建	城南1丁目8-3	〃	232-0095	平16. 4. 1
	サークル・アイ	〃	4	〃	笠舞本町1丁目 13-17	〃	222-9077	平 8. 4. 1
	ストリーム・アイ	〃	4	〃	城南1丁目 21-1	〃	263-2456	平10.10. 1
	ひ ま わ り	〃	4	〃	笠舞本町2丁目 28-5	〃	264-8513	平14.10. 1
	に し き	〃	4	〃	錦町1丁目 1-39	〃	222-3224	平16. 4. 1
	さくらまち	〃	4	〃	桜町16-37	〃	262-2240	平16. 4. 1
	こ だ つ の	〃	5	〃	小立野1丁目 2-28	〃	234-1554	平13.10. 1
	さ い が わ	〃	3	〃	城南2丁目40-1	〃	262-3011	平22. 4. 1
	ゆ ず ハ ウ ス	〃	4	〃	小立野3丁目 21-9	〃	261-0740	平22. 4. 1
	さ き う ら	〃	4	〃	小立野1丁目 6-7	〃	262-5004	平22. 4. 1
	はまなすホーム	〃	9	〃	下安原町 208-2	野村 純一	240-8528	平15. 4. 1
	ながさかホーム	〃	5	〃	長坂1丁目 4-43	野間比南子	243-0326	平21. 3. 1
	ホ ー ム 青 空	医社	2	木造平屋建	大浦町ホ55-1	青木劔一郎	239-2238	平18.10. 1
	ホームみらい②	〃	10	鉄筋コンクリ ート造4階建	大浦町ホ24-1	〃	238-3355	平22. 1. 1
	ホームみらい③	〃	12	〃	〃	〃	〃	平22. 1. 1
	ホームみらい④	〃	12	〃	〃	〃	〃	平22. 1. 1
	ホームいこい①	〃	10	鉄筋コンクリ ート造2階建	〃	〃	239-0211	平22. 1. 1
	ホームいこい②	〃	10	〃	〃	〃	〃	平22. 1. 1
	ピ ア 増 泉	〃	6	木造2階建	増泉2丁目8-1	前田 珠美	247-6353	平18.10. 1
	コ ア 増 泉	〃	10	鉄筋コンクリ ート造2階建	増泉1丁目 20-17	〃	280-9104	平20. 4. 1
	あつふるハウス	医	16	木造2階建	長坂町チ15	前田 義樹	280-5858	平19. 4. 1
	ヒ ル ズ 長 坂	医	20	鉄筋鉄骨造 2階建	長坂町ヲ103	〃	280-5600	平19. 4. 1
	ふ た ば 荘	医	6	木造2階建	長坂町チ15	〃	280-5858	平20.10. 1
よ つ ば 荘	医	6	〃	〃	〃	〃	平20. 7. 1	
第一すみれホーム	医財	3	〃	末町9-26	松原 三郎	229-2813	平18.10. 1	
ピ ノ	〃	8	鉄筋コンクリ ート造3階建	三口新町4丁目 13-8	〃	234-1030	平18.10. 1	

施設の種類	名 称	経営 主体	定員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
	ライムハイツ	医財	5	軽量鉄骨2階建	末町12-49	松原 三郎	229-5053	平18.10.1
	第1いしびきホーム	"	5	木造2階建	石引4丁目12-8	"	265-5881	平18.10.1
	第2いしびきホーム	"	7	"	石引4丁目12-6	"	222-7616	平21.9.1
	紅梅102	"	3	鉄筋コンクリート造 4階建	飛梅町2-14	"	223-4313	平21.9.1
	紅梅201	"	3	"	"	"	229-2813	平19.10.16
	紅梅202	"	3	"	"	"	264-0383	平20.8.1
	紅梅301	"	3	"	"	"	229-2813	平21.4.1
	紅梅302	"	3	"	"	"	233-0771	平19.5.1
	紅梅401	"	3	"	"	"	233-2341	平19.5.1
	紅梅402	"	3	"	"	"	234-6877	平19.10.16
	やすらぎハイツ1	"	2	木造2階建	小立野2丁目 24-52	岡 宏	231-7720	平18.10.1
	やすらぎハイツ2	"	3	"	小立野2丁目 13-5	"	231-5728	平18.10.1
	カーサアルバ	"	6	鉄骨造2階建	暁町1-11	"	262-6565	平20.9.1
	カーサビパーチェ	"	3	木造2階建	田上本町ヨ20	"	262-1330	平21.2.1
	カーサ・セレッソ	"	2	"	桜町14-24	"	262-6565	平23.4.1
	ハイツ北金沢2	医社	9	鉄骨造3階建	観法寺町へ35-1	小市 勝之	258-2480	平19.10.1
	ハイツ北金沢3	"	9	"	"	"	"	平19.10.1
	プリムラ	"	20	"	観法寺町へ148	"	258-2279	平19.10.1
	石川ハーフウェイ ケアハウス	NPO	7	鉄骨造4階建	末町9-47-17	藤林外宣雄	229-1520	平18.10.1
	ケアホームもえぎ	有限	7	木造平屋建	千木町イ2-1	斉藤 晃宏	257-2310	平23.4.1
	いそべ・きずなの家	社福	5	木造2階建	磯部町ホ25-1	寺田外喜男	225-8964	平23.4.1

4 児童福祉施設一覽表

○ 保 育 所

番号	保育所名	定員	経営	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	認可年月日
1	中 村 町	95	市立	鉄筋コンクリート造2階建	中村町15-7	西川美知子	241-3437	昭27. 6. 1
2	三 馬	135	"	"	久安6丁目83	岡山 洋子	247-0010	45. 4. 1
3	光 が 丘	132	"	"	光が丘2丁目104	辰村 俊恵	298-1153	50. 4. 1
4	八 日 市	120	"	"	八日市2丁目465	廣田 玲子	242-0411	27. 9. 1
5	矢 木	100	"	"	矢木1丁目40	中川 紀子	249-2518	29. 9. 1
6	金 石	98	"	鉄筋コンクリート造平屋建	金石北3丁目3-38	甚田 祥子	267-0779	23. 11. 1
7	八 田	106	"	鉄筋コンクリート造2階建	八田町東572	小蕎真知子	258-0333	47. 10. 1
8	花 園	70	"	鉄筋コンクリート造平屋建	岸川町に46	森澤満智子	258-0158	30. 7. 1
9	森 山	95	"	鉄筋コンクリート造2階建	元町1丁目7-7	多田 明美	252-0448	28. 12. 1
10	双 葉	81	"	"	吉原町ヨ1	加藤美智代	258-0332	28. 3. 1
11	薬 師 谷	79	"	"	堅田町丙86-3	寺田 利子	258-0721	27. 3. 31
12	官 野	40	"	"	官野町ホ79	寺西 克美	257-5404	34. 10. 1
13	大 桑	50	"	"	大桑町平42-48	中村 和子	247-4630	54. 4. 1
14	泉	90	県立	"	泉1丁目3-63	八田知恵子	242-5880	44. 2. 1

1	湯 涌	40	社法	鉄筋コンクリート造3階建	湯涌荒屋町イ23	新井 行雄	235-1258	昭57. 4. 1
2	末	60	"	鉄筋コンクリート造平屋建	末町21-22	石野 三井	229-0033	29. 4. 1
3	み ず ほ	40	"	"	二俣町ハ5-1	古 登	236-1044	60. 4. 1
4	広 岡	120	"	鉄筋コンクリート造2階建	広岡2丁目8-26	野口 倫明	261-3759	51. 10. 1
5	双 葉	90	"	"	香林坊2丁目5-24	側垣 二也	231-3456	52. 4. 1
6	聖 盞	120	"	"	長町1丁目5-30	湯沢 昌子	263-5906	23. 11. 1
7	長 土 堀	90	"	"	長町3丁目11-17	高木 繁治	264-1900	23. 7. 1
8	さ い び	60	"	"	長土堀1丁目2-9	新村美智子	231-5460	43. 12. 1
9	ま こ と	60	"	"	尾張町2丁目16-86	北村 修吉	231-5474	25. 7. 1
10	石川県済生会	90	"	鉄筋コンクリート造3階建	本町1丁目2-16	水戸 義招	233-1649	46. 1. 1
11	瓢 箪 町	70	"	鉄筋コンクリート造2階建	瓢箪町8-22	高柳 八朗	221-6611	23. 7. 1
12	材 木	60	"	"	材木町13-40	三好 保夫	221-6588	25. 6. 1
13	愛 育	60	"	鉄筋コンクリート造3階建	小將町8-23	官本 慎一	221-0984	23. 11. 1
14	さ く ら	100	"	鉄筋コンクリート造2階建	桜町8-17	三好 保夫	231-4045	23. 7. 1
15	真行寺むつみ苑	60	"	"	石引2丁目4-23	木村 康治	221-5206	25. 7. 1
16	聖ヨハネ乳児	40	"	鉄骨造平屋建	石引4丁目3-1	側垣 二也	264-2006	45. 11. 1
17	梅 光	120	"	鉄筋コンクリート造2階建	石引4丁目6-1	齋藤 忠夫	222-2405	23. 11. 1
18	上 野	80	"	"	小立野1丁目15-23	桑野 修三	262-1001	43. 4. 1
19	小立野善隣館	90	"	"	小立野5丁目1-5	吉田 昭生	261-2755	23. 7. 1
20	わ く な み	90	"	"	涌波2丁目7-35	桑野 修三	264-1419	46. 4. 1
21	あ ゆ み	60	"	"	笠舞3丁目8-41	水上 喬子	262-5016	37. 10. 1
22	永井善隣館	70	"	"	菊川2丁目8-13	新井 外司	231-3429	23. 11. 1
23	末 広	90	"	"	三口新町3丁目19-10	高桑 三郎	222-0129	50. 4. 1
24	つくしんぼ	60	"	"	宝町1-1	飯田 克平	222-0277	50. 1. 1
25	野 町	60	"	"	野町3丁目24-32	道林 信郎	244-6458	48. 4. 1
26	第一善隣館	60	"	"	野町3丁目1-15	小竹 弘文	241-4030	23. 7. 1
27	子 供 の 家	60	"	"	若草町5-32	宮江 伸一	241-0104	28. 2. 18
28	みどりが丘	110	"	"	緑が丘19-8	佐子田繁夫	241-1574	48. 4. 1
29	の ぞ み	60	"	"	若草町22-1	杉山 正彦	241-0078	51. 11. 1
30	す み れ	40	"	"	寺町4丁目1-2	福井 清周	241-1932	54. 4. 1
31	龍 雲 寺	90	"	"	寺町5丁目12-40	木村 昭仁	243-8008	25. 7. 1
32	平 和	90	"	"	平和町2丁目6-6	山田 一二	241-2539	23. 11. 1
33	め ぐ み	90	"	"	平和町2丁目4-5	丘村 義人	241-0580	23. 11. 1
34	富 樫 中 央	119	"	"	山科1丁目7-5	村山 春樹	241-6456	44. 10. 1

番号	保育所名	定員	経営	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	認可年月日
35	ひばり	90	社法	鉄筋コンクリート造2階建	額新町2丁目124	源 通	298-7611	昭43. 4. 1
36	額小鳩	210	"	"	三十苜町乙156	前田 清	298-5253	48. 4. 1
37	ひまわり	90	"	"	横川2丁目290	古川 敏彦	247-2103	"
38	神 田	90	"	"	神田1丁目14-10	供田悠紀子	244-0680	50. 4. 1
39	弥生乳児	30	"	"	泉1丁目2-3	四位例 章	244-2266	"
40	泉の台	150	"	"	泉野町4丁目4-3	新保 善正	243-6775	"
41	伏見台	150	"	"	窪4丁目511	近藤 二郎	243-6745	"
42	泉ガ丘	120	"	"	富樫2丁目5-35	竹澤 敦子	247-4150	51. 4. 1
43	わかば	90	"	"	西大桑町7-5	西田 泰明	243-4522	"
44	額小鳩第二	120	"	"	三十苜町乙154	前田 清	298-5216	"
45	米丸	120	"	"	東力町ニ157-3	酒井 光夫	291-1174	24. 6. 1
46	しらゆり	90	"	"	西金沢3丁目508	武村 昇治	249-3620	44. 2. 1
47	すずらん	150	"	"	西金沢4丁目617	北 篤司	249-4988	48. 4. 1
48	安 原	215	"	"	下安原町東1521-1	松崎 淑雄	249-2548	39. 4. 1
49	ふたつか	90	"	"	北塚町西100-2	吉藤 哲夫	249-0454	40. 4. 1
50	ミドリ	90	"	"	南塚町233	塚野 良平	249-6339	49. 4. 1
51	ミドリ第二	90	"	"	みどり3丁目23-2	"	249-5524	51. 4. 1
52	くるみ	145	"	"	入江3丁目215	吉田 一郎	291-2717	"
53	正 美	300	"	鉄筋コンクリート造3階建	二口町イ30	中田 正臣	261-8815	36. 10. 1
54	みなと	150	"	鉄筋コンクリート造2階建	寺中町リ10	横山 初夫	268-2743	46. 11. 1
55	みなと第2	110	"	鉄骨造2階建	桂町38街区1	横山 初夫	266-1711	平18. 3. 31
56	大野町	90	"	鉄筋コンクリート造2階建	大野町4丁目甲18-11	森 隆	267-0136	23. 11. 1
57	かもめ	60	"	"	粟崎町タ1-1	本島 幹兒	238-2061	23. 7. 1
58	栗崎	180	"	"	栗崎町1丁目4	中宮 紘一	238-3720	"
59	くら月	120	"	"	南新保町口126-1	徳田 一郎	237-6756	54. 4. 1
60	双葉町子供の家	90	"	"	駅西新町1丁目30-9	勝田 徹	262-9012	44. 4. 1
61	あけぼの	90	"	"	戸水1丁目12	北川聖四郎	237-7036	52. 4. 1
62	西 念	120	"	"	西念3丁目7-21	六角 正子	265-6116	47. 4. 1
63	北 安 江	160	"	"	北安江3丁目12-22	澤飯 英樹	231-1400	23. 11. 1
64	ニコニコ	210	"	"	松村2丁目20	金原 博	268-4120	49. 4. 1
65	弓 取	140	"	"	三口町火236	澤飯 英樹	237-7800	50. 4. 1
66	松 寺	150	"	"	松寺町丑47	元村 善輝	238-1414	36. 10. 1
67	東 金 沢	180	"	"	三池町145	村池 敬一	252-7814	47. 4. 1
68	大 浦	90	"	"	大浦町ヲ7	藤井 國知	238-2734	46. 4. 1
69	ま ど か	90	"	"	南森本町ヌ139	藤原 昭江	258-0758	24. 7. 1
70	千 坂	120	"	"	疋田町ハ302	島村 隆	258-1321	41. 11. 1
71	み ず き	150	"	鉄骨造2階建	みずき4丁目1	古田 秀一	258-2120	平17. 3. 31
72	馬 場	60	"	鉄筋コンクリート造2階建	東山3丁目29-22	荒木 孝義	252-1414	昭45. 4. 1
73	浅 野	90	"	"	京町3-43	東野 秀一	252-1550	26. 3. 20
74	光	150	"	"	神宮寺1丁目11-15	川辺 清光	252-9750	47. 4. 1
75	小 金	60	"	"	小坂町ケ120-4	出坂 一成	252-6800	25. 9. 1
76	山 王	120	"	"	山王町2丁目85	島村 隆	252-0135	48. 4. 1
77	か み や	120	"	"	神谷内町ヘ29	"	251-1250	50. 4. 1
78	若 松	90	"	"	若松町3丁目116	米沢 寛	261-4522	46. 1. 1
79	西 泉	120	"	"	西泉5丁目103	山田 昇	243-3420	52. 4. 1
80	め ば え	120	"	"	八日市3丁目229	黒田 誠一	249-8266	"
81	か さ ま い	90	"	"	笠舞2丁目27-20	木村 潔	222-5915	"
82	犀 川	60	"	"	末町16-30	高村 佳伸	229-1681	"
83	旭 町	120	"	鉄筋コンクリート造平屋建	旭町2丁目13-1	武村 昇治	222-5647	"
84	わ ら べ	235	"	鉄筋コンクリート造2階建	畝田東4丁目1164	畝田 昭夫	268-6737	53. 4. 1
85	米丸わかたけ	110	"	"	高島1丁目381	朝倉 忍	291-5574	"

番号	保育所名	定員	経営	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	認可年月日
86	あかしあ	120	社法	鉄筋コンクリート造2階建	栗崎町3丁目243-1	津田 義人	238-1100	昭53. 4. 1
87	こまどり	120	"	"	上荒屋6丁目428	荒納 壽一	249-8511	"
88	おしの	120	"	"	押野2丁目525	島田 恵子	242-6660	"
89	かたつ	60	"	"	須崎町ト49	上野 孝	238-5705	"
90	大徳	150	"	"	畝田中1丁目97	浅香 順子	267-0961	"
91	あおば	120	"	"	豊穂町195	中川 利雄	240-0050	54. 4. 1
92	田上	120	"	"	田上本町チ19	岡島 平吉	262-4014	"
93	額扇台	90	"	"	馬替2丁目204-1	中野 吉富	298-8181	"
94	まどか第2	120	"	"	弥勒町カ112	藤原 昭江	257-1260	"
95	東浅川	50	"	"	袋板屋町西29	水野 勝栄	229-2030	55. 4. 1
96	野町夜間	40	"	"	野町3丁目24-32	道林 信郎	244-6458	63. 7. 1
97	双葉第二	30	"	"	香林坊2丁目5-24	側垣 二也	231-3456	平12. 4. 1

○ 児 童 館

名 称	経営	館 長 名	所 在 地	電話番号	認可年月日
長町児童館	市立	石田正俊	長町2丁目2-16	232-9221	昭40. 1. 4
芳斉"	"	虎井勝	芳斉2丁目3-29	222-7477	41. 4. 1
花園"	"	古村吉照	今町チ41	258-0028	43. 7. 1
馬場"	"	中西満須子	東山3丁目29-22	253-1255	45. 4. 1
大野町"	"	松金明栄	大野町1丁目8-5	268-1277	46. 2. 1
平和町"	"	大野木潤子	平和町2丁目8-7	241-4851	48. 4. 1
大徳"	"	小浦弘義	畝田中2丁目234	268-2533	49. 4. 1
小坂"	"	棒田正二	小坂町北312	251-6055	50. 4. 1
材木"	"	野村祐治	材木町13-11	223-7765	51. 4. 1
米丸"	"	川元傳	間明町2丁目346	291-5535	51. 4. 1
富樫"	"	開敷一雄	山科1丁目6-8	242-4252	53. 4. 1
小立野"	"	能登太一	小立野4丁目7-51	233-1780	54. 4. 1
中村"	"	小松勉	中村町10-35	247-4456	54. 4. 1
栗崎"	"	高村昭次	栗崎町1丁目3	237-3837	55. 4. 1
鞍月"	"	藤巻公三	南新保町口133-2	237-8957	56. 4. 1
瓢箪"	"	大村昭男	彦三町2丁目10-5	221-1518	57. 4. 1
金石"	"	中嶋吉守	金石西4丁目5-30	266-1125	58. 4. 1
安原"	"	村上弘子	福増町北1067	249-8930	59. 4. 1
森山"	"	街道利之	森山2丁目11-13	251-4332	59. 4. 1
弥生"	"	山本悦子	弥生1丁目29-13	243-7588	61. 4. 1
新神田"	"	上濃彦治	新神田1丁目1-18	291-4496	62. 4. 1
浅野町"	"	出戸眞徳	浅野本町2丁目13-12	252-5664	63. 4. 1
三和"	"	東勝美	上荒屋4丁目82	249-2908	平2. 4. 1
二塚"	"	大釜満男	北塚町西98	269-0272	5. 11. 1
押野"	"	宇野勝次	八日市2丁目464	247-3220	6. 4. 1
千坂"	"	元木千明	千木1丁目235	258-3969	6. 4. 1
長田町"	"	島田重之	長田町1丁目5-50	235-2180	7. 4. 1
扇台"	"	川上利昭	馬替1丁目29-1	296-1180	9. 4. 1
杜の里"	"	大海捷一	若松町3丁目281	222-7759	13. 4. 1
西南部"	"	小林昭進	八日市出町815	240-3878	16. 4. 1
城北児童会館	"	嶋口外樹正	小坂町西8-11	251-0444	昭56. 5. 4
いしかわ子ども交流センター	県立	谷内厚子	法島町11-8	243-6501	34. 9. 1

5 地区民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会

(平成23年6月現在)

No.	地区名	地区民生委員・児童委員協議会			地区社会福祉協議会	
		定数	所在地	会長氏名	会長氏名	所在地
1	野町	17	野町会館	今川英雄	小竹弘文	(空欄は地区民児協と同じ)
2	中村	23	中村会館	出口孝浩	出口重浩	島村宅
3	十一屋	24	平和町会館	松本昭一	島村慎一	
4	弥生	19	弥生公民館	松村昭直	徳加藤弘雄	
5	泉野	21	第4善隣館	栖原昭史	長谷勝俊	
6	新野	16	新野会館	砺田和史	新井外司	
7	菊川	20	永井善隣館	新田龍人	吉田昭生	
8	小立野	25	小立野文化会館	熊走千代野	黒梅他司郎	
9	小材木	25	桜華幼稚園	西田武徳	谷泰隆	
10	味噌蔵	21	第3善隣館	谷泰隆	石野利隆	坂井宅
11	長町	11	長町公民館	岩井幸吉	坂井泰男	
12	松ヶ枝	12	小川宅	得永孝子	新加藤孝良	芳斉公民館
13	長土堀	17	長土堀保育園	片岡正子	橋本昭男	
14	芳田	12	堀田宅	堀勇一	沼田忠義	
15	長此	15	長此花会館	二羽英一	中崎龍雄	瓢箪町公民館
16	此花	10	此花会館	法村昌子	大窪重宏	
17	瓢箪	14	松島宅	松島康子	小東野秀一	瓢箪町公民館
18	馬場	14	官保宅	河合康子	小阪川幸雄	馬場福祉会館
19	浅野	17	浅野町福祉センター	河杉村武昭	小川幸夫	
20	森山	24	森山善隣館	國枝茂夫	小乙井光	
21	諸江	29	諸江公民館	松野嘉孝	酒井和司	
22	富樫	22	富樫公民館	村島進	酒井秀雄	
23	米丸	28	米丸あすなろ苑	室谷泰進	南野宏一	
24	三馬	31	会館みんま	小坂勇三	四月朔松彦	
25	崎浦	34	崎浦公民館	林野善一	杉野武隆	
26	小坂	23	野間神社	高野順子	吉倉正健	
27	鞍月	17	鞍月児童館	北川真子	輪崎司功	
28	浅野川	10	浅野川公民館	荒井孝子	今井敏彦	
29	粟崎	17	粟崎文化センター	奥田堅子	山本真智子	
30	大野	6	大野町公民館	三野昭子	川原立人	
31	戸板	22	戸板公民館	岡野輝邦	木宮保喜	
32	大金	46	大金公民館	村崎健司	川口豊雅	
33	二石	18	二石公民館	輪崎外義	竹北村隆一	
34	二川	14	二塚公民館	官栄三	山本敏嗣	
35	内川	20	内川公民館	松田耕子	栗森真智子	
36	内川	5	内川公民館	吉田真智子	川原立人	
37	犀川	12	犀川公民館	栗森真智子	木宮保喜	
38	安原	19	安原公民館	小野玲子	川口豊雅	
39	湯涌	7	湯涌公民館	谷口哲夫	竹山村隆一	
40	額	19	額公民館	桶谷千鶴子	杉原隆一	
41	押野	20	押野公民館	宇野勝次	山根久美子	
42	浅川	33	浅川公民館	山森太久	斎藤寛稔	
43	森本	37	森本市センター	高山久治	西田一男	
44	伏見	28	伏見台公民館	高山伸二	西瀬戸雅行	
45	夕日寺	10	山根宅	山根久美子	瀬戸雅行	
46	長坂	21	椎名宅	高田千恵	西田一男	
47	千坂	20	千坂公民館	菱輪勇紀	瀬戸雅行	
48	新神	17	新神田公民館	石黒邦久	瀬戸雅行	
49	西南	13	西南公民館	西田真智子	瀬戸雅行	
50	西南	21	西南児童館	寺西志郎	瀬戸雅行	
51	三和	18	三和文化会館	山崎幸一	瀬戸雅行	
52	米泉	15	米泉公民館	河上進	瀬戸雅行	
53	扇台	19	扇台公民館	河本爽	瀬戸雅行	
54	四万	15	額公民館	井川渉	瀬戸雅行	